

福岡市文化財保存活用地域計画（案）

令和4年
福岡市

例言

- 1 本書は、文化財保護法第183条の3に基づき、令和2・3（2020・2021）年度に作成作業を実施した福岡市文化財保存活用地域計画です。
- 2 本書は、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の作成等に関する指針」（平成31（2019）年3月作成、令和3（2022）年6月変更）に拠り、作成しました。
- 3 本書は、本市の文化財の保存・活用に関するマスタープランとして平成31（2019）年3月に策定した『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の理念や方針に基づき、アクションプランとしてまとめたものです。
- 4 本書の作成にあたっては、「福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、検討を行いました。また、あわせて「福岡市文化財保護審議会」への意見聴取を行いました。
- 5 本書の作成の体制は次のとおりです。

【助言】

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会
福岡市文化財保護審議会
福岡市文化財保存活用地域計画検討ワーキンググループ
福岡県教育庁文化財保護課

【指導・助言】

文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ

【事務局】

福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課

- 6 本書は、「令和2年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）、令和3年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用計画作成）」国庫補助金を活用して作成しました。



本事業は令和3年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）の補助を受けて実施しています。

目次

序章 作成にあたって

【背景と目的】2
【用語の定義】5
【文化財に関わる計画との関係】7
【計画に関わる主体】9
【計画の期間と見直し】10
【作成の体制と経緯】11

第1章 福岡市の歴史文化の特徴

1-1 自然、社会、歴史14
1-2 市内に所在する文化財の概要35
1-3 歴史文化の特徴46

第2章 地域計画の基本目標

2-1 「歴史文化基本構想」の目指す方向52
2-2 地域計画の基本目標55
2-3 基本目標実現への道すじ55

第3章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

3-1 文化財を「知る」取組の現状と課題58
3-2 文化財を「守る」取組の現状と課題62
3-3 文化財を「活かす」取組の現状と課題65
3-4 対応が必要な課題70

第4章 基本目標を実現するために

4-1 基本的な考え方72
4-2 経常的な文化財の保存・活用72
4-3 重点的な文化財の保存・活用73

第5章 文化財の保存・活用の体制

5-1 基本的な考え方96
5-2 施策の取組主体とその役割97
5-3 本計画の推進体制と進捗管理98

用語解説103
------	----------

序章

作成にあたって

本計画は、令和5（2023）年度～9（2027）年度までの5か年で本市が取り組む文化財の保存・活用に関するアクションプランです。平成31（2019）年3月に策定したマスタープランである『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～福岡市歴史文化基本構想～』に基づいています。

本章では、計画作成にあたって、背景や目的等を紹介します。

【背景と目的】

（１）作成の背景

●文化財保護法の改正

市民と行政の連携による文化財の総合的・一体的な保存・活用が求められています。

文化財をとりまく環境は、社会構造の変容や価値観の多様化により、大きく変化しています。少子高齢化等の影響により地域の文化財（祭りや行事、歴史的建造物や文化財を所有する神社仏閣等）を支える社会的基盤が弱体化している一方で、地域振興や観光振興を目的とした文化財活用の機運は高まっています。

国はこうした状況をふまえた上で、平成 30（2018）年に文化財保護法を改正し、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」を法に位置づけました。「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31（2019）年 3 月作成、令和 3（2022）年 6 月変更）では、市民と行政の連携による文化財の保存・活用をすすめることを「文化財保存活用地域計画」作成の趣旨としています。

また、昨今の世界的な環境の変化に対応しながら、これからは行政や文化財の所有者等が個別の文化財の保存・活用をすすめるのではなく、地域コミュニティ、文化財にかかわる団体、大学等教育研究機関、企業など、本市で活動する多様な人々と手を取り合っ、周辺環境も含めて文化財を総合的に保存・活用していく必要があります。文化財の保存・活用の担い手の幅を広げていくためには、保存・活用の対象となる「文化財」だけでなく、それにかかわる「人」に対する働きかけがますます重要となってきます。



●「持続可能な開発目標（SDGs¹）」の実践


都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立する、「持続可能」な文化財の保存・活用が求められています。

都市化に加えて、近年の大規模な自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域に根差した文化財の変容、衰退、滅失につながります。


このような文化財を取り巻く環境の変化に対応しながら、都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立していくことは、現在世界各国がよりよい世界を目指して取り組んでいる国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の基本的な考え方に合致するものです。私たちには、SDGs に貢献する取組として、文化財を適切に保存することを活用の前提とし、得られた人材や資金を保存の取組につなげる好循環を創出しながら、「持続可能」な文化財の保存・活用を実現することが求められています。

次頁に、文化財の保存・活用に関連する SDGs のゴールとターゲットを掲げます。


¹SDGs: 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（平成 27（2015）年 9 月の国連サミット採択）に記載された国際目標。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すとしており、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

ゴール4		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
ターゲット7		2030年までに、持続可能な開発のための教育と持続可能なライフスタイル、人種、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を推進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。


関連する文化財の保存・活用：**文化財の生涯学習への活用** など

ゴール8		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
ターゲット9		2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

関連する文化財の保存・活用：**伝統工芸の振興、文化財の文化観光への活用** など

ゴール9		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
ターゲット1		全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

関連する文化財の保存・活用：**史跡の整備、建造物・史跡等の災害対策、修理・復旧** など

ゴール11		包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
ターゲット4		世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

関連する文化財の保存・活用：**文化財の継承とまちづくりへの活用** など

外務省ウェブサイト「JAPAN SDGs Action Platform」掲載「持続可能な開発目標（SDGs）」より抜粋

●ポストコロナ社会¹で果たすべき文化財の役割

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした変化や分断からの回復の動きに対し、ウェルビーイング²の向上に資する分野への文化財の積極的な活用が求められています。

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、新しい生活様式の実践が求められるようになるなど、人々の生活に大きな変化をもたらしました。市民生活に様々な制約が求められる面もありますが、デジタル化、経済面での国内回帰、集中型から分散型への移行、ウェルビーイングの重視、サステナビリティ³への意識向上等に対する関心が高まり、感染症拡大を積極的に乗り越えようとする様々な取組も活発化しています。

¹ポストコロナ社会：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、変化をとげた社会を示す概念。

²ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。「幸福」などと訳される。SDGsのゴール3でも言及されており、企業や組織等のあり方を考える際の概念の1つとして使用されることも多い。人間的に豊かな生活の実現に対する支援や人権の保障などにより達成される。本計画では、特に精神的、社会的に良好な状態を意味する言葉として用いる。

³サステナビリティ：「持続可能性」と訳される。人間活動が将来にわたって持続できるかどうかを表す概念。経済や社会など人間活動全般に用いられるが、特に環境問題やエネルギー問題について使用されることが多い。

感染症拡大の影響は、人と人との接触や人の集まりが継承の前提となる、伝統芸能や伝統工芸、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術をはじめ文化財にも及んでいます。一方で新しい生活様式に対応した観光振興や地域振興、学び・教育といった分野において、人々の心の癒しやウェルビーイングにつながる、文化財を活かした取組が期待されています。

●現在のまちづくりに受け継がれている歴史文化

多様な交流が育んだ本市ならではの歴史文化は、現在や未来のまちづくりに活用できる財産です。歴史文化を継承していくことは、まちの発展・成長につながります。

本市は、昭和 62（1987）年 10 月に『福岡市基本構想』を定め、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを進めてきました。平成 24（2012）年 12 月には同構想を改訂し、長期的に目指す都市の在り方として、「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」の下に、「海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」「活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市」を掲げました。同時に改訂した第 9 次『福岡市基本計画』では、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環をつくり出すことを、都市経営の基本戦略としています。この基本計画に基づき、令和 3（2021）年 6 月第 3 次『政策推進プラン』では、特に、都市活力を生み出す観光・MICE¹の振興や民間活力を活用しながらの都心部機能強化、新しい価値を生むスタートアップ²の支援や創造産業の振興等の施策を示し、力を入れて取り組んでいます。

このような現在のまちづくりの背景には、行き交う人とモノを通じて多様な文化を吸収することにより都市として成長してきたという本市ならではの都市の発展の歴史文化があります。例えば、弥生時代開始期に板付遺跡等でいち早く水稻農耕を受容し、それにより蓄積された富が豊かな弥生文化の繁栄につながったことや、中世に博多遺跡群を中心に行われた国際貿易が多様な人々をひきつけ、その後の福岡・博多の経済的・文化的な発展の基礎となったこと等が挙げられます。人やモノの交流と多様性を、都市の成長に活かす発展の戦略は、2000 年にわたって現在にまで脈々と受け継がれています。



¹MICE: 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議 (Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとったもの。

²スタートアップ: 新しい行動や事業を起こすこと。

(2) 目的

本市は、平成 31 (2019) 年 3 月、社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力創出に繋げていく中長期も見据えた文化財の保存・活用に関するマスタープランとして『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～福岡市歴史文化基本構想～』（以下、「歴史文化基本構想」）を策定しました。

本計画は、この「歴史文化基本構想」を踏まえ、文化財保護法 183 条の 3 に位置づけられる「文化財保存活用地域計画」として作成した、保存・活用に関するアクションプランです。本市が『総合計画』に基づき推進しているさまざまなプロジェクトを踏まえつつ、市民と行政の連携による文化財の保存・活用の具体的な施策を定め、その推進により文化財を保存しながら活用していく好循環を生み出していくことを目的とします。

【用語の定義】

1) 歴史文化とは

国は、平成 24 (2012) 年 8 月発行の『「歴史的文化基本構想」策定技術指針』（平成 24 (2012) 年 2 月）において、「歴史文化」を「文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったもの」と定義しました。そして、文化財に関わる様々な要素を「文化財の周辺環境」であるとし、具体的には、「文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等」を挙げています。本計画においても、国の定義に従い、「歴史文化」を文化財とその関連する諸要素が一体となったものとして捉えます。

2) 文化財とは

一般的に、文化財とは、有形文化財¹、無形文化財²、民俗文化財³、記念物⁴、文化的景観⁵、伝統的建造物群⁶の 6 つの類型と、文化財の保存技術⁷、埋蔵文化財⁸といった保護対象に捉えられ、指定や登録されたもののみを示すと理解されがちです。しかし、文化財保護法では、文化財を「わが国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため 欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と定義しています。このことから、指定などの措置がとられているか否かに関わらず、本市の歴史

¹有形文化財：建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。

²無形文化財：演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものの総称。人間の「わざ」そのものであり、具体的にはわざを体得した個人または個人の集団によって体現される。

³民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものの総称。

⁴記念物：史跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの）、名勝（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの）、天然記念物（動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの）の総称。

⁵文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

⁶伝統的建造物群：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの。

⁷文化財の保存技術：文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能。

⁸埋蔵文化財：土地に埋蔵されている文化財。

や文化等の理解のために、必要なすべての文化的所産を、広い意味で文化財と捉えることができます。

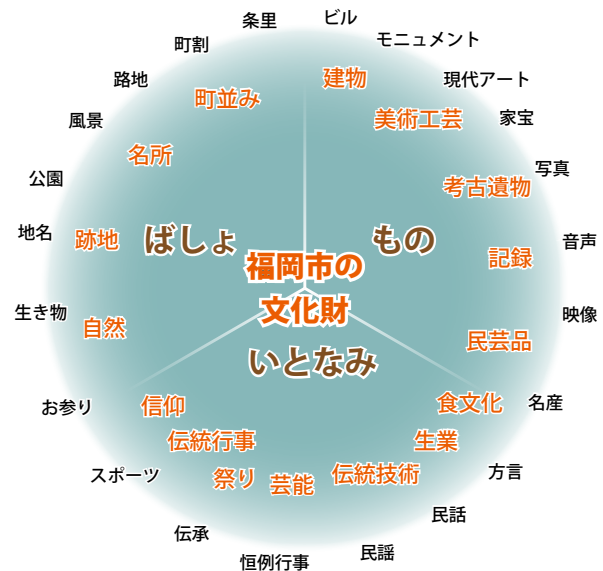
本計画では、文化財を、「本市の歴史や文化等の理解に必要なすべての文化的所産」と定義します。また、文化財を指定や未指定、類型の別を問わず総合的に幅広く捉えるため、文化財全体に内包される属性である「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を、文化財の категорияとして用います。

すでに文化財として認識されているものだけでなく、時代や社会の変化とともに市民が将来に残し伝えていきたい文化財の範囲が広がっていくことを想定し、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」の3カテゴリーを核として様々な文化的所産を下の図のように整理します。なお、法や条例に基づき指定・登録等の措置がとられている文化財は、指定等文化財¹と呼称します。

〔文化財保護法の捉え方〕



〔本計画の捉え方〕



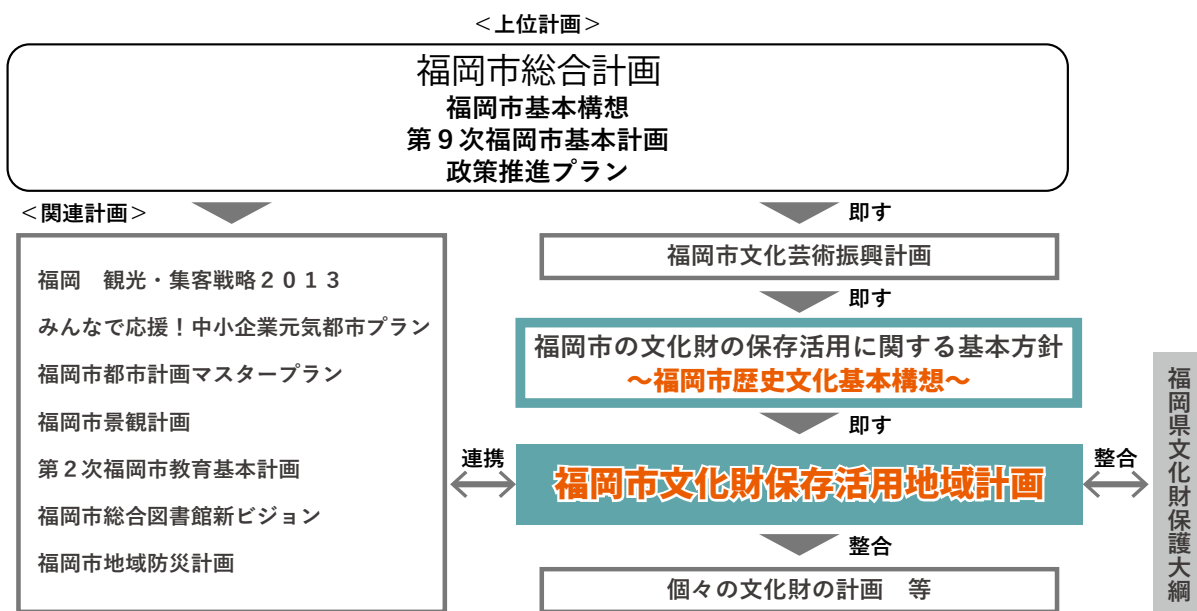
本計画における文化財の捉え方

3) 文化財保護とは

文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を法の目的として、第一条に定めています。これに基づき、本計画では文化財の保護を保存・活用と定義します。

文化財の保護は、一般的に保存や継承のみを示す概念と捉えられることもありますが、文化財を保存しながら活用する好循環の実現が求められていることは、【背景と目的】に記したとおりです。

¹指定等文化財：国や地方自治体が、文化財保護法や文化財保護条例に基づき、重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録した文化財。指定等をうけた文化財の現状を変更する場合は、法に基づき許可や届出が必要となる。一方で、保存修理や防災施設の設置、公開施設の整備などについては、補助制度を活用することができる。



本計画の位置付け

【文化財に関わる計画との関係】

本市は、『福岡市総合計画』として、長期的に目指す都市像を示した『福岡市基本構想』（平成24（2012）年12月改訂）、まちづくりの目標や施策の方向性を示す10年間の長期計画『福岡市基本計画』、具体的な事業を示した4年間の計画『政策推進プラン』を策定し、これに沿ったまちづくりを進めることにより、「アジアの交流拠点都市」を目指しています。歴史文化にかかわる部分では、基本構想において、「海に生まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市」が目指すべき都市の在り方として掲げられ、歴史や文化と融合した都市的魅力と多様な交流から創造される新たな価値により、世界中の人をひきつける都市を目指すことがうたわれています。この都市像を実現するため、第9次基本計画では分野別目標の1つとして「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」が設定されています。

上記を踏まえ、平成31（2019）年3月に、これからの文化財の保存・活用の基本的な方向性を示すマスタープランとして策定したものが「歴史文化基本構想」です。

本計画は、上記の「福岡市総合計画」と「歴史文化基本構想」に基づく文化財の保存・活用に関するアクションプランであり、計画期間内に実施する具体的な取組を定めます。本市の文化財に関わる上位・関連計画や福岡県が定めた「福岡県文化財保護大綱」との整合も図っています。

上位・関連計画

第9次福岡市基本計画（平成24（2012）年12月策定・令和4（2022）年度まで）

基本計画では、「緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり」の中に大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進め、「鴻臚館跡」と「福岡城跡」を活用した整備を進めることを明記しています。

また、基本計画を推進するにあたって、具体的な事業を示した4年間の中期計画として実施計画（政策推進プラン）を策定しています。現在は令和3（2021）年度～6（2024）年度までを計画期間とする第3次政策推進プランに基づいた施策・事業が進められています。

福岡市文化芸術振興計画（令和元（2019）年6月策定・令和10（2028）年度まで）

福岡市文化芸術振興計画は、文化財を含む文化芸術振興の基本的な方向性を示す計画で、本計画との関連性が強い計画です。

政策目標として「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」と「文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり」を掲げています。政策目標の実現に向けた主な取組として、地域の文化財等の価値を共有、発信するエリアマップづくり等の実施、歴史文化を楽しめるガイドツアーなど体験事業の実施や、史跡等のユニークベニュー¹活用等を明記しています。

「歴史文化基本構想」（平成31年（2019）年3月策定）

「歴史文化基本構想」は、福岡市文化芸術振興計画との整合を重視して策定した文化財の保存・活用に関するマスタープランです。本市の歴史文化の特徴を踏まえ、これからの本市の文化財の保存・活用の方向性等を明記しています。

福岡 観光・集客戦略2013（平成25（2013）年3月策定・平成25（2013）年度から概ね10年間）

『世界No.1のおもてなし都市・福岡』の実現を目指して「誘客」、「MICE振興」、「魅力づくり」、「観光の産業化」の4つの力点を設定しています。

「魅力づくり」の戦略として「2000年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」を掲げ、福岡にしかない歴史資源を磨き上げ、それらを巡る観光を提案することを明記しています。

みんなで応援！中小企業元気都市プラン（令和4（2022）年4月改定・令和8（2026）年度まで）

地域経済や市民生活を支える伝統産業の持続的発展に資する施策として「伝統産業・技能の振興」を設定し、後継者の発掘・育成や認知度の向上を図ることを明記しています。

福岡市都市計画マスタープラン（平成26（2014）年6月改定・令和4（2022）年度まで）

基本理念として「交流を育み、都市の成長を図る都市づくり」、「地域の特性を活かし、生活の質を高める都市づくり」、「自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり」を掲げています。

景観づくりの基本的な方針において、神社や寺院などを核とし、伝統や歴史を活かした景観形成を図る歴史・伝統地区を位置付けています。

福岡市景観計画（令和2（2020）年3月改定）

福岡市景観形成基本計画（昭和63（1988）年3月策定）に基づき、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実と届出に基づく景観誘導の実効性を確保するため、平成24（2012）年に策定されました。景観形成の4つの基本方針の1つとして「歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり」を掲げています。また、地域特性等から市内全域を6つのゾーンに分類し、ゾーンごとに景観形成基準を定めており、うち歴史・伝統ゾーンには5つの地区が位置づけられています。

¹ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

第2次福岡市教育振興基本計画（令和元（2019）年6月策定・令和元（2019）年度から概ね6年間）

めざす子ども像として「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」を掲げており、その具体的な説明として、郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統文化に対する理解を深める必要性が示されています。

望まれる家庭・地域・企業等の役割として、地域行事への参加や地域の特性を生かして共生する取組などが推奨されています。

福岡市総合図書館新ビジョン（平成26（2014）年6月策定・令和5（2023）年度まで）

「新しい福岡の教育計画」（平成21（2009）年6月策定、後継計画は第2次福岡市教育基本計画）に基づき、基本理念として「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を掲げています。

基本理念を実現するための取組として、「映像資料の公開機能の充実」、「歴史的公文書・行政資料の有効活用」、「古文書資料・郷土資料の後世への伝承」などを明記しています。

福岡市地域防災計画（令和3（2021）年6月改定）

災害対策基本法に基づき、防災にかかわる業務を具体的に定めた計画です。災害発生時に文化財を保護するための対策として、文化財の所有者または管理者に対し、初期消火活動等の実施、消防機関等への通報を行うとともに、経済観光文化局へ報告を行うことを定めています。

福岡県文化財保護大綱（令和3（2021）年3月策定）

福岡県の文化財保護の基本的方針を示すものであり、文化財保護の理念の柱として「価値の共有」、「未来への継承」、「地域との連携」の3つを掲げています。

また、理念に基づいた文化財保護に係る具体的施策として、文化財データベースの充実と情報化への対応、文化財保護の広域ネットワークの推進、文化財保護の担い手の育成などを明記しています。

【計画に関わる主体】

本市の歴史文化を語る上で欠かせない文化財を将来にわたって継承していくためには、市民と行政の連携がより一層重要になります。

本計画では、市民と行政の連携による文化財の保存・活用に向けて、計画に関わる主な主体を以下と定義し、各主体の相互連携を深めつつ文化財の保存・活用を推進していきます。

計画に関わる主な主体

地域コミュニティ	自治協議会や校区内の自治会・町内会を通じて、地域住民が一体感を持ちながら自主的に活動している地域社会、および所属する人々
文化財関連団体	文化財にかかわる公益活動を行っている団体、および所属する人々
文化財の所有者等	文化財を所有・継承・管理する人、団体
企業等	営利を目的とする事業を行う法人その他の団体、および所属する人々
大学等教育研究機関	文化財の保存・活用に関連する大学、国や県の独立行政法人等、および所属する人々
行政	「文化財所管部署」：福岡市文化財の保存・活用に関する施策を実施する部署 「関連部署」：その他の部署

【計画の期間と見直し】

計画期間は、令和5（2023）年度～9（2027）年度までの5か年とします。ただし、取組の期間は準備期間も含め令和4（2022）年度から記載しています。

計画内容は適切に進捗管理し、『福岡市総合計画』等の改定を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。その際には、後述する進捗管理における成果指標等の評価を行い、その結果を次期計画へ反映させます。

また、計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4および重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成31（2019）年文部科学省令第5号）第55条に基づき、その変更の内容によって、文化庁長官への変更の認定の申請、または、県を通じた文化庁への報告を行います。

文化財保護法 抜粋

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第183条の4 前条第5項の認定を受けた市町村（以下この節及び第192条の6第2項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の認定について準用する。

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令 抜粋

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の軽微な変更）

第55条 法第183条の4第1項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 計画期間の変更
- 二 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

【作成の体制と経緯】

学識経験者等で構成される「福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置し、検討を行いました。あわせて「福岡市文化財保護審議会」への意見聴取を行いました。

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会委員 名簿（敬称略、五十音順）

	氏名	専門等	役職名
◎	有馬 学	歴史学（近代史）	福岡市博物館 総館長 九州大学 名誉教授
	石蔵 利憲	文化財の所有者	石蔵酒造株式会社 専務取締役
○	佐伯 弘次	歴史学（中世史）	九州大学 名誉教授
	辻田 淳一郎	考古学	九州大学大学院人文科学研究院 歴史学部門 准教授
	徳永 美紗	情報発信 IT	Code for Fukuoka 代表
	西村 真規子	MICE	株式会社コングレ 九州支社長
	三笥 雄一	地域振興	福岡商工会議所 地域振興部長
	箕浦 永子	都市史 建築史	九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 助教
	山下 永子	都市マーケティング	九州産業大学 地域共創学部 地域づくり学科 教授

（◎は会長、○は副会長）

[オブザーバー] 福岡県教育庁文化財保護課

[関係課] 経済観光文化局

文化活用部：史跡整備活用課、埋蔵文化財課、埋蔵文化財センター

博物館：学芸課、市史編さん室

美術館：学芸課

アジア美術館：学芸課

総務・中小企業部：地域産業支援課

創業・立地推進部：新産業振興課

国際経済・コンテンツ部：まつり振興課

観光コンベンション部：地域観光推進課

文化振興部：文化振興課

教育委員会

総合図書館文学・映像課

住宅都市局

地域まちづくり推進部：都市景観室

福岡市文化財保護審議会委員 名簿（敬称略、五十音順）

氏名	専門等	役職名
井手 誠之輔	美術史	九州大学大学院 教授
岩崎 義則	歴史学（近世史）	九州大学大学院 准教授
岩永 省三	考古学	九州大学 名誉教授
○ 上原 誠一郎	鉱物学	前九州大学大学院 助教
玉泉 幸一郎	植物学	前九州大学大学院 准教授
◎ 佐伯 弘次	歴史学（中世史）	九州大学 名誉教授
坂上 康俊	歴史学（古代史）	九州大学 名誉教授
佐藤 佳代	美術史	前九州産業大学 准教授
須永 敬	民俗学	九州産業大学 教授
田坂 順子	国文学	前福岡大学 教授
福田 千鶴	歴史学（近世史）	九州大学 教授
藤岡 健太郎	歴史学（近代史）	九州大学 教授
松岡 高弘	建築史	有明工業高等専門学校 教授
宮岡 真央子	文化人類学	福岡大学 教授
○ 宮本 一夫	考古学	九州大学大学院 教授

（◎は委員長、○は副委員長）

作成の経緯

	開催年月日
令和2年度第1回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和2年12月23日
令和2年度第2回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年1月26日
令和2年度第3回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年3月26日
令和3年度第1回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年7月20日
令和3年度第2回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年10月12日
令和3年度第1回福岡市文化財保護審議会	令和3年11月12日
令和3年度第2回福岡市文化財保護審議会	令和4年2月4日

第 1 章

福岡市の歴史文化の特徴

本章では、市民と行政の連携による文化財の保存・活用の根幹として本市固有の歴史文化が共有されるように、本市の自然、社会、歴史環境や市内に所在する文化財を踏まえ、歴史文化の特徴を整理します。

1-1 自然、社会、歴史

(1) 自然環境

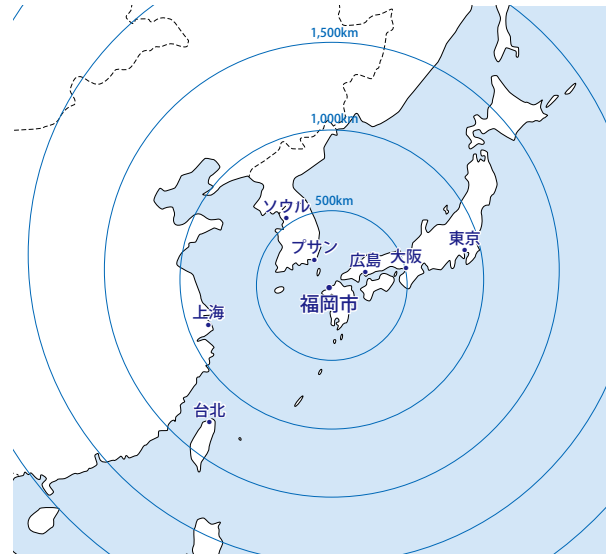
1) 位置

福岡県の北西部に位置し、^{げんかいなだ}玄界灘、東シナ海を挟んで、朝鮮半島やアジア大陸と近接しています。大韓民国の^{プサン}釜山広域市とは直線距離で約210kmに過ぎず、本市から広島市まで(約215km)よりも近い距離にあります。この地理的な条件は、本市が大陸との交流拠点として独自の歴史文化を形成する大きな要因といえます。

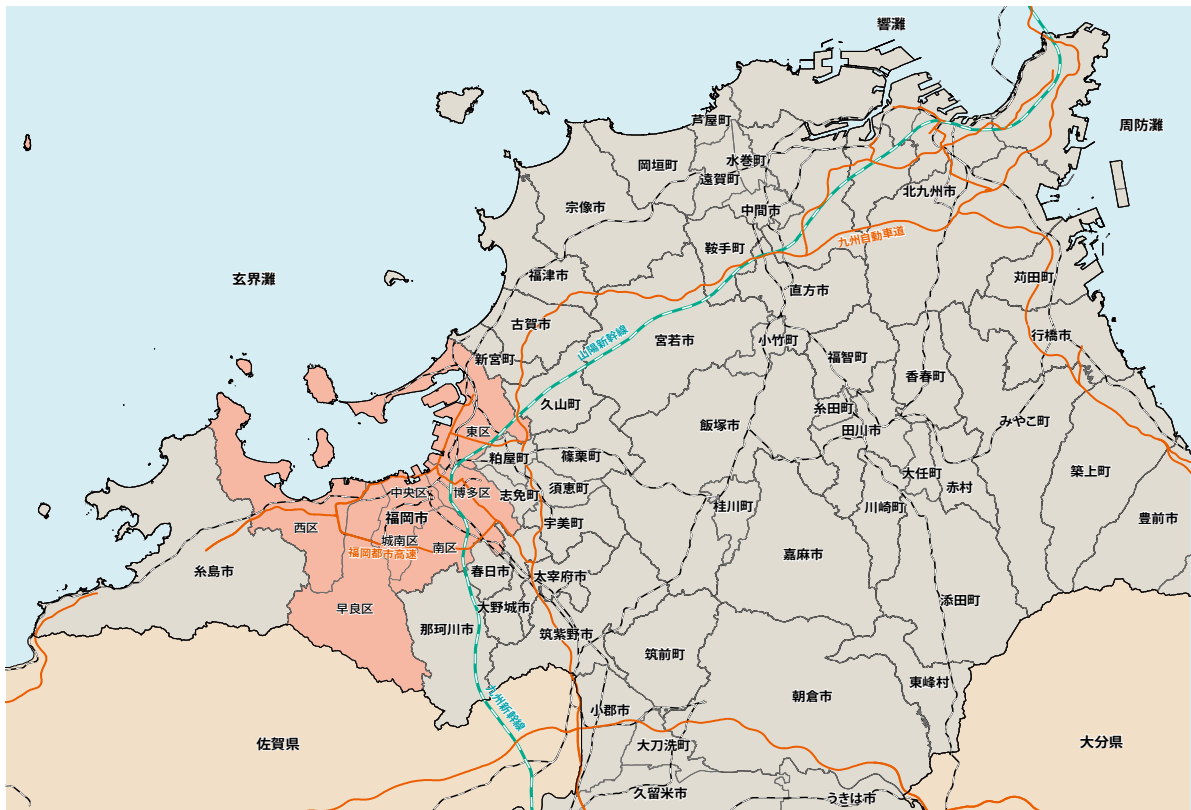
市政を開始した明治22(1889)年当時の市域は、面積5.09km²でした。その後、周辺の町村との合併を繰り返

し、昭和50(1975)年の^{さわら}早良町の編入をもっておおむね現在の市域となりました。さらに、海浜の埋め立てによっても市域は拡張し、現在の総面積は343.39km²となっています。

政令指定都市である本市は、7つの行政区(東、博多、中央、南、城南、早良、西)で構成され、北は玄界灘に面し、南は^{せふりさん}脊振山を境に佐賀県に接しています。



福岡市とアジアの位置関係



福岡市の位置



周辺町村編入の過程

2) 地勢

北は玄界灘と博多湾を臨み、三方を丘陵や山地に囲まれる半月形の形状をなしています。

●海・島しょ

北に玄界灘と博多湾が広がっており、博多湾は糸島半島や海の中道等に囲まれたおだやかな内湾となっています。その地形的条件から古くより海上交通の要所となってきました。また、博多湾は比較的水深が浅いため、海浜部は昭和50年代以降大規模に埋め立てられ、新たな港湾施設や、シーサイドももち地区、アイランドシティなどの居住域が形成されています。

沖合には、能古島、玄界島、小呂島などの島しょがあり、漁業を中心とした生活文化が形成されています。また、砂州である海の中道の先端には本土と陸続きとなった志賀島が位置しています。

●平野

平野部は、東から糟屋平野^{かすや}、福岡平野、早良平野、糸島平野と呼ばれ、阿蘇火山の火砕物が堆積した台地や、河川の氾濫原^{はんらんげん}や段丘^{だんきゅう}などから成り、様々な自然の作用をうけ、より複雑な地形を形成しています。都市部と山間部の間には、ため池や草原、二次林などから構成される里地里山が広がります。

沿岸部は、海面水位の変動や沿岸流、河川作用などにより、砂州と砂丘が形成されています。最大の砂州である海の中道や、博多湾南岸の砂丘上では、漁業、製塩など海に関連する生業のほか、交易品が集積する港が成立しました。

砂丘の後背に広がる低地部では主に農業が営まれましたが、近代以降は都市化により宅地や商業地へと急速に変化しました。

●山・丘陵

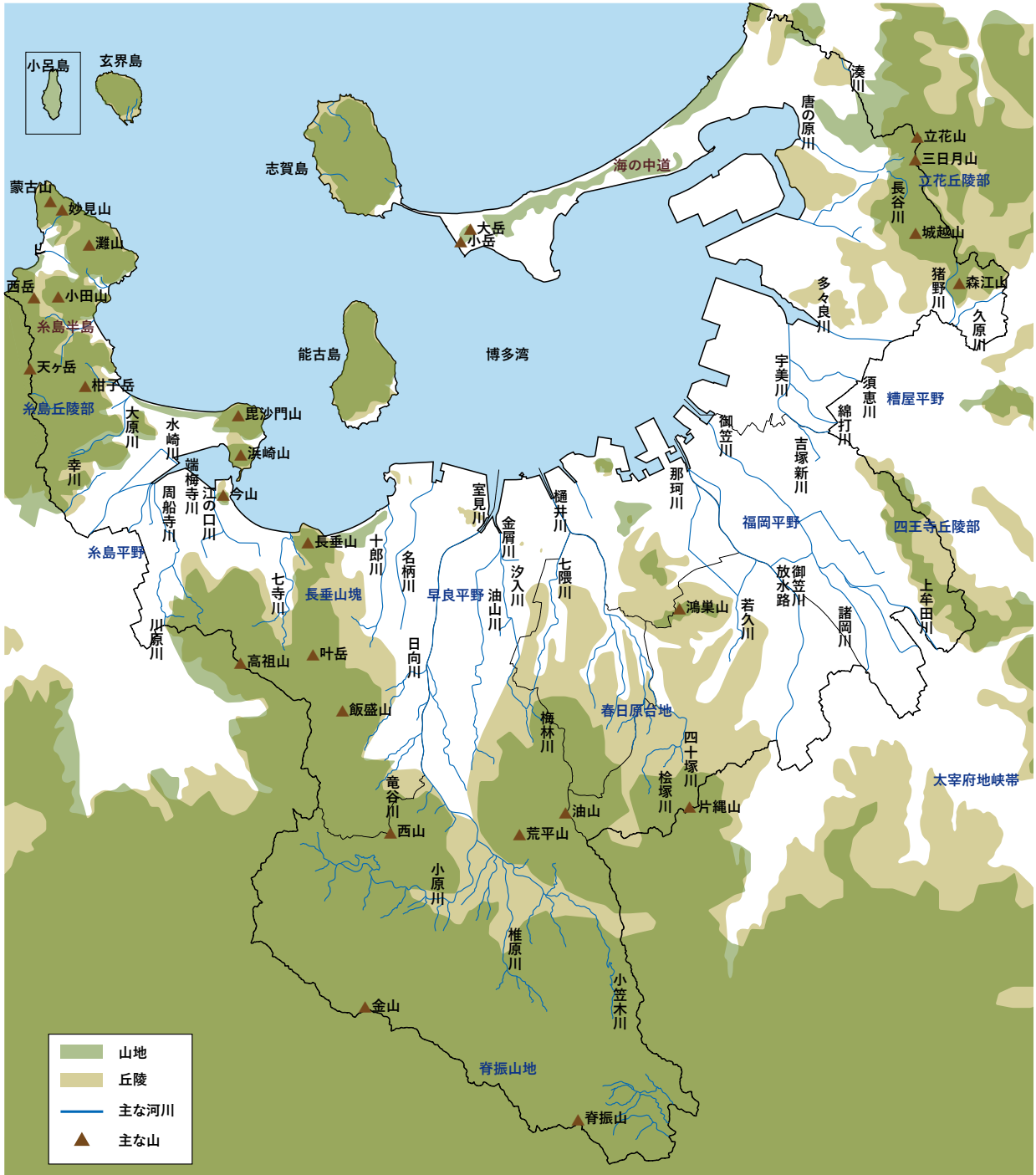
東は立花山^{たちばなやま} (367.1m) を頂部とする立花丘陵^{しおうじ}や四王寺丘陵^{あぶらやま}、南から西には油山^{あぶらやま} (597m)、脊振山^{かなやま} (1,054.8m)、金山^{かなやま} (967.2m)、高祖山^{たかすやま} (416.1m) などが連なる脊振山地が位置しています。林業や狩猟、山間部を利用した農業が営まれるとともに、大規模な山岳寺院も開かれました。

●河川

河川の多くが、脊振山系の山と丘陵から、北に広がる玄界灘や博多湾に注いでいます。比較的流域の広い河川として、糟屋平野を流れる多々良川^{たたらがわ}、福岡平野を流れる御笠川^{みかさかわ}と那珂川^{なかがわ}、油山を源流とする樋井川^{ひいがわ}、および脊振山・金山・高祖山の山麓から水が集まる室見川^{むろみがわ}が挙げられます。

これらの流域には条里遺構^{じょうり}¹が残されるなど、人々の暮らしと川との歴史的な結びつきがうかがえます。一方で、河川の堆積により形成された低地部では、洪水氾濫により大規模な災害が発生することもありました。

¹条里遺構：条里制に基づく地割の痕跡のこと。古代の律令体制下で徴税を目的に導入された土地区画の制度を「条里制」いい、これに基づく地割は変容をとげながら中世まで機能した。一部地域では、その痕跡が現在まで残っている。



福岡市の地形

3) 地質

古生代～中世代の三郡変成岩類：蓮華変成岩類、白亜紀の深成岩類（花崗岩等）、古第三紀（中期始新世～前期漸新世）や第四紀（後期更新世～完新世）の堆積層や、砂層などで構成されています。岩石類は、弥生時代に石斧等の材料として用いられるほか各時代の生活用具の石材として活用されました。姪浜や祖原など古第三紀層の分布地では、明治時代から昭和30年代にかけて炭鉱が営まれ、本市の産業が発展するうえで重要な資源となりました。また、各所に散見される良質な粘土は、土器や陶器の材料としても利用されます。海岸部には、国指定天然記念物「長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈」や「名島の檣石」などがあり、後者については特異な地質を見ることができます。



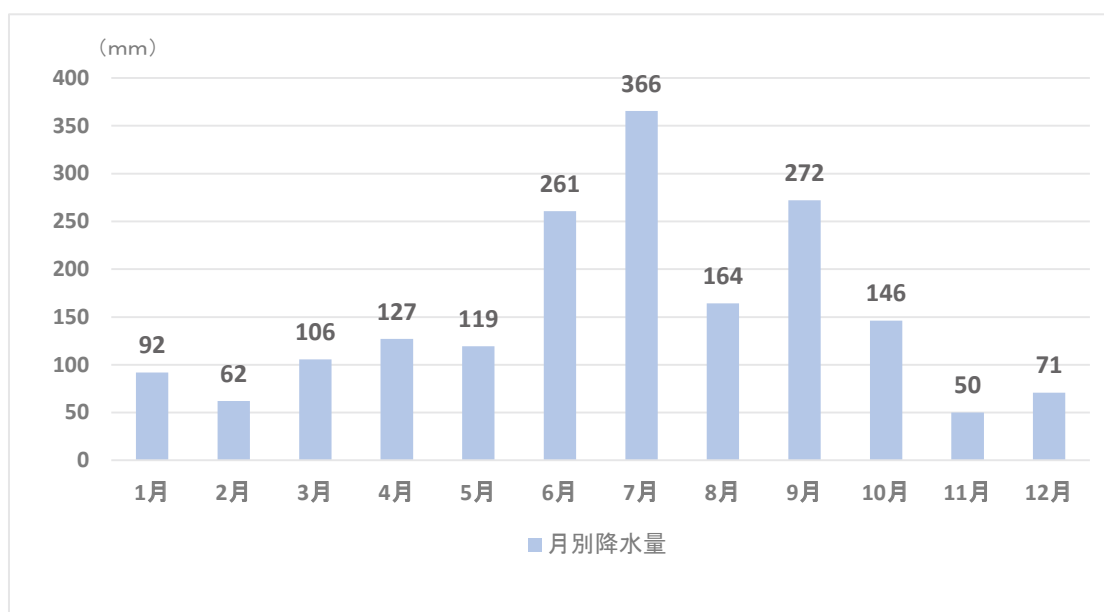
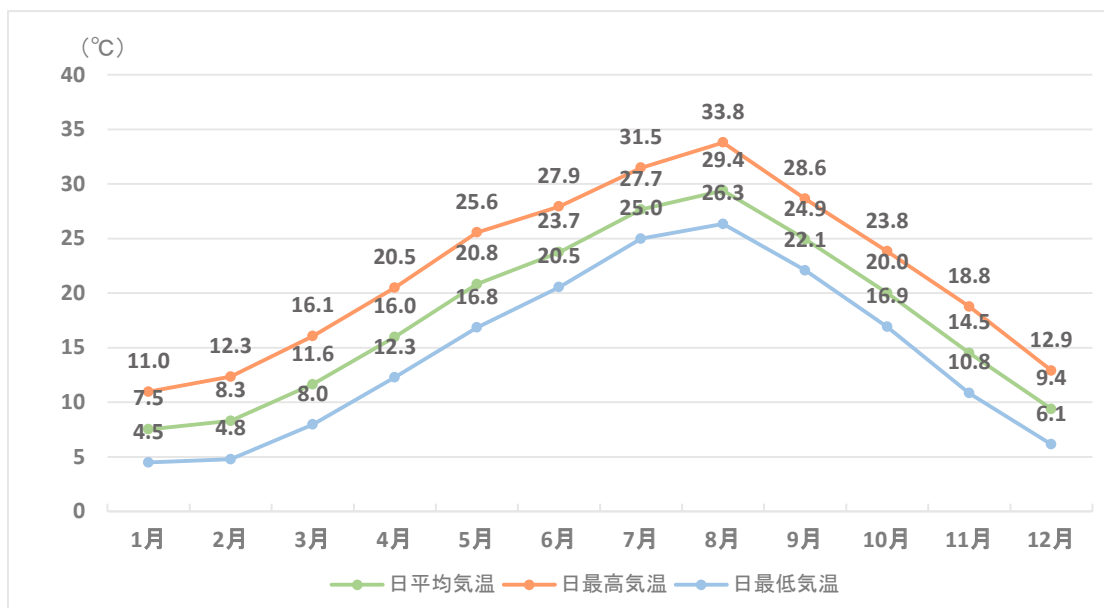
福岡市の地質図 (出典:「シームレス地質図」産業技術総合研究所 地質調査総合センター web サイト)

4) 気象

日本海側に面していますが、比較的温暖な太平洋型気候区に属しており、年間の平均気温は17.9℃となっています。

夏季は30℃以上の真夏日が続き、玄界灘を流れる暖流である対馬海流の影響により、冬季でも最低気温が氷点下を下回る日は多くありません。

年間降水量は1,800 mm程度で、初夏に到来する梅雨の影響で7月がピークとなっています。



福岡市の月別の気温・降水量 平成28(2016)年～令和2(2020)年 (出典：気象庁ウェブサイト)

5) 生態系

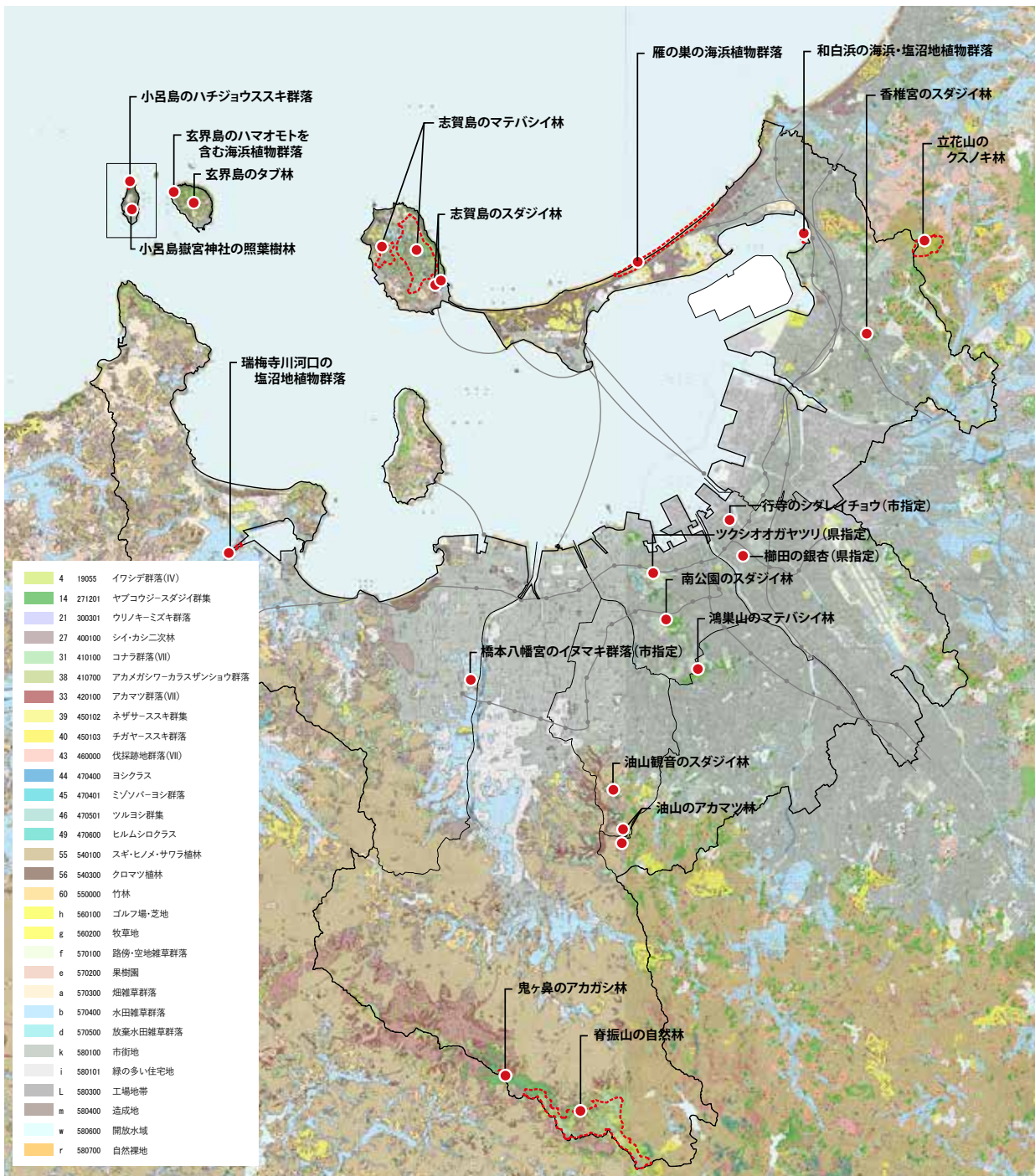
160万人を超える人口をかかえながらも、周辺は豊かな自然に囲まれています。北西の沿岸部は、^{げんかい}玄海国定公園の一部を構成し、南部の山地が糸島市から那珂川市に連なる^{せふりらいざん}脊振雷山県立自然公園となっています。また、国指定鳥獣保護区である東区の^{わじろひがた たたらがわ}和白干潟・多々良川河口は東アジアの渡り鳥たちが立寄る“交差点”として重要な場所となっています。

本市には、海・島しょ、平野、山・丘陵、河川のそれぞれの地勢に応じて様々なタイプの自然環境があり、下記のような生物が生息しています。表中で下線のある動植物は、「市内の貴重・希少生物のリスト」に記載されています。

海・島しょ	<u>クロツラヘラサギ</u> 、 <u>ミヤコドリ</u> 、 <u>カブトガニ</u> 、 <u>ハクセンシオマネキ</u>	 <p>写真：カブトガニ</p>
平野 (里地里山)	オオルリ、キビタキ、ミヤマホオジロ、トノサマガエル、シマヘビ、タヌキ、カトリヤンマ、クロセセリ、ゴイシジミ、ヒラタクワガタ、アカマツ群落、ギンリョウソウ	 <p>写真：オオルリ</p>
山・丘陵	<u>ヤイロチョウ</u> 、 <u>アオバト</u> 、アオゲラ、タゴガエル、アサギマダラ、オナガフキバツタ、アカアシクワガタ、 <u>ブナ群落</u> 、ヨコヤマヒゲナガカミキリ、ウンゼンカンアオイ、タマゴケ	 <p>写真：アオバト</p>
河川	カワセミ、 <u>アカハライモリ</u> 、 <u>ハカタスジシマドジョウ</u> 、コムラサキ、ムカシトンボ、 <u>ツクシオオガヤツリ</u> 、 <u>イヌセンブリ</u>	 <p>写真：ツクシオオガヤツリ</p>

(令和2(2020)年3月「ふくおかの生きもの」を参考に作成)

文化財としては、次の図に示すように、^{ぎなん}櫛田神社の銀杏や福岡城の堀に自生する多年草の一種であるツクシオオガヤツリなどが県の天然記念物、橋本八幡宮のイヌマキ群落などが市の天然記念物に指定されています。



福岡市の植生図

(出典：「福岡市環境配慮指針 改定版 (平成 28 年 9 月)」

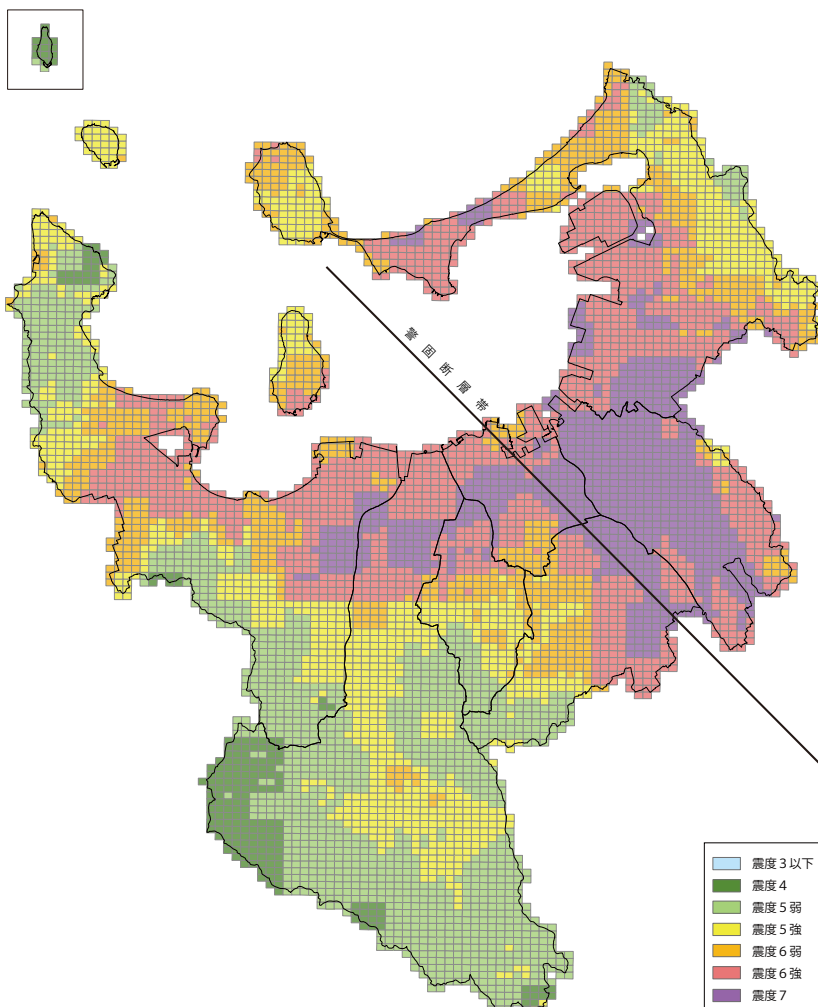
環境省 web サイト「生物多様性情報システム>自然環境保全基礎調査>1/2.5万現存植生図」より
特定植物群落及び福岡市指定文化財、福岡県指定文化財を图示)

6) 自然災害

本市には、玄界灘から福岡平野にかけて活断層帯である警固断層帯^{けいこ}が走っています。地震調査研究推進本部が公表している長期評価では、30年以内の地震発生確率は0.6～3.0%とされ、地震が発生した際には、市内の大部分で震度6強以上の揺れが予想されています。

また、近年では福岡県下において台風や梅雨前線による広範囲な被害だけでなく、特定地域への集中的な降雨により、限定的な範囲ながらも、被害の規模が大きくなる傾向があります。

本市においても、平成11(1999)年に発生した福岡水害や、平成17(2005)年に発生した福岡県西方沖地震では、人的被害のほか文化財にも被害が出ました。



福岡市の想定地震地図（警固断層帯南東部）

(出典：「J-SHIS Map」国立開発研究法人防災科学技術研究所 web サイト)

福岡県における近年の災害

年月日		災害名	災害の種類
平成11(1999)年	6月29日	福岡水害	風水害・土砂災害
平成16(2004)年	9月4日～8日	台風18号	風水害・土砂災害
平成17(2005)年	3月20日	福岡県西方沖地震	地震
平成18(2006)年	9月15日～20日	台風13号	風水害・土砂災害
平成22(2010)年	7月10日～14日	梅雨前線	風水害・土砂災害
平成24(2012)年	7月11日～14日	平成24年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害
平成27(2015)年	8月25日	台風15号	強風
平成28(2016)年	4月14日～16日	平成28年熊本地震	地震
平成29(2017)年	7月5日～6日	平成29年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害
平成30(2018)年	6月28日～7月8日	平成30年7月西日本豪雨	風水害・土砂災害
令和2(2020)年	7月3日～31日	令和2年7月九州北部豪雨	風水害・土砂災害

(2) 社会環境

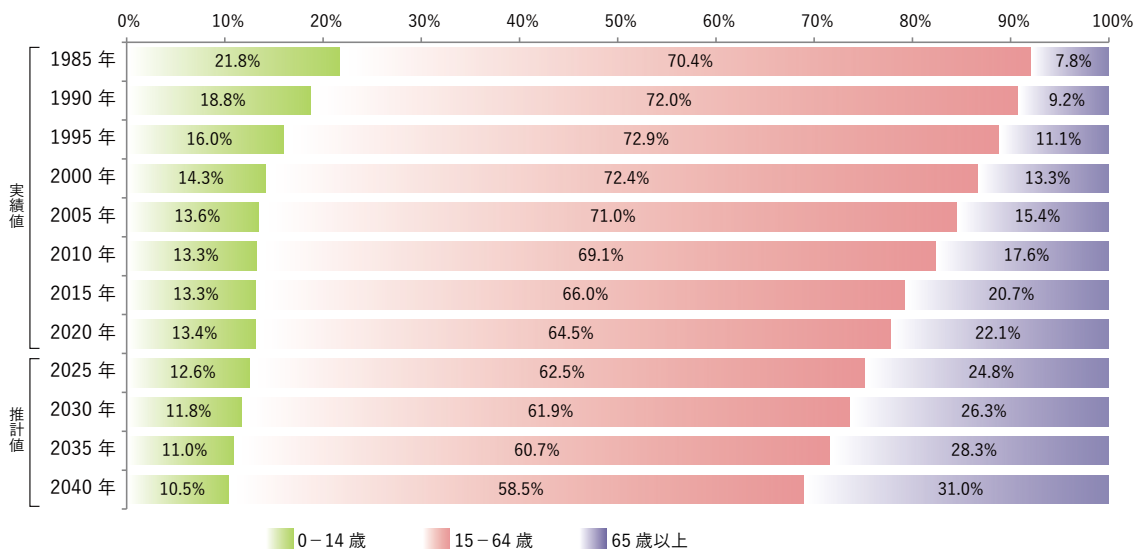
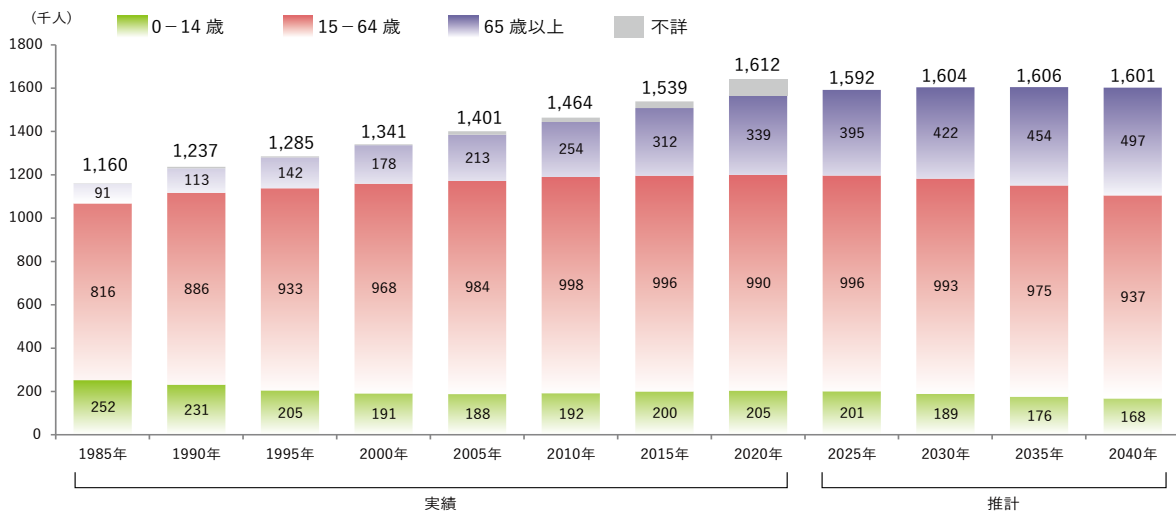
1) 人口

令和2(2020)年の国勢調査で約161万2千人であり、前回調査時点の平成27(2015)年と比較して、4.8%増加し、政令指定都市第5位の人口となっています。

特に、15～64歳の割合は64.5%と全国平均の59.2%を上回っており、特に10代・20代の割合が22.1%と政令指定都市のなかで最も高くなっています。これは、市内に大学および短期大学が20校立地しており、他都市と比べても学生数が多いためです。20校という数は中国地方、四国地方、九州地方の各県の大学数と比較しても最も多く、本市は「学生の街」といえます。

将来推計人口においても、日本全体の人口が減少する中で、本市では2035年頃まで増加が見込まれています。一方、年少人口(0～14歳)は平成17(2005)年頃から増加しているものの、2020年頃をピークに減少に向かう見込みです。

さらに、老年人口(65歳以上)は総人口の22.1%と全国平均の26.6%を下回るものの、前回より1.4ポイント上昇しており、高齢化が進んでいます。今後も一貫して老年人口

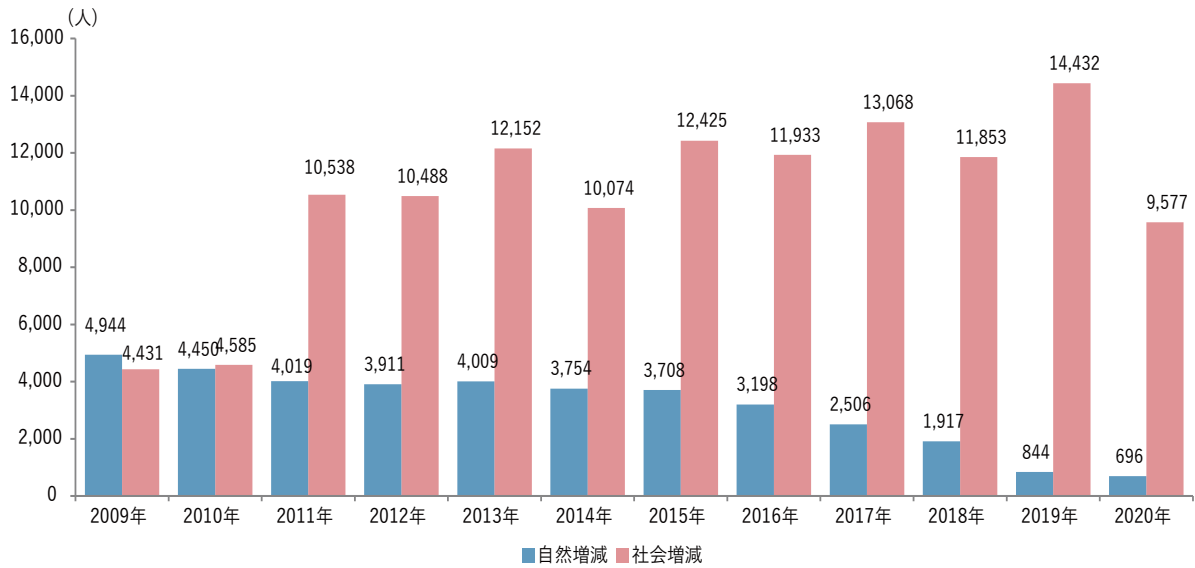


福岡市の推計人口と年齢構造の変化(出典:「福岡市の将来推計人口」(2012年3月推計)を加工して作成)

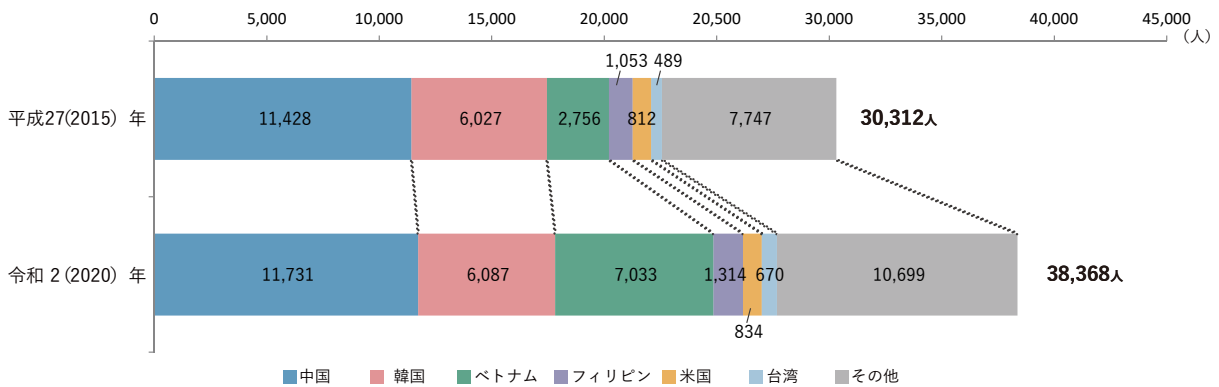
が増加し、2040年には全体の31%に達すると予想されています。

人口増加の要因は、主に社会増によるところが大きく、平成23(2011)年～令和元(2019)年までは毎年1万人以上の転入超過¹となっています。自然増減は出生数が死亡数を上回っていますが、近年では自然増が減少傾向にあります。

また、転入人口のなかには外国人も増加傾向にあります。平成27(2015)年～令和2(2020)年までの5年間で8,056人増加しています。



福岡市の人口動態（自然増減・社会増減²）（出典：住民基本台帳）



福岡市の在留外国人人口（出典：法務省在留外国人統計）

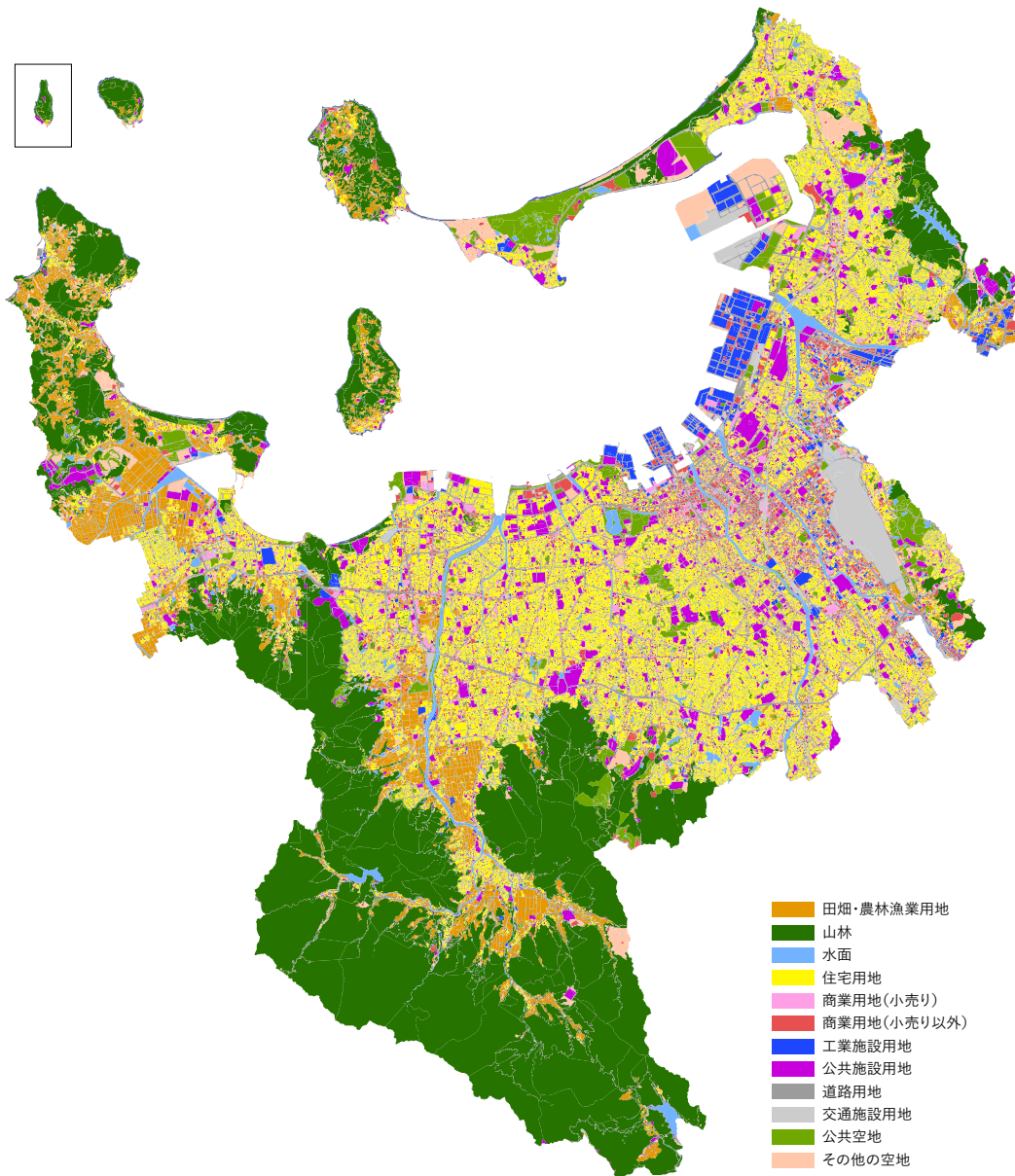
¹転入超過：人口動態において、ある特定の期間における、転入数が転出数を上回っている状態。

²社会増減：地方自治体や地域ブロック単位の人口における、住民の転入数と転出数の差を表す。

2) 土地利用

都心部を中心に商業用地が集積しており、郊外に向かって住宅用地が広がっていますが、南側や西側には山林が立地するため、市街地がおおむね 10 km 圏内にまとまっています。

市域の南側や西側の大部分は、山林や田畑・農林漁業用地となっています。西区の元岡、もとおかかなたけ、さわら早良区わきやまの脇山周辺には農地が集積し、自然景観を保持しています。

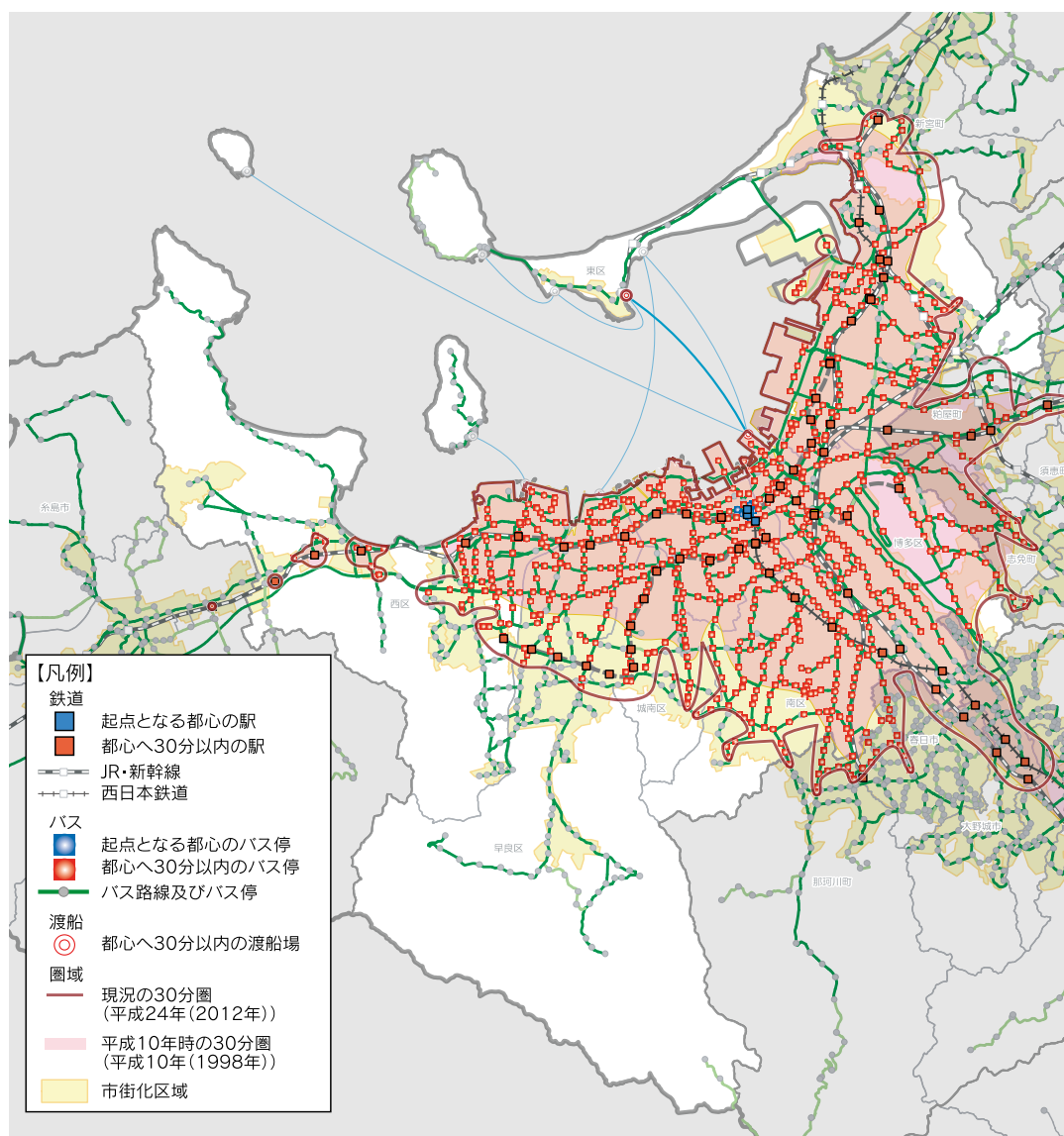


福岡市の土地利用現況図 (出典：平成 29 (2017) 年度都市計画基礎調査)

3) 交通・流通

主な公共交通機関は、鉄道と路線バス、島しょ部を結ぶ渡船等です。天神・博多の都心部を中心として、鉄道に沿ってY字型の形で都市が発展してきましたが、地下鉄ななくま七隈線の開業や福岡外環状道路、都市高速道路の整備等により、放射環状型の交通軸が形成されています。バス路線も充実していることから、市街化区域のほぼ全域が公共交通を利用して30分以内で都心へ移動することが可能であり、交通の利便性は高いと言えます。また、国内線・国際線を多数有する福岡空港や新幹線をはじめとした多くの鉄道路線が乗り入れている博多駅、九州島内を中心に全国と高速バス路線で結ぶ西鉄天神高速バスターミナル・博多バスターミナルは、九州の長距離交通の結節点となっています。福岡空港から都心までの所要時間は15分以内と短く、空港から都心部へのアクセスが良いことも特徴の1つです。

国際拠点港湾に位置付けられている博多港からは、国内外の主要港への航路ネットワークが築かれており、近年では、コンテナ取扱個数が増加しています。



福岡市の公共交通機関による30分圏域 (出典：福岡市総合交通戦略)

4) 産業

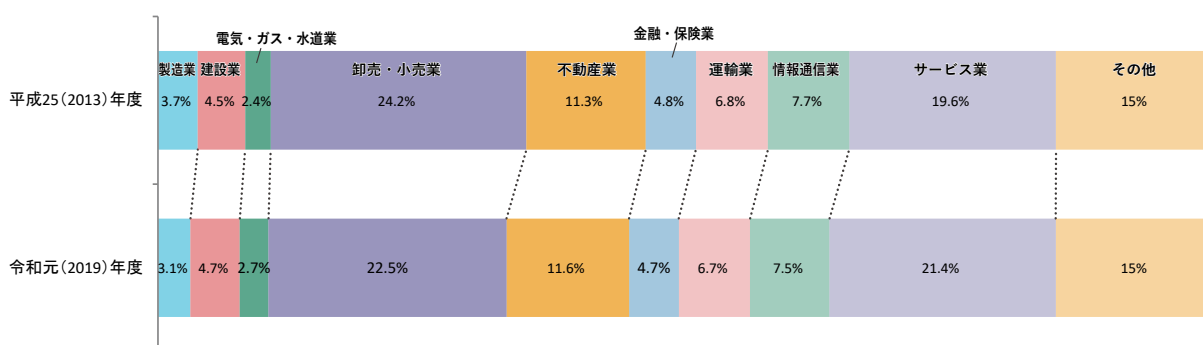
市内総生産における経済活動別の構成比では、第三次産業が全体の約9割を占めており、なかでもサービス業、卸売・小売業の割合が高く、全体の約5割となっています。

全国の多くの都市が、近代以降の工業化により発展してきた中において、第三次産業に特化した産業構造を構築してきたことにより、脱工業化による衰退を免れてきた側面もあります。

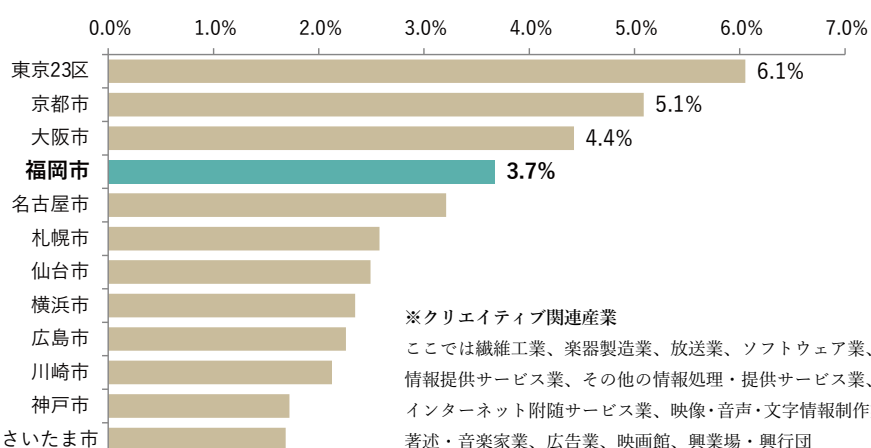
市内には、九州全域にまたがる交通や社会インフラ、また、マスメディアの本社が多く存在します。創業100年を超える事業者においては、企業資料が蓄積され、都市やまちなみの展開を考えるうえで重要な情報資産となっています。

近年では、ゲーム、デザイン、音楽などクリエイティブ関連産業事業所の全事業所に占める割合が、国内の人口100万人以上の大都市のうち4位になるなど、クリエイティブ関連産業の集中、拠点化がみられます。

また、本市は「グローバル創業・雇用創出特区¹」として、創業の支援と雇用の創出に取り組んでおり、政令指定都市と東京都区部を含む21大都市のなかでも開業率²が最も高くなるなどの成果を挙げています。



市内総生産における経済活動別の構成比 (出典：福岡市民経済計算)



クリエイティブ関連産業事業所が全事業所に占める割合 (出典：平成28年経済センサス活動調査)

¹グローバル創業・雇用創出特区：福岡市に設けられた「国家戦略特区」。福岡市では創業の支援と雇用の創出に取り組んでいる。「国家戦略特区」とは、日本の経済活性化を目的として、国が、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定する特別な区域のことである。

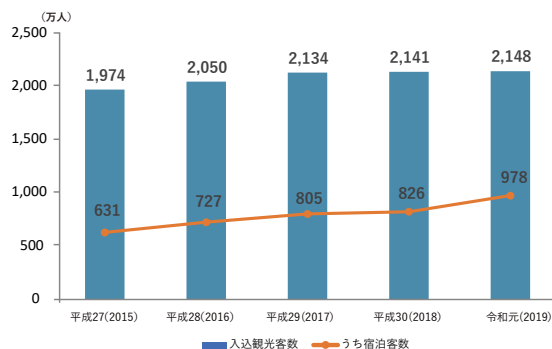
²開業率：ある特定の期間における、既に存在していた事業所（または企業）に対する新規に開設された事業所（または企業）数の割合。

5) 観光

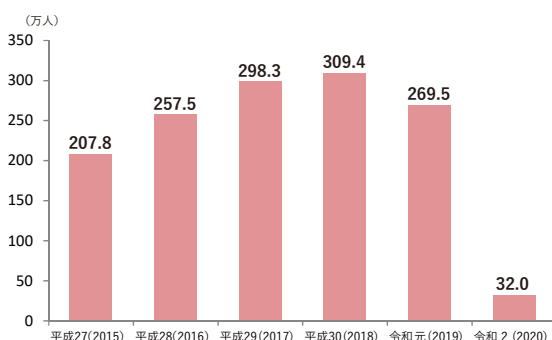
観光地としてのイメージが薄い一方で、平成28(2016)年の入込観光客数は、2,000万人を突破し、訪日外国人観光客などの増加により、令和元(2019)年まで過去最高を更新しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2(2020)年以降は大きく減少しています。

福岡空港および博多港からの外国人入国者数も同様の傾向を示しており、平成30(2018)年には300万人を突破し、増加傾向を示していましたが、令和2(2020)年には32万人と大きく減少しています。

また、本市では国際会議や見本市といったMICEでも同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けており、令和2(2020)年の開催件数は15件と大きく減少しています。



観光入込客数の推移
(出典：福岡市の観光・MICE 2021年版)



外国人入国者の推移
(出典：福岡市の観光・MICE 2021年版)

年		1位	2位	3位	4位	5位	6位
2013年	都市	東京	福岡	横浜	京都	大阪	名古屋
	件数	531	253	226	176	172	143
2014年	都市	東京	福岡	京都	横浜	名古屋	大阪
	件数	543	336	202	200	163	130
2015年	都市	東京	福岡	仙台	京都	横浜	名古屋
	件数	557	363	221	218	190	178
2016年	都市	東京	福岡	京都	神戸	名古屋	横浜
	件数	574	383	278	260	203	189
2017年	都市	東京	神戸	京都	福岡	名古屋	横浜
	件数	608	405	306	296	183	176
2018年	都市	東京	神戸	京都	福岡	名古屋	横浜
	件数	645	419	348	293	202	156
2019年	都市	東京	神戸	京都	福岡	横浜	名古屋
	件数	561	438	383	313	277	252
2020年	都市	東京	京都	神戸	福岡	千里地区(※1)	—(※2)
	件数	63	26	23	15	13	—

※1 千里地区は、大阪府豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、箕面市を含む。

※2 10件以下は非公表

国際会議の開催件数 (出典：日本政府観光局「国際会議統計」)

6) 文化芸術

文化芸術は、市民生活と都市に根ざし、都市を構成する要素であるとの認識のもと、令和元（2019）年に「福岡市文化芸術振興計画」を策定し、総合的・計画的に文化芸術施策を推進しています。

本市は、豊かな歴史文化を背景とする文化財やクリエイティブ関連分野の集積により、独自の創造活動が行われやすい環境にあるだけでなく、質の高い文化芸術を体験できる、舞台芸術や美術などテーマ性の高い文化施設から、市域、地域単位に設置された身近な文化施設まで、市民の文化芸術活動を支える施設が幅広く設置されています。

このような背景により、福岡市を主な拠点とし、年に1回以上の講演・展示等を実施した団体は、平成28（2016）年度には895団体、文化芸術分野のNPO法人¹も平成29（2017）年度には累計99団体を数え、文化芸術にかかわる活動が活発に行われています。

舞台芸術や美術などテーマ性の高い文化施設（「福岡市文化芸術振興計画」を改変）

舞台芸術系		ミュージアム系
演劇	音楽	
博多座 キャナルシティ劇場	アクロス福岡 ／福岡シンフォニーホール FFGホール	市美術館 福岡アジア美術館 市博物館 市総合図書館 市科学館

市民の活動等を支える文化施設（「福岡市文化芸術振興計画」を改変）

	発表・鑑賞			その他（セミナー等）
	1,000席以上	500席以上	500席未満	
市域	サンパレス （後継施設の整備を検討中） 市民会館 ／大ホール ※拠点文化施設／大ホールとして更新 [2024年供用開始予定]	拠点文化施設 ／中ホール [2024年供用開始予定] ももちパレス ／大ホール	あいれふホール 拠点文化施設 ／文化活動交流ホール [2024年供用開始予定] 祇園音楽・演劇練習場 市総合図書館 ／映像ホール・シネラ	市美術館 ／ミュージアムホール 福岡アジア美術館 ／あじびホール 市博物館 ／講堂 ふくふくプラザ ／ホール 市科学館 ／サイエンスホール
地域		各区市民センター ／ホール	地域交流センター ／ホール	

¹NPO法人：医療・福祉、環境、国際協力・交流などの社会貢献活動を行う、民間非営利組織・団体（「NPO」）のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

(3) 歴史環境

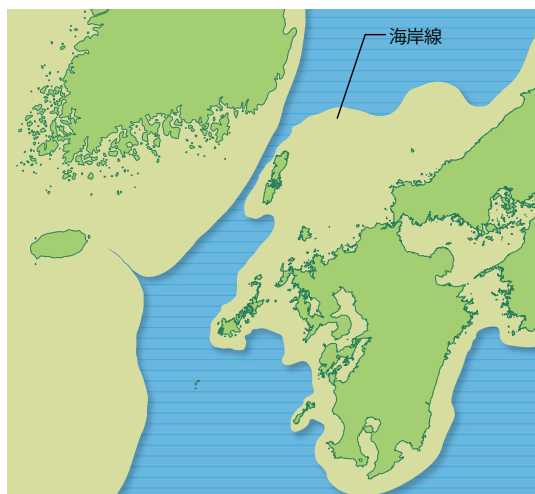
良好な内湾である博多湾を有する本市は、古くから海を通じた交流を軸として発展してきました。

ここでは、本市の歴史を原始から近現代までの大きく5つの時代区分で整理します。

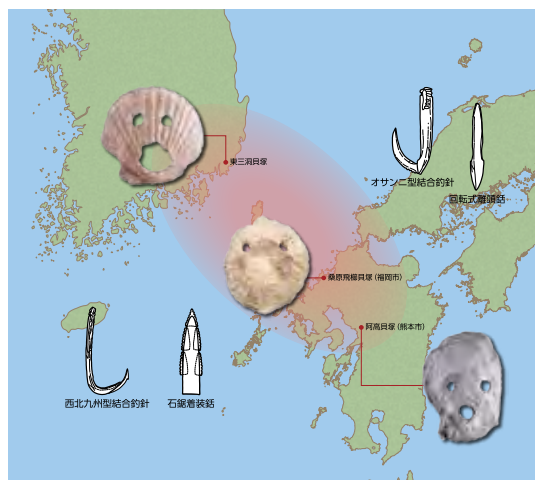
1) 原始 (旧石器時代～古墳時代)

本市域に人が住みはじめたのは、旧石器時代の約3万年前と考えられています。当時、海面は現在より低く、玄界灘には陸地が広がっており、現在の市域は海とは遠く離れた土地でした。縄文時代になって、気候の温暖化とともに次第に海面が上昇していき、玄界灘や博多湾が出現すると、人々は狩猟や採集に加え、魚介類を求めて積極的に海へ進出して行きました。また、船の製作技術や航海術の向上によって、中国大陸や朝鮮半島との交流は活発になりました。

弥生時代、そのような交流を通して、日本の中でも早い時期に^{すいとうこうさく}水稲耕作や金属器製作などの技術が伝わりました。水稲耕作のために集落がつくられ、やがて、小さなムラが統合されて広い地域を統括する国が生まれました。福岡平野では^{なこく}奴国、糸島平野では^{いとこく}伊都国が大きな勢力を持ち、それぞれが中国と直接交渉を行い、奴の国王は^{ごかん}後漢の皇帝から^{きんいん}金印「^{かんのわのなのこくおう}漢委奴国王」を与えられました。



約2万年前の陸地



朝鮮半島と九州から出土する貝面、漁具



国宝 金印「漢委奴国王」



金印の通った道

古墳時代、畿内を中心に大和政権が成立すると、各地に前方後円墳が築かれ、その影響はこの地にも及びました。海上交通を掌握したこの地の豪族たちは、大和政権が朝鮮半島南部の伽耶地域や百済と交渉・交易する際に、パイプ役として活躍していたと考えられます。



鋤崎古墳の初期横穴式石室（模型）

2) 古代（飛鳥時代～平安時代）

朝鮮半島内で政治情勢が不安定になると、大和政権は地方支配の拠点として設置した、博多湾岸の「那津官家」や「筑紫大宰」に軍事拠点としての役割を持たせました。齊明天皇6（660）年に百済が滅亡すると、大和政権は百済復興のために救援軍を送りましたが、天智天皇2（663）年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れました。国防・政治体制の変革に迫られた大和政権は、筑紫大宰を福岡平野の奥に移し、周辺に、土塁と外濠をあわせもつ城壁である水城や、山城である大野城・基肄城等の防衛施設を築き、能古島等の湾岸には防人を配置しました。

大宝元（701）年には九州全体の統括と外交・軍事を担うべく「大宰府」の機能や制度が整備されました。大宰府の付属機関として博多湾岸に設置された「筑紫館」は、外国からの使者の迎賓や、唐や新羅へ渡る使節の出発・帰国の場として機能しました。

平安時代に入り、この施設は唐の外交施設である鴻臚寺にならって「鴻臚館」の名称で呼ばれるようになりました。9世紀以降、遣唐使が派遣されなくなった頃には、唐や新羅の貿易商人たちとの交易の拠点へと変わっていきました。



鴻臚館跡（復元図 CG）

3) 中世（平安時代～戦国時代）

11世紀後半に鴻臚館がその役割を終えると、宋の商人たちの交易の拠点は博多へと移り、鎌倉時代にかけて、民間主導の貿易が活発化しました。宋の商人たちの中には博多の町に定住する者もあり、「博多綱首」とも呼ばれました。博多の町には「唐物」と呼ばれる大陸からもたらされた文物があふれてにぎわいました。



博多遺跡群出土の青磁碗

国際貿易都市としてにぎわっていた博多ですが、文永11(1274)年、元軍の襲来に見舞われ、博多の町や宮崎宮等が大きな被害を受けました。その後、鎌倉幕府は防衛のため、博多湾沿岸一帯に石築地(元寇防塁)を築造しました。弘安4(1281)年に再び元が襲来しましたが、この時は、上陸による被害を阻止することができました。幕府は、さらなる襲来に備えて、博多湾岸の警備を強化し、九州の訴訟裁断・軍事を統括する鎮西探題を設置しました。

室町時代には、博多の商人によって日明貿易が主導され、明のほか朝鮮・琉球・東南アジアとの交易が行われました。そのため、地域権力にとって、博多を支配することは重要な課題でした。戦国時代には、大友、大内、龍造寺、毛利など有力な戦国大名が博多をめぐる激しく争い、博多の町は焼打ちなどによって大きな被害を受けました。



生の松原地区の石築地（元寇防塁）



博多湾沿岸に築かれた石築地

4) 近世（安土桃山時代～江戸時代）

天正^{てんしょう}15（1587）年に豊臣秀吉^{とよとみひでよし}が九州平定を成し遂げた後、焼けた博多の町は太閤町割により再編が行われました。この時に現在の博多の市街地形成のベースが整備されました。秀吉は、博多商人の経済活動に保護を与え、これによって博多の町は再び活気を取り戻しました。

その後、関ヶ原^{せきがほら}の戦いの功績により筑前国^{ちくぜんのくに}を与えられた黒田長政^{くろだながまさ}が、福岡藩初代藩主となりました。長政ははじめ、名島城^{なしまじょう}に入りましたが、城下町の発展に不便な地として、博多の西に新たに福岡城と城下町を建設しました。こうして、那珂川を境にして、新しい城下町「武士の町・福岡」と中世に国際貿易都市として栄えた「商人の町・博多」が併立する「双子都市」が誕生しました。参勤交代制度や海運業等の発展によって、陸・海の交通網が整備されました。唐津街道には箱崎^{からつ}・姪浜^{いまいじく}・今宿^{いまじゆく}に、三瀬街道には金武^{いまいぼ}・飯場^{いばば}に宿場が置かれました。この頃、唐泊^{からどまり}・宮浦^{みやのうら}・今津^{いまづ}・浜崎^{はまさき}・残島^{のこのしま}（能古島^{かいせん}）の廻船業者による筑前五ヶ浦廻船は大きな利益を上げていました。



16世紀後半の博多



正保福博惣図

5) 近現代（明治時代～）

明治時代になり、廃藩置県^{はいはんちけん}によって福岡県が発足したのち、明治22（1889）年に「福岡市」が誕生しました。発足時は人口約5万人・面積約5 km²で、九州では鹿児島市、長崎市に次ぐ人口でした。明治22（1889）年の博多駅開業、明治32（1899）年の博多港開港および明治36（1903）年の京都帝国大学福岡医科大学（現在の九州大学医学部）の設置などを経て、明治43（1910）年には現在の天神地区で第13回九州沖縄八県連合共進会が開催され、市街地の整備が進みました。大正時代以降は、周辺町村との合併を繰り返し、昭和50（1975）年には本市は九州一の都市へと発展しました。

第二次世界大戦中、昭和20（1945）年6月19日にはアメリカ軍による空襲で、市内の中心部は大きな被害を受けました（福岡大空襲）。戦後は焼け野原からの復興を目指し、主要道路や鉄道網の整備が進み、市街地は徐々ににぎわいを取り戻していきました。また、第三次産業に特化した産業構造の構築が人口集中をもたらし、さらに、福岡空港の供用開始や山陽新幹線の全線開通によって陸・



福岡大空襲後の福岡市街

海・空の玄関が整備され、昭和50年代には人口が100万人を突破しました。

平成元（1989）年にはアジア太平洋博覧会'89（よかトピア）が開催され、これを契機として、国際イベントの開催やアジアを意識した施設の充実が図られ、福岡を訪れる外国人の数も大幅に増えてきました。近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響をうけつつも、アジアの交流拠点都市として発展を続けています。

1-2 市内に所在する文化財の概要

(1) 文化財保護法等による指定・登録の状況

市内において文化財保護法や福岡市文化財保護条例等に基づき指定・登録された文化財の数は514件（令和4（2022）年5月現在）です。その内訳は国指定文化財が92件、県指定文化財が107件、市指定文化財が226件、国登録文化財が44件、市登録文化財が45件となっています。

類型別に見ると、建造物が最も件数が多く、近世の寺社を中心に100件の建造物が指定・登録されています。なお、国の重要無形民俗文化財である「博多祇園山笠行事」は、ユネスコ無形文化遺産¹にも登録されています。

市内の指定・登録文化財の件数（令和4（2022）年5月現在）

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合計
有形文化財	建造物	9	11	16	43	21	100
	絵画	13	6	16	-	-	35
	彫刻	11	12	22	-	-	45
	工芸品	20 (3)	15	21	-	-	56
	書跡・典籍・古文書	11 (1)	6	31	-	-	48
	考古資料	10 (1)	16	57	-	-	83
	歴史資料	-	2	6	-	-	8
無形文化財	芸能	-	3	2	-	-	5
	工芸技術	1	4	-	-	-	5
民俗文化財	有形民俗文化財	-	17	14	-	-	31
	無形民俗文化財	2	7	21	-	24	54
記念物	遺跡	13	5	14	-	-	32
	名勝地	-	-	2	1	-	3
	動物・植物・地質鉱物	2	3	4	-	-	9
合計		92 (5)	107	226	44	45	514

■もの ■ばしょ ■いとなみ

※国指定のうち（）内は、国宝の件数

¹ユネスコ無形文化遺産：「無形文化遺産の保護に関する条約」第2条において、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」と定義されている。

条約には、締約国が自国内で目録を作成し、保護措置をとること、また、国際的な保護の措置として、「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、国際的な援助などが定められている。

(2) 未指定・未登録の文化財の把握

本市では、指定・登録文化財以外の文化財についても、その把握を目的とした調査を行っています。令和4（2022）年5月現在に把握している、市内に所在する未指定・未登録文化財は、28,115件です。

その内訳は、「もの」の文化財では22,864件（うち建物19,921件、考古遺物2,943件）、「ばしょ」の文化財では3,829件（うち名所895件、跡地1,039件、自然1,895件）、「いとなみ」の文化財では653件（うち信仰・伝統行事・祭り・芸能607件、伝統技術・生業46件）となっています。

未指定・未登録文化財の件数（令和4（2022）年5月現在）

文化財		件数
もの	建物	19,921
	美術工芸	—
	考古遺物	2,943
	記録	—
	民芸品	—
ばしょ	町並み	—
	名所	895
	跡地	1,039
	自然	1,895
いとなみ	信仰	607
	伝統行事	
	祭り・芸能	
	伝統技術	46
	生業	
	食文化	
合計		28,115

この表は、平成22（2010）・23（2011）年度に実施した「福岡市内所在文化財悉皆調査」（P60参照）と、福岡市埋蔵文化財センターの収蔵台帳を基に作成しました。そのほかの文化財については、今後、整理・把握を行っていきます。

(3) 市内に所在する文化財の概要

本計画では、本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての文化的所産を「文化財」と定義し、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を本計画における文化財のカテゴリとして用いています。3つのカテゴリに分けて市内に所在する文化財の特徴を示します。

なお本計画における文化財の定義では、寺社は、施設全体をとらえる場合は「ばしょ」、個別の建物は「もの」に区別されますが、以下の解説では両者を「ばしょ」の中で記しています。

1) もの（美術工芸、考古遺物、建物など）

●地域に伝えられた文化財

寺社や地域コミュニティが大切に伝えてきた文化財には、代々にわたる重宝もあれば、長年人の目に触れることなく伝わり、近年の調査で新たに価値が見いだされるものもあります。博多湾岸には中世以前の創建と伝えられる寺社が多く位置し、外国文化の移入や航海の安全祈願に関わるものなど、対外交流の舞台として発展してきた本市ならではの歴史文化を示す文化財が豊富にのこされています。特に聖福寺、承天寺、崇福寺といった著名な禅宗寺院や、東長寺（真言宗）、善導寺（浄土宗）、萬行寺（浄土真宗）といった古刹、筥崎宮、櫛田神社などの神社が所蔵する文化財については福岡県や本市による悉皆調査が行われ、目録が作成されるとともに、その一部は国・県・市の指定文化財となっています。承天寺の木造釈迦如来及両脇侍像や絹本著色楊柳観音像（甲本、乙本）、東長寺の木造千手観音立像、などは、その代表といえます。

対外交流を物語る文化財としては、聖福寺の絹本著色大鑑禅師像、今津の誓願寺にある栄西直筆と伝わる孟蘭盆縁起、同じく今津の勝福寺の絹本著色大覚禅師像、姪浜の興徳寺の絹本著色大応国師像などの、博多や周辺地区が禅宗文化の窓口となっていたことをうかがわせる文化財が挙げられます。また、箱崎の将軍地蔵と呼ばれる石造地蔵菩薩坐像は、平重盛が中国宋の育王山に金を送った際にもたらされたという伝承が『筑前国続風土記』に記されており、同じく箱崎の恵光院に建つ石塔と灯籠堂の本尊である石造の十一面観音像は、対外交流の中で中国南宋から持ち込まれた可能性が指摘されています。さらに、寺社の境内等でみかけることの多い礎石は、船に関連する博多湾周辺に特徴的な文化財で、交流の痕跡を今に伝えています。西区の小田観音堂の木造千手観音菩薩立像や志賀島の莊厳寺の聖観音菩薩立像は、航海の安全を祈願する当時の人々の願いが込められた仏像です。

また、地域の歴史を伝えるものとしては、志賀海神社文書や飯盛神社文書、明法寺棟文書などの文書や、中世以前の博多の様子を知ることができる聖福寺古図や安山借屋牒などが挙げられます。その他、櫛田神社や若八幡宮の力石、博多祇園山笠等の祭礼に関わる記録や絵画、江戸時代の廻船を描いた西浦の大歳神社の絵馬など、寺社

が所蔵する多様な文化財が地域のアイデンティティを支えています。

一方で、^{あそうけ} 笹崎宮神職の田村家、黒田家家臣であった麻生家、地域の有力者である^{とりかいけ} 鳥飼家や^{はまちけ} 濱地家などの旧家に伝えられた家文書からも、地域のルーツを知ることができます。

建物では、^{おおうちよしたか} 笹崎宮の本殿と^{こぼやかわたかかげ} 拝殿は大内義隆、^{おもとごもん} 楼門は小早川隆景により寄進されたもので、市内に現存する最古のものです。また^{そうふくじ} 崇福寺の山門は福岡城本丸表御門から移築され、^{からもん} 唐門は名島城の遺構と伝えられています。^{かしいぐう} 住吉神社と^{げんな} 香椎宮の本殿は元和9（1623）年、^{きょうわ} 享和元（1801）年にそれぞれ福岡藩主によって建てられ、今にその姿を残しています。笹崎宮の一の鳥居は初代藩主黒田長政によって寄進されたものです。それ以前から存在した楼門、拝殿、本殿と合わせて、鳥居を含めた境内の景観は江戸時代前期から変わらぬものとなっています。

都市の周縁部では、^{ごうしゃ} 旧早良郷七ヶ村の郷社であった^{てんめい} 飯盛神社本殿が、江戸時代の天明6（1786）年の建築です。また、博多湾に浮かぶ能古島に^{しらひげじんしゃ} 建つ白鬚神社の拝殿、本殿も江戸時代に遡る建築です。ここには建物の履歴を示す多くの^{むなふだ} 棟札が残されており、建物の歴史的価値を高めています。

町家としては、かつて旧街道の宿場に建っていた博多の旧三浦家住宅、姪浜の旧山下手住宅が、移築され市指定文化財となり観光施設として活用されています。また国や市の登録文化財となっている町家も市内に点在しています。

近代では、明治43（1910）年の第13回九州沖縄八県連合共進会の来賓接待所として西中洲の一角に建てられた建物が、現在、^{こうかいどうきひんかん} 公会堂貴賓館として公開されています。また現在、福岡市^{あかれんがぶんかかん} 赤煉瓦文化館として親しまれている建物は、元は日本生命保険株式会社の九州支店として明治42（1909）年に建てられたものです。設計者は日本近代建築の先駆者として知られる^{たつのきんご} 辰野金吾と、その弟子である^{かたおかやすし} 片岡安です。教育関係では、明治44（1911）年に箱崎に設置された九州帝国大学の箱崎キャンパス敷地に、設立当初からの正門や、大正から昭和初期に当時建築課長であった^{くらたけん} 倉田謙設計の校舎が残されています。学校校舎は、関東大震災を契機として鉄筋コンクリート化が進み、福岡でも昭和初期に建てられた小学校の校舎のほとんどが建て替えられましたが、唯一旧大名小学校（昭和4（1929）年）が残っています。高等学校では、県立の福岡高等学校校舎（昭和4（1929）年）が保存されています。木造の建物としては、住吉神社能楽殿が昭和11（1936）年に建てられた近代和風建築の代表的な建物です。他にも^{まがりぶちすいげんちすいどうしせつ} 曲渚水源地水道施設（^{なまじまほし} 曲渚ダム）や^{たたらがわきょうりょうぐん} 名島橋（^{たたらがわきょうりょうぐん} 多々良川橋梁群）は、近代の社会資本整備に伴い大正から昭和初期に造られましたが、これらは現在も現役の施設として機能しています。このように福岡市には、中世以降、各時



市指定有形文化財 曲渚水源地水道施設

代や分野を代表する建物が残り、市域の歴史をその姿から伝えています。

●博物館等に収蔵された文化財

福岡市博物館や福岡市美術館をはじめとする市内の博物館等には、本市の歴史や文化、くらしを知るうえで重要な考古・歴史・美術・民俗資料が体系的に収蔵されています。現在、その数は、福岡市博物館では約18万件、福岡市美術館では約1万6千点、福岡市アジア美術館では約4千点、福岡市総合図書館では約8万点を数えます。これらの資料は、所有者の世代交代や防犯・防災、保存環境の変化などさまざまな事情により、寺社や地域コミュニティ、個人をはじめとする所有者等の手から離れた文化財であり、博物館等が寄贈・寄託・購入という手続きを経て収蔵したものです。

福岡市博物館には、福岡藩主黒田家やその家臣団に伝来した資料、博多商人である嶋井宗室・大賀宗九しまいそうしつ おおがそうくの家に伝来した資料のほか、郷土史家安川巖氏やすかわいわおが収集した資料など、本市の歴史を語るうえで欠かせない資料が収蔵されています。黒田家の資料の中には、金印「漢委奴国王」や名物「圧切長谷部」・名物「日光一文字」といった国宝の刀剣、歴代の甲冑や肖像画、古文書、調度品類が含まれています。また、献上博多織の第一人者小川善三郎おがわぜんざぶろうや博多人形師小島与一こじまよいち、原田嘉平はらだかへいの作品群など、歴史の中で培われた技術や産業を伝える文化財もあります。

さらに、山笠行事や宮崎宮放生会ほうじょうやの「幕出し」等で使用された「奈良屋町若者組道具」をはじめとする各地で行われる祭礼や年中行事にかかわる道具、能古島や小呂島、玄界島などの島しょ部で使用されていた漁具や平野部で使用されていた農具などの生業に関する資料、明治・大正・昭和時代における人びとのくらしを伝える石橋源一郎氏いしばしげんいちろうが収集した写真等の記録資料など、人々の暮らしぶりを知ることのできる多種多様な文化財があり、展示等で公開・活用されています。また、アジア太平洋博覧会（平成元（1989）年開催）や第18回夏季ユニバーシアード（平成7（1995）年開催）に関連する資料も、本市のあゆみを振り返る上で重要であるといえます。



奈良屋町若者組道具 野風炉

福岡市美術館にも、泰西風俗図屏風たいせいふうぞくずびょうぶや波螺鈿鞍なみらでんくらをはじめとする重要文化財を含む福岡藩主黒田家に伝来した資料が収蔵されています。このほかにも、博多区吉塚に所在する薬王密寺東光院やくおうみつじとうこういんより寄贈された重要文化財25



東光院仏教美術資料

軀を含む仏像群、日本で最初の禅宗寺院である聖福寺の住職として有名な仙厓義梵せんがいぎぼんによる軽妙な書画など、地域の歴史や文化を伝える文化財があります。

また、戦後の電力再編事業を通して日本の発展に寄与した松永安左エ門^{まつながやすざえもん}氏が収集した、茶道具や仏教美術などの重要文化財 20 件を含むコレクションをはじめ、地域ゆかりの実業家、文化人より寄贈された多彩な作品を所蔵しており、展示や教育普及活動を通じてその価値と魅力を伝えています。

福岡市総合図書館にも、櫛田神社の神官祝部家^{ほおりけ}に伝来した資料や博多商人神屋宗湛^{かみやそうたん}の家に伝来した資料、福岡の海事史を研究した高田茂廣氏が収集した資料など、本市の歴史を伝える重要な資料を収蔵しています。

また、福岡市市民福祉プラザでは、戦後に博多港に引き揚げた多くの市民から提供された資料が展示されており、戦争の歴史を伝えています。

●地中から発見された文化財

発掘調査などによって遺跡から出土する資料（考古遺物）は、中世以前に遡るものが中心です。

江戸時代に志賀島で発見された金印「漢委奴国王」^{きんいん かのわのなのこくおう}は、中国の歴史書『後漢書』^{ごかんじょ}に記載のある「倭奴国」を示すと考えられ、本市が古くから対外交流の拠点となっていたことを表す象徴的なものです。弥生時代では魏志倭人伝の奴国や伊都国に関連する遺跡が見つかっています。

板付遺跡^{ささいいせき}や雀居遺跡^{いまいゆくごろうえいせき}、今宿五郎江遺跡といった弥生時代の大規模集落遺跡では、日常的に使われる土器のほか、農具や工具に使われた石器、木製品、金属製品が出土しています。これらに加え、比恵・那珂遺跡群^{ひえ なかいせきぐん}や井尻 B 遺跡では、当時の最先端技術であった金属やガラスの加工に関わる鋳型や坩堝^{いがた るつぼ}なども見られます。墳墓遺跡では甕棺^{かめかん}が特徴的にみられ、吉武遺跡群^{ひがしいるべいせき}や東入部遺跡、岸田遺跡などの墓地には、石製の玉類や青銅製の武器などが副葬されています。

古墳時代になると老司古墳^{らうじこふん}や鋤崎古墳^{すきざきこふん}といった前方後円墳で、鏡や武器・武具、工具など豊富な副葬品が見られます。終末期古墳である元岡古墳群 G-6 号墳では、刀身に金象嵌^{きんぞうがん こよみ}で暦を含む文字を刻んだ鉄刀が出土しています。古墳時代の象嵌刀は貴重であるうえに、当時の暦の使用状況が分かる資料として高い価値を有しています。元岡・桑原遺跡群^{もとおか くわばら}

や鴻臚館跡^{こうろかんあと}で出土した木簡^{もっかん}は、飛鳥時代から平安時代の様子を文字から知ることのできる資料として重要です。

古代の外交施設であった鴻臚館跡からは、建物に使われた瓦類のほかに、中国や朝鮮、イスラム産の陶磁器、西アジア産のガラスなどの対外交流にともなう国際色豊かな出土品が発見されています。

中世になると鴻臚館は廃絶し、交易の拠点は博多に移ります。博多遺跡群の発掘調査



重要文化財 金錯銘大刀
(元岡古墳群 G-6 号墳出土)

では、中国や東南アジア産の膨大な量の輸入陶磁器類が出土し、これらのほとんどは、京や奈良、鎌倉などの消費地である他の中世都市に運ばれました。一方、国際貿易により繁栄した博多には、瀬戸や備前などで生産された焼物など、国内各地からも多くの生活物資が運び込まれました。また、職人たちが居住し、金属器やガラス・骨角製品・石製品など様々なものが作られていたことも分かっています。

これらの考古遺物は約130万点を数え、福岡市埋蔵文化財センターに収蔵され、考古学の調査研究や全国各地の博物館での展示・公開などに広く活用されています。

2) ばしょ（跡地、町並み、自然など）

●古代以前

本市には約1,000箇所の遺跡が確認されており、開発にともなう発掘調査の結果、古くから人々が暮らしてきたことが分かっています。

平野部には大規模な集落遺跡が展開します。弥生時代では板付遺跡、吉武高木遺跡、野方遺跡、比恵遺跡群、那珂遺跡群、有田遺跡群などが知られています。丘陵上にも金隈遺跡といった甕棺墓地が営まれています。また、玄武岩を産出する今山では、弥生時代に磨製石斧が、製作された遺跡が発見されています。

古墳時代になると大規模な前方後円墳が造られます。那珂八幡古墳は福岡平野で最古の前方後円墳であり、西区今宿周辺では古墳時代を通じて前方後円墳が造られました。また、老司古墳や鋤崎古墳の埋葬施設は最古級の横穴式石室になります。

後期になると市内各地の丘陵沿いに群集墳が築造されます。その中には浦江古墳群1号墳、吉武熊山古墳（吉武古墳群K7号墳）といった、石室に赤色顔料で文様を描いた装飾古墳も含まれます。

古墳時代後期の比恵遺跡群には大規模な倉庫群が作られ『日本書紀』に記述される「那津官家」と考えられています。

飛鳥時代から平安時代には、大宰府が九州の政治の中心となり、博多湾岸で発見されている鴻臚館（筑紫館から鴻臚館に変遷）は、外交の窓口などの役割を担いました。大宰府の関連施設として津厨に比定されている海の中道遺跡、主船司に比定されている周船寺から徳永にかけての遺跡群、大規模な製鉄が行われた元岡・桑原遺跡群などがあります。

また、老司や女原などでは瓦窯が営まれ、大宰府の観世音寺や鴻臚館に供給されていたことが分かっています。大宰府から鴻臚館に至る官道も、発掘調査などによっておおむねその位置が推定されています。

古代末頃、対外交流の場は博多に移り、以後、中世を通じて中国や朝鮮半島をはじめ、東南アジアを含めた貿易が展開されていたことが分かっています。

●中世

鎌倉時代初期には、新興仏教の禅宗が博多湾岸の各地に伝わり、その寺院が展開して

いきます。博多では聖福寺、承天寺、妙楽寺、中世に西の拠点となった今津には誓願寺、勝福寺、姪浜には興徳寺などが開かれました。

13世紀になると博多湾は元寇（蒙古襲来）という国を揺るがす一大事の舞台となりました。1度目の文永の役の後、沿岸には防護のための石積みが造られます。これらは今日、元寇防塁として知られています。また防塁以外にも蒙古塚や祖原の古戦場など、元寇にまつわる史跡が市内に点在しています。戦国時代には、貿易の利権を求めて戦国大名が勢力を争い、戦乱により博多は荒廃します。これを豊臣秀吉が復興し、その際の土地区画は太閤町割りとして現在の博多の町並みの基礎となりました。



興徳寺 本堂と庭園

●近世

近世になると黒田氏が筑前国に入国します。最初は名島城に居を構えましたが、城下町が狭小だったこともあり、黒田長政は福岡城を築城しました。城内は天守台、本丸、二の丸、三の丸の4層に分かれ、47の櫓が設置されたといわれています。明治維新後、大半の建物が解体や払い下げにより失われましたが、多聞櫓など一部が今に伝えられています。



国史跡 福岡城跡 下之橋御門と伝潮見櫓

福岡城の築城以後、城下町や宿場の整備といったまちづくりが進められ、寺社の整備や移築も行われました。崇福寺は近世初期に太宰府から現在地（千代）へ移転し、藩主黒田家の菩提寺となりました。また、博多部の中呉服町周辺には善導寺や妙典寺などの寺院が立ち並び、寺町を形成しています。この地域は第二次世界大戦の空襲を免れたこともあり、ビルが林立する都心部の中で、町家を含めて独特の景観を呈しています。

都市の周縁部にも、地域の人たちによって守られてきた寺社があります。旧早良郷七ヶ村の郷社であった飯盛神社や、博多湾に浮かぶ能古島に建つ白鬚神社は、建物が市の指定文化財となっている他、各種の伝統行事も伝えられています。

江戸期に整備された街道と宿場は、市内では箱崎、博多、姪浜といった旧唐津街道や、旧三瀬街道沿いの次郎丸にその風情を残しています。これらの地域では戦災を免れた町家建築が残っていましたが、近年の都市化によって、特に旧唐津街道沿いで急速に失われつつあります。その中で、博多の旧三浦家住宅、姪浜の旧山下家住宅は、移築され市指定文化財となり観光施設として活用されています。また国や市の登録文化財となっている町家も市内に点在しています。

農業関係では、『農業全書』で知られる宮崎安貞にまつわる旧跡として旧居、墓地の

他、開墾事業の名残としての「宮崎開き」の地名が残ります。この他、堅粕の東光院は平安時代の創建と伝わる真言宗寺院として江戸時代の地誌にも書かれています。幕末の歌人、野村望東尼ゆかりの平尾山荘とともに、最初の市指定史跡となりました。

名所旧跡では、江戸時代に奥村玉蘭の『筑前名所図会』に様々な場所が描かれています。その中には寺社の他、穴観音（窟観音）や花乱の滝（花瀾の瀧）など現代にその姿が受け継がれているものもあります。また黒田家の別邸であった友泉亭は公園として整備されています。重留の妙福寺庭園は江戸時代の庭園の姿を残すものとして貴重です。

●近代

近代になると、市街地は中世以前の対外交流の拠点としての地勢に加え、近世の黒田氏による都市基盤整備を継承する形で発展します。

交通の拠点として、まず整備されたのが博多港です。明治16（1883）年に特別貿易港に指定され、長崎税関出張所が設置されました。昭和初期には大規模な修築工事が行われ、昭和14（1939）年には第1種重要港湾に指定されました。鉄道では明治22（1889）年に博多駅が開業しました。その後、2度ほど場所を変え、現在も鉄道における九州の結節点として重要な役割を果たしています。明治43（1910）年には路面電車が開通しました。戦後の高度経済成長期以後、自家用車の普及などにより、利用人口が現象し、昭和54（1979）年に廃止されました。福岡で最初の本格的な飛行場は、昭和5（1930）年に名島に作られた水上飛行場です。リンドバーグ夫妻が世界一周の旅の途中で訪れたことで知られています。昭和11（1936）年には雁ノ巣が開港、東京、大阪から朝鮮半島、中国への中継地としての役割を担いました。昭和19（1944）年には陸軍によって席田飛行場が作られました。戦後は米軍に接収され板付基地として運営、昭和26（1951）年に民間航空の路線が開設され、昭和47（1972）年に福岡空港となりました。

都市の発展の過程においては、博覧会等の開催が大きな役割を果たしました。明治43（1910）年の第13回九州沖縄八県連合共進会では、福岡城の肥前堀が埋め立てられました。跡地は現在、大名地区としてにぎわっています。この博覧会で来賓接待所として西中洲の一角に建てられた建物は、現在、公会堂貴賓館として公開されています。また昭和2（1927）年の東亜勸業博覧会では、福岡城の大堀が整備され、会場となりました。現在は大濠公園として市民の憩いの場となっています。

農業関係では、明治期に福岡農法を開発・普及した林遠里の生家跡や墓地が、子孫によって守られています。脇山には、昭和天皇即位の大嘗祭に献上する米を作る水田として選ばれた主基斎田の跡が残ります。現在は脇山中央公園となっていますが、周辺の水田では、その事績を伝えるお田植え祭りが行われています。

●自然

歴史的には、海の中道や箱崎の松原、生の松原が多くの古歌や絵画に登場し、対外交流の舞台としての景観イメージが再生産されていきました。鎌倉時代、聖福寺第16世・鉄庵道生が博多湾岸の名所を詠んだ詩文「博多八景」では、香椎の雪景、箱崎の市場、

博多長橋の春潮、博多庄浜（那珂川河口の浜辺）から見える陰暦4月の月、志賀島の独釣、浦山の秋晩、一崎の松林の中の小径、能古島へ帰る帆船というように、四季の移ろいの中での人びとの営みが巧みに表現され、当時の自然環境を知る手がかりを提供してくれます。

この他、神功皇后伝説とも関わりの深い宮崎宮の宮松や香椎宮の綾杉、生の松原の逆松など、歴史上の物語と結びついた樹木があります。なお、指定文化財となったものとしては、地質・鉱物である長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈、名島の檜石、動植物では櫛田の銀杏、金武のヤマモモなどの巨木や、橋本八幡宮のイヌマキ群落等があります。

3) いとなみ（伝統行事、伝統技術、食文化など）

●伝統行事など

国の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録された博多祇園山笠行事や博多松囃子に由来する博多どんたく港まつりなどは、全国的にも広く知られ、地域ににぎわいと活気を与えています。また、宮崎宮の放生会や玉せせり、十日恵比須神社の十日恵比須なども、季節の移り変わりを告げる行事として多くの市民が訪れます。この他にも、季節ごとに地域の伝統的な祭礼が行われています。

正月から春にかけての年中行事として、石釜のトビトビや金隈の鳶の水が、正月の来訪神行事として知られています。玉せせりは姪浜や伊崎でも行われています。今宿上町天満宮の鬼すべ行事は、江戸時代に太宰府の鬼すべのうつしとして始まりました。西区の漁村、唐泊地区（宮浦）では、その年の年男、年女が飾りを施した笹をもち、集落を巡りながら所々で御万歳が舞われます。その節回しや手一本の形式は、上方（大阪）との関連が想起されます。廻船の拠点であった唐泊地区の地域性を示すものかもしれません。志賀海神社には青年男子が弓矢で的を射る歩射祭や、海や山の豊穰を予祝する山ほめ祭が伝わっています。飯盛神社などのかゆ占いは、かゆに生えたかびの状態から、その年の農作の豊凶を占う行事です。

夏には、疫病除けの行事である祇園行事や獅子祓いがあります。祇園山笠は博多が有名ですが、西戸崎、唐の原、今宿、小呂島など各地に博多の様式が伝わっています（ハカタウツシ）。獅子祓いは、地域、集落単位で行われ、地域の大人と子どもたちが獅子頭をもって家々を回り、無病息災を祈ります。草場、西浦、田隈には、伝統的な盆行事として、盆綱引きや盆押しと呼ばれる行事が伝わります。また志賀島、城の原には、地域独自の節回しを持つ盆踊りが伝わっています。箱崎には地蔵盆の人形飾りが、また大博町の旧大浜地区では流灌頂と呼ばれる施餓鬼供養の行事が伝わります。地区には今も行事で使われている大きな灯籠絵が伝わっています。

秋の年中行事として、能古島の白鬚神社のおくんち行事は宮座などに伝統的な型式をよく残しています。中でもモリモンと呼ばれる神饌は豪華で目を引きます。

この他、飯盛神社では流鏝馬が行われ、宮崎宮と志賀海神社では、隔年の御神幸が行

われています。奈多に伝わるはやま行事は、若者が塩鯛を調理する所作の速さを競い合います。かつては翌年の漁場の優先権をかけて行われていました。漁村の生活を表す珍しい行事です。

他にも、田島神楽や今津人形芝居といった民俗芸能は、地域の人々の心の拠り所として、今に受け継がれています。

音楽、芸能などの分野では、一朝軒伝法竹という尺八、筑前琵琶、その原型とされる盲僧琵琶などが伝わります。また独楽による曲芸を披露する筑前博多独楽や、博多弁の言葉遊びによる即興笑劇博多仁和加は、人々を楽しませています。この他、福岡藩に伝承した武技である砲術や柔術もあります。

●伝統技術

博多部には博多織、博多人形、博多張子、博多独楽などの伝統工芸の技術がのこされています。また博多曲物は宮崎宮の儀式で用いられる道具を作る技術が発展、継承されたものと考えられています。

●食文化

玄界灘に面し、山地に囲まれた本市は、昔から海の幸や山の幸が豊富にとれる場所でした。それらの食材は、海を通じた交流の歴史の中で様々なかたちで楽しまれ、豊かな食文化を築いてきました。

ごまさばやおきゅうと、あぶってかもは、新鮮な海産物を活かした料理です。明治時代以降に生まれた辛子明太子、もつ鍋、水炊き、とんこつラーメンなども現在では福岡名物の食として全国的に広く親しまれています。また、室見川のシロウオ漁は春を告げる風物詩となっています。また禅宗の伝来とともに喫茶や粉食文化が博多に持ち込まれますが、その中でもうどんは独自の形で受け継がれています。料理以外では、醤油や日本酒といった伝統的な醸造技術を受け継ぐ会社も残っています。このほか、夜の繁華街に営まれる屋台は、市民はもちろん、観光客にも人気のスポットであり、本市を代表する風景の一つでもあります。



博多織



うどん

1-3 歴史文化の特徴

(1) 歴史文化の特徴

「歴史文化基本構想」では、人々をひきつける地勢に恵まれたこと、都市として持続的に発展してきたこと、都市の発展を伝える豊富な文化財の3つを挙げて、本市の歴史文化の特徴を下記のように捉えました。

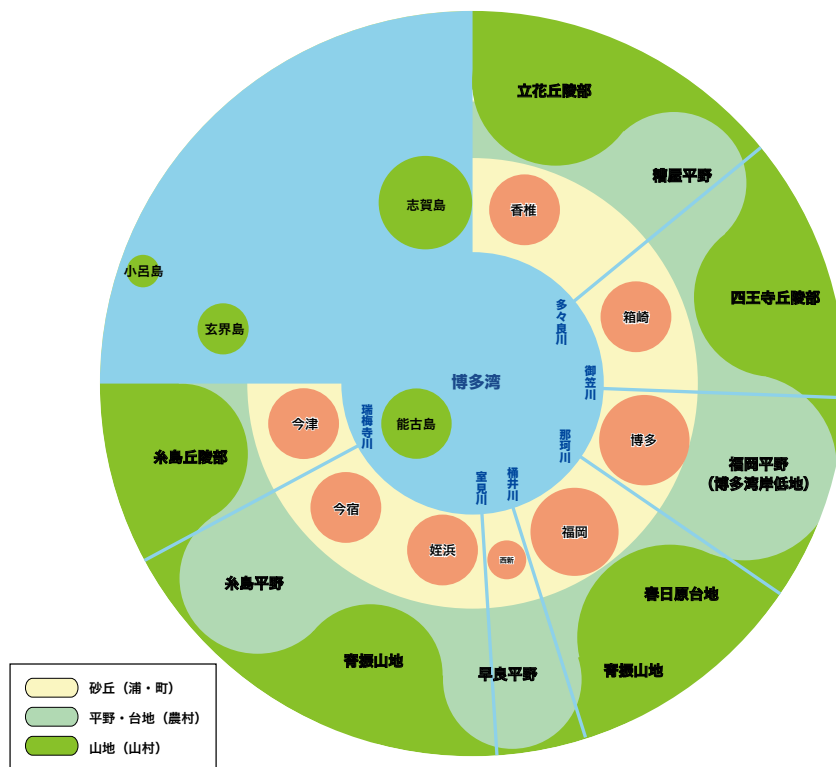
海を通じた交流を軸にアジアの拠点として発展を遂げた2000年を超える歴史文化の重層性

以下では、上記の歴史文化の特徴について、3つの観点から整理します。

●歴史文化を育んだ人々をひきつける地勢

博多湾を中心として、湾に注ぐ河口部には漁業や海運業を営む浦々が形成され、その奥の稲作に適した肥沃な平野部^{ひよく}では早くから農村集落が形成されてきました。背後には深い山々がそびえ、農・林業、山岳寺院の造営などが都市文化を支えてきました。

このような地勢は、古来、この地にやってくる人々をひきつけ、都市が発展する要因となりました。



福岡市の地勢

● 2000年間多様な文化と交わりながら進化してきた都市発展の歴史文化

本市は、金印を授けられた奴国や伊都国の繁栄、古代の外交施設である鴻臚館、中世に国際貿易都市として栄えた博多、江戸時代の福岡城下町、明治時代以降の福岡市と、各時代の社会的・歴史的状況を背景として、性格が異なる都市が重層的に形成されてきました。人々をひきつける交流・定住に適した地勢を基盤に、大陸や朝鮮半島に対する日本のゲートウェイ¹として、また、大陸・半島と日本各地を繋ぐ結節点として、多様な文化の交わりを背景に、2000年にわたる都市としての発展のストーリーがあります。

● 2000年にわたる都市集積を示す豊富な文化財

本市は、多様な文化との交流の拠点であった博多湾を中心に、海や陸を通じた各地との繋がりのなかで発展し、外に対するまもりを固めながら、都市と周縁地域との支え合いの中で豊かな歴史文化を形成し、現在の福岡市へと発展を続けてきました。

市内には、中世以前の大陸や朝鮮半島との交流の歴史を今に伝える文化財、現代に継承される都市基盤が整えられた近世の歴史や文化を物語る文化財、そして近代に入りアジアとの交流を背景に目覚ましい都市発展を遂げてきた現在と関係が深い文化財など、本市ならではの歴史を物語る文化財が豊富に残されています。

以上のことから、地理的な特徴を背景に、海を通じた交流拠点であり続けたことが、2000年にわたって都市として発展を続けてきた独特の歴史文化を育み、さらに歴史を伝える文化財が豊富に残っていることが、福岡市の歴史文化の特徴であるとまとめることができます。序章において述べたように、このような都市としての歩みは、160万人以上の人口を擁する九州一の商業・流通都市として発展し続ける現在にもつながっています。

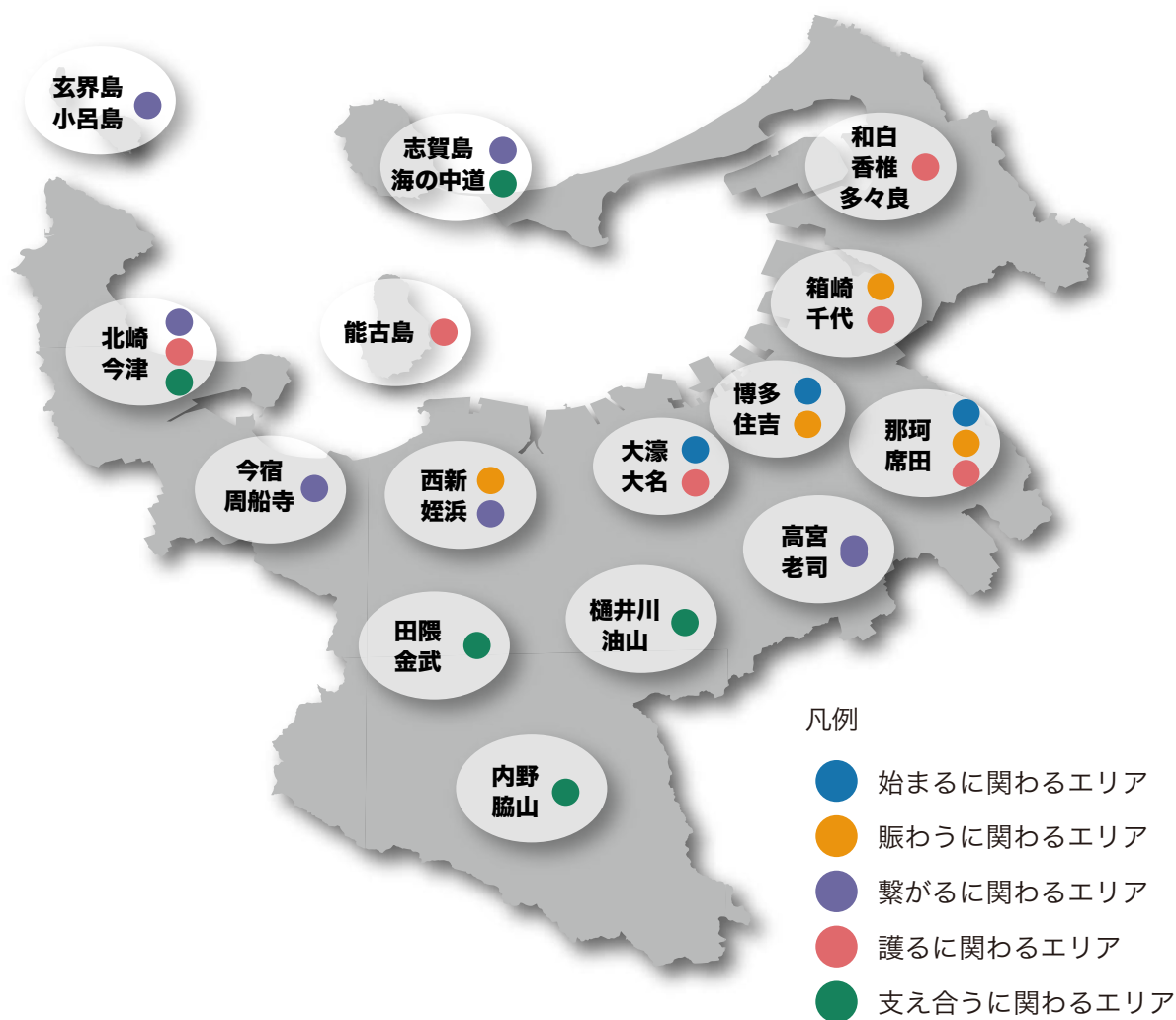
上記の歴史文化の特徴は、地勢、都市としての発展、それを証する文化財という3つの観点からみた場合に浮かび上がってくるものです。歴史文化を捉える多角的な視点を重んじながら、今後も調査研究を進めることにより、本市の歴史文化の特徴を追及していく必要があります。

¹ゲートウェイ：玄関口、入り口。

(2) 本市ならではの歴史文化を物語るストーリーとエリア

「歴史文化基本構想」では、本市の歴史文化の特徴を「海を通じた交流を軸にアジアの拠点として発展を遂げた2000年を超える歴史文化の重層性」にあるとまとめました。これをより多くの人々に知ってもらうため、「始まる」・「賑わう」・「繋がる」・「護る」・「支え合う」の5つ視点で分かりやすくまとめた物語を「メインストーリー」として整理しました。あわせて、メインストーリーを体感する面的な広がりとして、歴史文化の視点により市内全域を15の「歴史文化エリア」に区分しました。

以下にメインストーリーおよび、関わりが深い歴史文化エリアを紹介します。



ストーリーと関わりが深い歴史文化エリア

始まる 『福岡・博多の「はじめて」ものがたり』

古くから海を介して大陸や半島と交流してきた結果、最先端の文化が続々とこの地にやってきました。日本の食文化の基盤である米作り、中世の禅宗や喫茶、粉食の文化など、福岡・博多に伝わったこれらの「日本初」は、本市の文化を形成する原点となりました。

賑わう 『福岡・博多 2000 年のまちのにぎわい』

博多湾を臨む本市には、古くから多様な目的や背景をもった人々が集まり、活発な経済活動が行われてきました。およそ 2000 年前の「奴国」以降、中世の国際貿易都市「博多」、江戸時代の城下町「福岡」を経て現在に至るまで、都市であり続けた福岡・博多には様々な都市文化が育まれました。

繋がる 『ヒト・モノ・情報をつなぐ海・陸・空の結節点』

大陸と日本をつなぐ外交・交易の拠点であった鴻臚館、江戸時代の流通ネットワークを担った街道と廻船など、本市は各時代を通じてヒトとモノ、情報をつなぐ結節点として機能しました。現在でも海・陸・空路の交通網は、本市と国内外を有機的に結合させ、都市のさらなる発展を支えています。

護る 『国際交流都市のまもりと平和への祈り』

本市は、国際交流都市である反面、各時代において国家間の緊張が高まると、まもりの最前線となりました。防人の設置、元軍の遠征と石築地の築造、戦国時代の戦乱、福岡大空襲などの数々の悲しい出来事を物語る文化財が市内各所に残されており、争いの恐ろしさと平和の尊さを伝えています。

支え合う 『都市と村々の暮らしと信仰』

都市周縁部の農村、漁村、山村では、様々な生業を持つ人々の生活と信仰が積み重ねられてきました。生活の中の人々の願いや祈りは様々な民俗として地域に定着しました。都市と周縁の村々は互いに支え合いながら、一つの文化圏を形成してきたといえます。

各メインストーリーの詳細は「歴史文化基本構想」に記載しています。

<p>志賀島・海の中道</p> <p>博多湾の玄関口にある志賀島と、国内でも珍しい砂州・海の中道があるこのエリアは、金印「漢委奴国王」発見の地として知られ、古代の海人・阿曇氏が祖神とあおいだ海神をまつる志賀海神社、元寇の激戦を物語る蒙古塚などの文化財があります。また、『万葉集』にも詠われた漁撈や塩づくりの痕跡が海の中道遺跡で見つかるなど、海とともに生きた人びとの文化や大陸との交流の歴史が残されています。</p>	<p>和白・香椎・多々良</p> <p>『万葉集』にも詠われた景勝地・香椎瀨があったこのエリアは、香椎宮が鎮座し、神功皇后の半島進出に関連する伝承が多く残されています。戦国時代には、筑前国を与えられた小早川氏が名島城を築城、関ヶ原の戦い後には筑前国に入った黒田氏によって香椎宮が再建されました。戦前には、名島に水上飛行場、雁の巣に飛行場が置かれ、日本の空路を支えました。</p>	<p>箱崎・千代</p> <p>箱崎宮が鎮座するこのエリアは、門前町として、また博多に次ぐ貿易の拠点として賑わってきました。江戸時代には唐津街道の宿場町としてにぎわい、参勤交代の中継地として御茶屋が設置されました。街道沿いには、商家が立ち並び、千代町にはかつて太宰府にあった崇福寺が移転し、福岡藩主・黒田家の菩提寺となりました。近代には九州帝国大学が誘致され、福岡市の近代化の礎となりました。</p>
<p>博多・住吉</p> <p>古代から交易の拠点として発展してきたこのエリアは、中世貿易都市・博多の名残や太閤秀吉の町割、近世の町家、近代以降の都市の発展を重層的に感じることができます。住吉神社や櫛田神社といった由緒ある神社や、聖福寺や承天寺に代表される寺町が景観を形成し、博多祇園山笠や博多松囃子など本市を代表する祭礼が町に賑わいと活気を与えています。</p>	<p>那珂・席田</p> <p>博多から大宰府に向かう道筋にあり、弥生時代以来、低地を利用した水田が広がっていたこのエリアは、古代の条里制の名残を残す水田区画が昭和初期頃まで残されていました。弥生時代の古い時期の農村が確認された板付遺跡や雀居遺跡、弥生時代の共同墓地である金隈遺跡などを通じて、弥生文化に触れることができます。</p>	<p>大濠・大名</p> <p>古代には鴻臚館、江戸時代には福岡城が存在したこのエリアは、海・陸の交通の要衝として発展しました。菅原道真ゆかりの水鏡天満宮に由来する「天神」の街は、現在、九州一の繁華街となっていますが、舞鶴・大濠公園に残された鴻臚館・福岡城の痕跡、街中にたたずむ近代建築、古い町割などから、往時のにぎわいに想いを馳せることができます。</p>
<p>高宮・老司</p> <p>鴻臚館から大宰府へ向かう官道の推定ルートがあるこのエリアは、古代から近代に至るまでの多彩な文化財が存在する地域です。初期横穴式石室に豊富な副葬品が納められた老司古墳や、大宰府観世音寺とも関係の深い三宅廃寺跡や老司瓦窯跡、近代に炭鉱で財を成した貝島家の旧邸宅などを通じて、本市の悠久の歴史を感じることができます。</p>	<p>樋井川・油山</p> <p>大規模な寺域を誇った東油山泉福寺（現在の正覚寺）がある油山の麓に広がるこのエリアは、樋井川兩岸の丘陵を中心に集落が営まれ続けてきました。山岳仏教が盛行し現在は市民の憩いの森として親しまれる油山、福岡藩主の別邸として作られた友泉亭庭園、田島神楽が奉納される田島八幡神社など、豊かな自然と歴史に触れることができます。</p>	<p>西新・姪浜</p> <p>福岡平野と糸島平野をつなぐ海岸沿いに位置するこのエリアは、室見川沿いの微高地や、海岸の砂丘上を中心に、古い時代から人々の活発な活動が確認できます。弥生・古墳時代の交易拠点であった西新町遺跡や、古代早良郡の中心であった有田遺跡、元寇の記憶を今に伝える鹿原山や元寇防塁、唐津街道の宿場町としても栄えた港町・姪浜など、交通の結節点であった歴史を今に伝え伝えています。</p>
<p>田隈・金武</p> <p>油山と叶岳に挟まれ、室見川の恵みに育まれた肥沃な土地を持つこのエリアは、河川兩岸の微高地や丘陵を中心に集落が展開してきました。弥生時代の拠点集落であった吉武高木遺跡や野方遺跡、丘陵斜面に営まれた大規模な古墳群、中世に大きな宗教的勢力を誇った西油山天福寺や飯盛神社、肥前に結ぶ三瀬街道沿いの町並みなど、連続と続いてきた人々の営みを知ることができます。</p>	<p>内野・脇山</p> <p>脊振山の豊かな自然に包まれたこのエリアは、中世の山岳信仰の隆盛とともに栄えた脊振山東門寺の寺領で、戦国時代には荒平城や池田城が築かれ、筑前と肥前の国境に位置する交通の要衝でした。山間部の水田開発には熊野比丘尼の伝承も残され、昭和天皇の即位時には大嘗祭に用いる新穀を穫るための主基斎田に選ばれるなど、山村と農村の様相を併せ持っています。</p>	<p>今宿・周船寺</p> <p>糸島半島の付け根に位置するこのエリアは、古代山城である怡土城が築かれた高祖山を背後に、尾根筋や海岸砂丘を中心に集落が営まれてきました。弥生時代に玄武岩で石斧生産を行った今山遺跡や伊都国の交易拠点であった今宿五郎江遺跡、前方後円墳13基が築造された今宿古墳群、江戸時代の農学者・宮崎安貞ゆかりの史跡など、自然と共生した人々の暮らしを知ることができます。</p>
<p>北崎・今津</p> <p>糸島半島の東半、博多湾の西端に位置するこのエリアは、福岡・博多と大陸・朝鮮半島を結ぶ交通の要衝として重要視されてきました。「庚寅銘大刀」が出土した元岡G6号墳や、遣唐使の寄港地であった韓亭（唐泊）、中世に港町として栄えた今津と寺院、海岸沿いに築造された元寇防塁など、海上交通に関わる史跡や習俗・信仰が良好に残されています。</p>	<p>能古島</p> <p>博多湾に浮かぶ能古島は、江戸時代に五ヶ浦廻船の根拠地の一つとして栄えました。一方で、古代の防人の設置、中世の外敵の侵入、江戸時代の台場の築造など博多湾のまもりを大きく左右してきた島でもあります。また、古代は馬牧として、江戸時代には鹿狩りの場として利用されるなど、豊かな自然にも恵まれています。</p>	<p>玄界島・小呂島</p> <p>志賀島と糸島半島の間に浮かぶ玄界島は、百合若伝説を伝える小鷹神社があり、近世には藩の遠見番所が置かれるなど、博多湾の玄関口に位置する離島です。一方、玄界灘に浮かぶ小呂島は、中世には海上交通の要衝として、戦時中には陸海軍の要塞として重要な役割を果たしました。現在はハカタウツシの山笠行事も執り行われています。</p>

第 2 章

地域計画の基本目標

本章では、マスタープランとしての「歴史文化基本構想」を振り返った上で、文化財の保存・活用に関するアクションプランとしての基本目標を設定します。

2-1 「歴史文化基本構想」の目指す方向

「歴史文化基本構想」は、平成 31（2019）年、文化財保存・活用に関するマスタープランとして、「文化財の総合的な保存活用の方向性を示す」ことを目的に策定しました。この中で総合的な保存・活用の目指す方向として、「福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を掲げています。

「歴史文化基本構想 - 「第 3 章の文化財保存活用の取組 目指す方向」より抜粋

本市は、2000 年以上一貫してアジアの交流拠点都市として栄え、150 万人以上の人口を擁する九州一の都市になるまで成長してきました。長い歴史と国際色豊かな文化の所産である文化財は、市民や行政により守り継がれ、利便性の高い先進的な都市機能と共存しています。

弥生時代の史跡公園や展示館、市内随所にある古墳群、博多湾岸に連なる元寇防塁、古代の外交施設と近代の城郭が重なる鴻臚館跡・福岡城跡、都心部にありながら歴史の情緒を伝える博多・住吉エリアの寺社群、街道沿いの町家、明治時代の洋館などの近代化遺産、絢爛たる祭礼や伝統芸能、くらしを彩る民俗芸能、ミュージアムの収蔵資料など、市内各地に見られる文化財の豊富さは、他都市にはない歴史の重層性を物語っています。鴻臚館跡・福岡城跡や、弥生時代から近世までの遺構が検出される博多遺跡群・寺社群のように異なる時代のもものが重なり合って存在すること、あるいは、元寇防塁など同じ歴史事象に関する史跡が広域に存在することは、他にない感動を創出し得る、本市ならではの地域資源の特色です。

（中略）

本市は、2000 年以上続く交流拠点都市・福岡ならではの歴史と文化財の価値をより多くの人々と共有し、文化財の価値を「都市の活力ーまちに生きる人の誇り」、「都市の魅力ーまちを訪れる人の感動」の資源としていくことを目指します。目指す方向として「福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を掲げ、市民や関係機関等との連携・協力のもと、文化財の総合的な保存活用に取り組んでいきます。

**福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、
さらなる活力と魅力につなげる都市**

※「2000 年都市」とは、国宝金印に代表されるように、本市が 2000 年にわたって都市として発展・成長を続けてきたことを端的に示したものです。

「歴史文化基本構想」では、上記の「目指す方向」の実現には市民と行政の連携が欠かせないため、文化財の保存・活用を多くの人々にわかりやすく伝えることを意図して、保存を「知る」と「守る」に、活用を「活かす」と決めました。

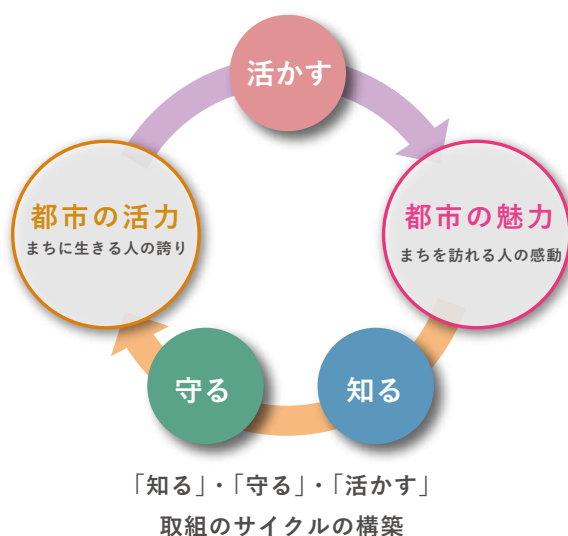
そして、市民の生活を豊かにし「都市の活力」を生み出すためには文化財を「知る」・「守る」取組が、「都市の魅力」の向上のためには文化財を観光や地域振興等の資源として「活かす」取組が必要であると位置づけました。さらに、これらの「知る」・「守る」・「活かす」取組は、「相互作用とバランスが図られるべきもの」であるとし、3つの取組の好循環を生み出し、持続可能な取組へと発展させていくことが「目指す方向」を実現していく近道と考えています。

「歴史文化基本構想」 - 「第3章の文化財保存活用の取組 基本方針」より抜粋

文化財の価値を「都市の活力」や「都市の魅力」の資源とするため、これまで行政が多くを担ってきた文化財の調査研究・保存・活用の取組は、市民、文化財の所有者や保存団体、民間企業、大学等教育研究機関などのより多種多様な人々が参画・活躍することによって、文化財の範囲や取組の枠を広げた「知る」・「守る」・「活かす」取組へと発展させていく必要があります。

(中略)

文化財を良好な状態で次世代に継承しつつ活用を図るためには、文化財について、「知る」・「守る」・「活かす」取組が円環的に連なり、それぞれを後押ししていくような好循環を生み出すことが重要です。



加えて、「目指す方向」を市民と行政の連携で実現するための文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組について、その方針を以下のように定めました。

「歴史文化基本構想」 - 「第3章の文化財保存活用の取組 基本方針」より抜粋

本市は、文化財の価値を「知る」・「守る」ことで市民の生活を豊かにし、都市の活力を生み出すとともに、文化財を観光や地域振興等の資源として「活かす」ことで、都市の魅力の向上につなげます。これを通じて、人々の文化財の「価値・資源性」に対する認識を高め、さらに「知る」・「守る」ことが促進されるサイクルの構築に取り組みます。

<文化財を知る>

過去から受け継ぎ、未来へ伝えていくべき「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」について、文化財としての価値を定義し、価値を証する情報を集め、整理・体系化し、広く共有する調査研究の取組を推進していきます。

<文化財を守る>

文化財としての価値を見出した「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」を未来へ伝えていくために、様々な制度や環境を整え、劣化や変容を把握することで保存管理を行うとともに、修理復旧等の対応を図っていきます。

<文化財を活かす>

「守る」取組とのバランスを図りながら、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」が文化財として伝えている価値を、それぞれの特性に応じて、公開、観光振興、地域振興、学び・教育などの取組により都市の魅力の向上につなげていきます。

上記を踏まえ、文化財の総合的な保存・活用に関するマスタープランとして、今後の推進を目指す取組を整理したものが次頁の一覧です。その柱には「知る」に「調査研究」、 「守る」に「保存管理」・「修理復旧」、 「活かす」に「公開」・「観光振興」・「地域振興」・「学び・教育」を設定しています。

「歴史文化基本構想」 - 「第3章の文化財保存活用の取組 基本方針」より抜粋

文化財を知る	調査研究	①戦略的な調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の詳細把握調査と価値付け ●文化財の記録・情報化 ●文化財の総合的な把握 ●調査研究機関、専門家との連携
		②調査研究成果の整理、公開	<ul style="list-style-type: none"> ●報告書・目録等の作成とデータベース化 ●データベースの公開活用 ●調査成果の積極的な周知
文化財を守る	保存管理	①適切な保存・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●博物館等の環境改善 ●地域の文化財の保存管理 ●史跡等の維持管理 ●埋蔵文化財の保存
		②指定等の推進	—
		③災害や犯罪等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ●防災・防犯対策の推進 ●防災・防犯意識の啓発・向上
		④地域の伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の伝統文化の保存と公開 ●継承への支援
	修理復旧	①文化財の修理復旧	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の修理復旧の実施 ●文化財の修理復旧への支援
		②修理技術の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ●修理に関する情報の発信 ●専門機関、技術者との連携
文化財を活かす	公開	①文化財の公開促進	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財建造物の公開活用 ●展覧会・展示会の実施 ●資料閲覧への対応
		②史跡の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡の特色や魅力を高める歴史環境の再現 ●整備にかかる財源の確保
		③ガイダンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイダンス施設の整備 ●ボランティアガイドと連携した解説
		④コンテンツの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●参加・体験する機会の提供 ●先端技術を活用したコンテンツの整備 ●文化財デジタルミュージアムの整備
	観光振興	①ストーリーを活かした観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ●ストーリーに基づいた観光プログラムの開発 ●先端技術の活用 ●新たなストーリーの充実
		②プロモーション活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な媒体を活用した知的好奇心を刺激する情報発信 ●伝統工芸・伝統芸能の魅力発信
		③ユニバーサルデザインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語対応コンテンツの拡充 ●誰もが訪れやすい環境整備 ●インクルーシブデザインの導入
		④MICE振興への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財を活かした特別感の創出 ●地域の魅力や伝統を活かした市民参加のおもてなし
	地域振興	①地域の文化財の魅力の共有・発信	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の文化財の魅力発信 ●地域活動との連携体制の整備
		②文化財を通じた地域交流の促進	●世代を超えた交流ができる文化財関連イベント等の開催
	学び・教育	①学校教育への活用	●学校と連携した学習プログラムの構築
		②生涯学習への活用	●文化財を活かした生涯学習の充実

なお、上記の取組は、文化財の総合的な保存・活用に関するマスタープランとして、期限を定めず、目指す方向の実現に必要な取組を一覧としてまとめたものです。

2-2 地域計画の基本目標

本計画では、市民と行政の連携による保存・活用の具体的な施策を定め、令和5（2023）年度～9（2027）年度までの5か年でその推進を図ります。「歴史文化基本構想」の目指す方向「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につながる都市」の実現に向けて、より実効性の高い、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進することを基本目標として、以下を掲げます。

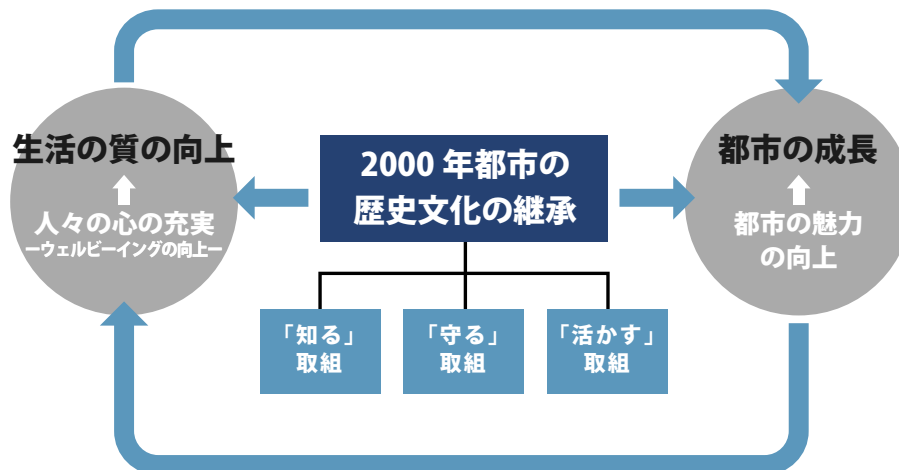
地域計画の基本目標

**2000年都市の歴史文化を継承し、
「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創出するため、
文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進します**

※「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環は、『第9次福岡市基本計画』の「都市経営の基本戦略」に掲げています。地域計画の実効性を高めることを意図し、基本目標に設定しました。

2-3 基本目標実現への道すじ

市民と行政の連携により、2000年都市の歴史文化を継承し、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を生み出していくためには、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組に関わる地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関、行政でその方向性を共有し、取り組んでいくことが重要です。したがって、「知る」・「守る」・「活かす」取組から好循環の創出に至る過程を基本目標の実現への「道すじ」として以下に整理しました。本市は、この道すじを共有する人々との連携を大切にしながら、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進していきます。



1) 「2000年都市の歴史文化の継承」

歴史文化を継承するためには、対象となる歴史文化を把握し、その価値を明らかにする「知る」取組が基本となります。このために、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」について戦略的な「調査研究」に取り組み、歴史文化のさらなる深化を進めます。

このような取組により明らかとなった歴史文化を確実に未来に伝えていくためには、文化財が損なわれないよう「守る」取組が欠かせません。このために、文化財の特性に応じた「保存管理」や「修理復旧」を推進します。

また、序章において、本計画の法定の背景には文化財をとりまく環境の変化があり、より多くの人々と手を取り合って文化財を総合的に保存・活用していくことが計画の趣旨であることを述べました。

文化財の「公開」や歴史文化の「観光振興」、「地域振興」および「学び・教育」の分野への活用を通じて、その価値や魅力をより多くの人々に普及することにより、継承への理解の醸成と担い手の確保につないでいきます。

2) 歴史文化の継承による「生活の質の向上」

歴史文化を継承するための「知る」・「守る」・「活かす」取組に参画した人々は、歴史文化の価値や魅力に触れ、自分自身と地域とのつながりを実感するだけでなく、ほかの住民や担い手との絆を構築する機会を得ます。このような体験は、自己の由来を確認し、現在の地域社会との結びつきを強めるため、自己肯定感、郷土への愛着・誇りおよび未来を展望する力をはぐくみ、人々の心の充実（ウェルビーイングの向上）をもたらします。このような自己肯定感や未来志向は、人々の精神的な「生活の質の向上」につながります。

3) 歴史文化の継承による「都市の成長」

文化財の「公開」や歴史文化を活かした「地域振興」、「観光振興」などの取組への注力が、歴史文化の魅力を磨くため、より多くの人々を本市にひきつけることができるようになります。歴史文化の魅力が都市の魅力に加わることで、市内外の人々とその経済活動を本市に呼び込み「都市の成長」に寄与していきます。

4) 「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環

歴史文化を前提とした心豊かな生活が、都市の魅力に加わることで、本市の魅力のさらなる向上につながります。このことが、より多くの人々とその経済活動を本市に呼び込み、「都市の成長」へと循環していきます。一方で、市民が自分の住むまちに市内外の人々をひきつける魅力があることを体感することは、本市への愛着や誇りを高め、さらなる心の充実（ウェルビーイングの向上）をもたらします。

「2000年都市の歴史文化を継承」し、市内外の多様な人々と歴史文化の価値や魅力を共有することにより、人々の心の充実（ウェルビーイングの向上）と都市の魅力の向上をはかり、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を実現するために、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進します。

第 3 章

文化財の保存・活用に関する現状と課題

本市では、地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関と行政が相互に連携しながら、文化財の保存・活用に取り組んでいます。

本章では、基本目標の実現に向けて、本市における文化財の保存・活用の現状と本計画において対応すべき課題を、「知る」・「守る」・「活かす」の3つの取組に分けて取組内容や取組主体を表形式で整理します。

課題の整理にあたっては、「歴史文化基本構想」の課題を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめ社会情勢の変化を踏まえ、内容の更新を行っています。

3-1 文化財を「知る」取組の現状と課題

本市は、文化財を「知る」取組として、未来に伝えていくべき「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」について、その存在を把握し、文化財としての価値を定義し、関連する情報を集めて整理・体系化する「調査研究」を進めています。これにより得られた文化財の情報は、保存管理や修理復旧等の「守る」取組に役立てられます。また、文化財をより多くの人々と共有することが文化財に対する社会全般の関心を高めると期待されることから、報告書、資料目録などの刊行物やウェブサイト等を通じて、市民に周知しています。

以下、「調査研究」について、取組の現状と本計画において対応すべき課題を整理します。

(1) 調査研究

【現状】

昭和44(1969)年に教育委員会に文化課が置かれたことを契機として、文化財所管部署による本格的な調査研究が始まりました。

早くから都市化が始まったため、文化財の中でも特に埋蔵文化財に力を入れ、調査を進めてきました。遺跡の分布や性格を確認するための調査を実施してその成果を周知し、開発者との協議の結果、やむを得ず失われる遺跡について、記録保存の発掘調査を実施してきました。これとは別に、県が主体となって行う県有地の発掘調査や、大学等教育研究機関などによる学術的な調査研究を目的とした発掘調査も行われています。令和2(2020)年度末までに市内では約2,700件の発掘調査が行われ、その成果は、報告書や本市内外の文化財関連施設の展示などを通じて、公開・活用されています。

そのほかの「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」の文化財についても、その価値を正確に把握するため、市内寺社資料調査、無形文化財の映像記録など、文化財の所有者等や大学等教育研究機関等と連携しながら、数多くの調査を行ってきました。また、公設・私設を含めた博物館・美術館・図書館等の文化施設や福岡市埋蔵文化財センター・ガイダンス施設等の文化財関連施設、地域コミュニティの地域史編さん事業、本市の市史編さん事業などによる、資料収集や調査もさかんです。これらの成果は、報告書や資料目録、研究紀要、展覧会図録、DVD、市史等として発行され、公開されています。

文化庁が主導する近代化遺産や近代和風建築等の調査によって、新たな指定等の候補となりうる文化財の把握も行われています。さらに、地域に残された多様な文化財を網羅的に把握して、文化財を総合的に保存・活用していくため、平成22(2010)・23(2011)年度に、市内全域で「福岡市内所在文化財悉皆調査」を実施しました。おおむね50年以上を経過している伝統的建造物(町家や寺社等)、伝統的作物(石碑や門柱、塀等)、伝統的祭礼、伝統的職業、保存樹を対象として、実際に町を歩いたり、関係者から聞き取りをしたりして、総合的な調査を行いました。これらを含めた文化財の存在を把握するための調査は、これまでに、「もの」の文化財では29件(うち建物5件、美術工芸22

件、記録2件)、「ばしょ」の文化財では5件(うち跡地5件)、「いとなみ」の文化財では11件(うち伝統技術4件、祭り・芸能1件、伝統行事7件)実施しています。(詳細は、次頁の文化財の把握調査一覧参照)

取組内容	取組主体					
	地域 コミュニ ティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究 機関	行政
埋蔵文化財の発掘調査、および調査成果の公開・活用					○	○
文化財の調査および調査成果の公開・活用	○	○	○		○	○
文化財台帳等の作成・整備		○	○			○



埋蔵文化財の発掘調査の様子



「新修 福岡市史」

【課題】

①増加する発掘調査への対応

重要遺跡の内容を確認するための発掘調査や、開発等にとまらぬやむを得ず失われる遺跡を記録保存する発掘調査を、これまで約50年間にわたって実施してきました。

都市として発展を続ける本市では、近年、民間開発に伴う発掘調査面積の増加が顕著です。平成28(2016)年度14,535㎡が令和2(2020)年度には35,365㎡と2.4倍になっています。円滑な調査・整理報告の推進と精度の向上が課題となっています。

②調査を必要とする文化財への対応

これまで本市ではさまざまな類型の文化財を調査してきましたが、「ばしょ」の文化財(特に名勝地や動物・植物・地質鉱物)の把握調査が不足しています。また、「もの」の文化財は全体的に数が多いため、既往の調査で把握しきれていないものも多数存在すると考えられます。

文化財の周辺環境の変化に対応しながら、このような文化財を未来に確実に継承していくためには、戦略的な調査が必要です。

③文化財の情報の共有が不十分

これまで刊行物等により公開を図ってきた調査成果の内容は専門性が高く、市民の利用は進んでいません。また、文化財所管部署が蓄積してきた文化財の情報は、公開が十分でなく、市民が利用しづらい状況にあります。

文化財の把握調査一覧（令和4（2022）年5月現在）

「もの」の文化財

類型	調査名（実施年度）		調査主体
建物	1	社寺調査（1986～1989年）	福岡市教育委員会
	2	町家調査（1987～1989年）	〃
	3	聖福寺建造物調査（2003～2005年）	〃
	4	市内社寺悉皆調査（2010～2011年）	〃
	5	市内伝統的建造物（町家）悉皆調査（2010～2011年）	〃
美術工芸	1	市内主要寺社収蔵品調査（1973～1989年）	福岡市教育委員会
	2	櫛田神社所蔵品調査（1973・1981・1986年）	〃
	3	聖福寺所蔵品調査（1975～1985年）	〃
	4	筥崎宮所蔵品調査（1975・1977・1987年）	〃
	5	玄海島歴史資料調査（1977年）	福岡市立歴史資料館
	6	飯盛神社関係中世文書調査（1977～1981年）	福岡市教育委員会
	7	歴史資料所在確認調査（1977～1980年）	福岡市立歴史資料館
	8	青柳種信関係史料調査（1979～1981年）	〃
	9	大悲王院所蔵古文書調査（1979年）	福岡市教育委員会
	10	田村文書調査（1979・1987年）	〃
	11	崇福寺所蔵品調査（1982・1983・1988・1989年）	〃
	12	東長寺所蔵品調査（1984・1992年）	〃
	13	板碑調査（1989～1991年）	〃
	14	庚申塔調査（1998年以前）	〃
	15	福岡城櫓関連史料調査（1993年）	〃
	16	江月宗玩筆墨跡之寫調査（1999～2005年）	〃
	17	市内伝統的工作物悉皆調査（2010～2011年）	〃
	18	萬行寺資料調査（2012～2013年）	〃
	19	光専寺資料調査（2014年）	〃
	20	善導寺資料調査（2013年）	〃
	21	松源寺資料調査（2018年～）	〃
	22	時宗寺院資料調査（2019年～）	〃
記録	1	南区民俗文化財保存会寄託資料調査（1986～1988年か）	福岡市立歴史資料館
	2	絵馬調査（1986～1991年）	〃

「ばしょ」の文化財

類型	調査名（実施年度）		調査主体
跡地	1	遺跡分布調査（1968～1971年）	福岡市教育委員会
	2	脇山詳細分布調査（1992～1993年）	〃
	3	能古島遺跡発掘事前総合調査（1992年）	〃
	4	志賀島・玄海島遺跡発掘事前総合調査（1994年）	〃
	5	今宿古墳群詳細分布調査（2004～2007年）	〃

「いとなみ」の文化財

類型	調査名（実施年度）		調査主体
伝統技術	1	市内伝統的職業悉皆調査（2010～2011年）	福岡市教育委員会
	2	高取焼調査（2015年）	福岡市文化財活性化実行委員会
	3	曲物調査（2016年）	〃
祭り・芸能	1	伝統芸能調査（1972年）	伝統芸能調査会
伝統行事	1	地祭り調査（2007～2011年）	〃
	2	獅子祭り調査（2013～2014年）	〃
	3	市内伝統的祭礼悉皆調査（2010～2011年）	福岡市教育委員会
	4	箱崎の地藏祭・人形飾り調査（2011年）	福岡市文化財活性化実行委員会
	5	博多の千灯明と辻祈祷調査（2011年）	〃
	6	ウシサマー家々の収穫祭調査（2013年）	〃
	7	博多うつしの山笠調査（2014年）	〃

3-2 文化財を「守る」取組の現状と課題

本市では、文化財の所有者等を中心に、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」の文化財を未来へ伝えていくため、適切な「保存管理」や「修理復旧」に取り組んでいます。

「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」は、保存状態や活用の頻度、その価値を損なうリスクなど、継承していくための留意点もそれぞれ異なります。したがって、適切な「保存管理」や「修理復旧」を行っていくために、日ごろから劣化や変容を把握し、さまざまな制度や環境を整えるなど、文化財の特性に応じた柔軟で細やかな対応に努めています。

以下、「保存管理」と「修理復旧」について、取組の現状と本計画において対応すべき今後の課題を整理します。

(1) 保存管理

【現状】

令和4（2022）年5月現在、指定等文化財は、国・県・市全体で514件あります。文化財保護審議会への諮問を経て行う文化財の指定や登録、指定等文化財の現状変更許可制度の運用等は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、福岡市文化財保護条例に基づいて行っています。これらの指定等文化財のうち、「もの」・「ばしょ」の文化財は、日常的な管理について所有者等からの相談にも応じるとともに、防災や防犯に向けた取組として、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせた防火・防災の啓発や文化財の所有者への定期的な連絡、文化財を守る防災設備の保守点検や整備に対する補助金交付を行っています。一方、伝統芸能や民俗芸能、風俗慣習等といった「いとなみ」の文化財については、公開の場の設置や財源の補助等を通じて活動への支援を続けています。埋蔵文化財については、文化財保護法に基づいて、遺跡の分布とその範囲を広く周知し、遺跡の保護を図ってきました。遺跡の範囲内で行われる開発については関係者との事前協議を徹底していますが、やむを得ず開発が行われる場合には、事前に発掘調査を行って記録保存しています。また、出土品や記録類は、主に福岡市埋蔵文化財センターに収蔵され、脆弱な出土品には保存処理を施しています。

美術工芸品や民俗文化財等の「もの」の文化財については、公設・私設を含めた博物館・美術館・図書館の文化財関連施設等が、保存管理を行ってきました。これらの施設では、虫菌害や乾燥、露光、酸化による劣化を防ぐため、適切な保管環境下で文化財を管理しています。公有化した建造物や史跡等の「ばしょ」の文化財については、日常的な管理だけでなく、地域住民と共働で行う環境整備活動など、市民と連携した取組も進めています。

なお、公設・私設も含めた文化施設・文化財関連施設については、その管理者等が文化財等収蔵品の保管環境も含めて施設の維持管理に努めています。

取組内容	取組主体					
	地域 コミュニ ティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究 機関	行政
文化財の指定・登録	○		○		○	○
文化財保護審議会の運営						○
指定等文化財の現状変更等にかかる調整			○			○
文化財の適切な保存・維持管理	○	○	○	○	○	○
文化財の適切な保存・維持管理への支援	○	○	○	○	○	○
埋蔵文化財の保護に関する調整						○
文化財関連施設（博物館・ガイダンス施設等）の維持管理	○	○	○	○	○	○



文化財保護審議会委員による指定文化財候補資料の実見



地域住民と共働の史跡の環境整備活動
(今津地区元寇防塁)

【課題】

①調査が及んでいない歴史的建造物等の継承の危機

本市に残る築50年を超える建築物（町家や寺社など）や工作物（石碑や門柱、塀など）には、所有者の世代交代や文化財の老朽化による更新などを原因として、文化財としての価値評価を受けないまま失われるものもあります。

これらの歴史的建造物等を地域の歴史文化を伝える大切な財産として、文化財の所有者等を支援する環境を整え、地域の中で保存・活用していくことが求められています。

②適切な保存管理のための環境・体制づくり

文化財を収蔵する施設としては、福岡市美術館の改修が行われた一方、設置から30～40年が経過している福岡市博物館や福岡市埋蔵文化財センター等では施設・設備の老朽化や収蔵スペースに不足が生じています。また、埋蔵文化財の保護の取組の成果として、市内で保存されている史跡についても、適切に管理するための財源や人材の確保が課題です。

③防災・防犯への対応

大規模な自然災害が頻発するようになり、文化財保存の観点から防災に対する関心が高まっています。加えて、近年では、大規模火災、盗難や人為的な毀損についての対策も重要となっています。

(2) 修理復旧

【現状】

本市では、自然災害による損壊や経年劣化に伴い、行政や文化財の所有者等が中心となって、必要に応じて修理復旧を行っています。また、条件が整った場合は、修理復旧事業や成果の公開も実施してきました。行政は、指定等文化財を中心に、費用の補助制度に関する情報や日常的に収集している修理技術等に関する情報を提供するなど、文化財の所有者等への支援も行っています。

取組内容	取組主体					
	地域 コミュニ ティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究 機関	行政
文化財の修理復旧および修理復旧事業・成果の公開		○	○		○	○
文化財の修理復旧への支援				○	○	○
文化財の修理技術および修理技術者に関する情報の収集						○



神楽面の修理



絵画の修復

【課題】

①文化財の所有者にかかる修理復旧の負担の増大

文化財を修理復旧する事業者は後継者の不足等により減少し、修理に必要な材料費や人件費も高騰しています。

必要なときに円滑に修理復旧を行うためには費用の確保や手法の検討などに大きな課題があり、文化財の所有者等は大きな負担を抱えることとなります。

3-3 文化財を「活かす」取組の現状と課題

本市は文化財の「公開」に加えて、「観光振興」、「地域振興」、「学び・教育」に文化財を「活かす」取組を積極的に進めています。

その推進にあたっては、行政や地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関が相互に連携しながら、「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」の文化財のそれぞれの特性に応じて、「守る」取組とのバランスに配慮しながら取り組んでいます。以下、「公開」、「観光振興」、「地域振興」、「学び・教育」について、取組の現状と本計画において対応すべき課題を整理します。

(1) 公開

【現状】

公設・私設を含めた博物館、美術館、図書館等の文化施設や福岡市埋蔵文化財センター、ガイダンス施設等の文化財関連施設では、展示や閲覧、他の施設への貸出等を通じて、収蔵する「もの」の文化財を積極的に公開しています。また、より多くの人々に本市の歴史文化に関心を持ってもらうために、歴史文化に関する情報を、刊行物やウェブサイト、SNS¹等を通じて発信しています。建造物や史跡等については、必要な整備を行い、一般に公開する取組を進めています。

特に、本市では、「福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を定め、国または市の登録文化財となった建造物については、建築基準法の適用を除外する仕組みを設け、活用しやすい環境の整備を進め、文化財の所有者等による公開・活用を支援しています。

取組内容	取組主体					
	地域コミュニティ	文化財関連団体	文化財の所有者等	企業等	大学等教育研究機関	行政
文化財の公開および公開に向けた環境の整備	○	○	○		○	○
文化財の閲覧および貸出への対応		○	○		○	○
文化財・文化財関連施設の利用に関する調整			○		○	○
文化財の公開に関する支援				○		○



「福岡市の文化財」Facebookにおける情報発信



赤煉瓦文化館ガイドツアー

¹SNS: Social Network Service (ソーシャルネットワークサービス) の略。人と人との現実の関係をインターネットを使って補助するコミュニケーション・サービス。

【課題】

①情報発信における訴求力の不足

本市の歴史文化の価値と魅力をより多くの人々と共有するためには、情報の受け取り手が、歴史文化への関心を高めることができるような、わかりやすく親しみやすい情報発信を行うことが課題です。

②公開事業への参加者層の固定化

文化財の公開は、歴史文化の価値・魅力を周知する最適な機会となりますが、参加者は歴史文化に比較的関心の高い層に限られる傾向にあります。

より多くの人々に歴史文化の魅力を普及し、本市への親しみが愛着を広げていくためには、多様な人々が利用しやすい環境を整えながら、幅広い層をひきつけることのできる魅力ある公開手法の検討が求められています。

(2) 観光振興

【現状】

本市では、現在まで大切に守り伝えられてきた文化財を、国籍や文化的背景を問わず人々をひきつける魅力の1つとして、地域コミュニティや文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等が連携して、観光商品の開発や観光振興事業への活用を図ってきました。福岡城跡・鴻臚館跡、元寇防塁、博多旧市街などのエリアを中心に、国際交流拠点都市として成長・発展を続けてきた歴史文化を活用したツアー



福岡市美術館でのユニークベニュー
(ファッションショー会場としての活用)

や体験プログラムの開催、より質の高い文化財の解説を行うガイドの育成など、来訪者に地域を周遊してもらう観光施策をすすめ、地域経済の振興に取り組んでいます。また、MICE誘致にも力を入れており、開催地決定に影響を与えるユニークベニューとして、福岡市美術館などの文化財関連施設が活用されています。あわせて、文化観光推進法に基づく地域計画の策定、国の支援の活用に向け取り組んでいます。

取組内容	取組主体					
	地域 コミュニ ティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究 機関	行政
歴史文化に関する観光商品開発	○	○	○	○		○
歴史文化を活かした観光プログラムの実施	○	○	○	○		○
歴史文化を活かした観光振興	○			○	○	○
文化財・文化財関連施設のユニークベニュー活用		○	○			○
歴史文化を解説するガイドの育成		○				○



博多旧市街フォトブック

【課題】

①文化財による観光振興に対する期待への対応

ポストコロナ社会において予測されているマイクロツーリズム¹や長期滞在型観光²等の需要の変化やインバウンド³国構成の再編などを見据えた、文化財の観光振興への活用が求められています。また、本市ならではの文化財を活用した観光振興を通じて、SDGsのゴール8のターゲット9「雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進する」への寄与も期待されます。

② MICE 振興に向けた文化財関連施設の受け入れ環境や条件の整備不足

ユニークベニューとしての文化財や文化財関連施設の活用は、これまで福岡市美術館などを中心に、福岡市博物館や都心部に立地する史跡等において行われてきました。

日本や福岡の歴史文化を味わうことのできる空間として、文化財関連施設をより積極的に活用するためには、受け入れ環境や条件の整備等に課題があります。

¹マイクロツーリズム：自宅から1～2時間程度の移動時間で行くことのできる近距離旅行のことをいう。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、人の移動と密を避け、安心・安全に過ごしながらか地域の魅力を知ることのできる旅行として、注目を集めている。

²長期滞在型観光：同じ場所に長く滞在し、日常生活を通じて現地の人や文化、慣習に触れる旅行形態の1つ。

³インバウンド：外国人が日本に訪問する旅行。

(3) 地域振興

【現状】

少子高齢化により地域コミュニティの弱体化が指摘されるなか、身近な「ばしょ」（建造物や史跡等）の文化財や文化財関連施設を中心に、文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等や大学等教育研究機関が連携して、歴史文化や文化財を活かしたイベント等を開催し、地域のにぎわいづくりに取り組んでいます。

また、本市や文化財の所有者等が刊行物やwebサイトで公開してきた文化財の情報を活用し、多くの地域コミュニティが、歴史文化に関連するスポットや文化財をめぐるマップなどを作成して、地域の魅力を発信しています。西区では、市民と行政が共働により、有形・無形の歴史文化を「西区の宝」として顕彰し、区全体をそれらを展示する「博物館」として捉える取組（「西区まるごと博物館」）を進めています。市民自らが「西区の宝」に関わりをもち、その魅力を発信することを通じて、市民による地域づくりに取り組んでいます。



史跡で開催するイベント（国史跡吉武高木遺跡）



「西区の宝」認定
（西区よかとこ案内人連絡協議会）

取組内容	取組主体					
	地域 コミュニ ティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究 機関	行政
歴史文化を活かしたにぎわいづくりや魅力発信等	○	○	○	○	○	○
歴史文化を活かしたにぎわいづくりや魅力発信等の支援				○		○

【課題】

①文化財による地域コミュニティ活性化に対する期待への対応

地域に根差した「ばしょ」（建造物や史跡等）の文化財や文化財関連施設を中心に、これまで行われてきた地域を主体としたにぎわいづくりを継続・拡充し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた地域の活力の回復や地域コミュニティの活性化、住民同士のきずなづくりに役立てることが求められています。

②地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承の危機

地域に伝わる「いとなみ」の文化財のなかには、担い手の少子高齢化やコミュニティの変容により、継承が難しくなっているものがあります。特に、地域の伝統的な祭り・行事といった風俗慣習や民俗芸能、伝統芸能、伝統工芸の継承には、人前での公開・披露、参加者や担い手同士の交流が重要であることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けています。

地域に伝わる祭り・行事等は、地域住民の紐帯となっているだけでなく、地域のにぎわいを生み出し、地域経済を振興する役割も担っており、これらを未来へ継承していくことは地域の活性化が求められています。

(4) 学び・教育

【現状】

より多くの市民に、本市の歴史文化に関心を持ってもらうために、行政だけでなく、地域コミュニティ、文化財関連団体および文化財の所有者などの多様な主体が、歴史文化や文化財に関する情報を刊行物やウェブサイト、SNS等を通じて発信しています。また、地域の歴史文化について、相互に連携しながら、専門家による講演会やワークショップ¹等を開催し、子どもから大人までを対象とした学び・教育の機会を創出しています。

また、福岡市博物館や福岡市美術館、福岡市埋蔵文化財センター等では、大学等教育研究機関と連携して、学芸員実習を実施し、文化財にかかわる人材育成も行っています。

取組内容	取組主体					
	地域 コミュニ ティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究 機関	行政
歴史文化に係る情報発信	○	○	○	○	○	○
歴史文化を活かした出前授業等の提供					○	○
歴史文化を活かした生涯学習プログラム等の開催	○	○	○	○	○	○
歴史文化を活かした生涯学習プログラム等の開催の支援				○	○	○
学芸員実習等を通じた担い手の育成					○	○



今津小学校児童による今津人形芝居の披露



史跡における学習会（国史跡吉武高木遺跡）

¹ワークショップ：参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などのこと。

【課題】

①地域の歴史文化をともに学ぶ機会の減少・不足

学校教育におけるカリキュラム¹の変更等により、児童・生徒の文化財学習の機会は、従来に比べ減少傾向にあります。一方、SDGsのゴール4では「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられています。地域の歴史文化の価値や魅力を学び、自分と地域の結びつきを感じることは、地域住民の誇りや地域への愛着を育みます。

子どもたちだけでなく高齢者や障がいのある人も含めて多様な人々がともに歴史文化を学ぶことのできる機会の一層の充実が求められています。

3-4 対応が必要な課題

本章では、これまで多様な主体が相互に連携しながら、文化財の保存・活用に取り組んできた現状を踏まえ、「知る」・「守る」・「活かす」取組ごとに計画期間内に優先して対応が必要な課題を整理しました。これらをまとめると以下のとおりです。

文化財を「知る」取組の課題

[調査研究] に関する課題	①増加する発掘調査への対応
	②調査を必要とする文化財への対応
	③文化財の情報の共有が不十分

文化財を「守る」取組の課題

[保存管理] に関する課題	①調査が及んでいない歴史的建造物等の継承の危機
	②適切な保存管理のための環境・体制づくり
	③防災・防犯への対応

[修理復旧] に関する課題	①文化財の所有者にかかる修理復旧の負担の増大
--------------------	------------------------

文化財を「活かす」取組の課題

[公開] に関する課題	①情報発信における訴求力の不足
	②公開事業への参加者層の固定化

[観光振興] に関する課題	①文化財による観光振興に対する期待への対応
	②MICE 振興に向けた文化財関連施設の受け入れ環境や条件の整備不足

[地域振興] に関する課題	①文化財による地域コミュニティ活性化に対する期待への対応
	②地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承の危機

[学び・教育] に関する課題	①地域の歴史文化を共に学ぶ機会の減少・不足
---------------------	-----------------------

¹カリキュラム：学校教育などで、学習活動のために準備された教育の内容を、目的や段階に応じて計画したもの。教育課程。

第 4 章

基本目標を実現するために

本章では、前章で整理した現状と課題に対応し、基本目標を実現するために必要な文化財の保存・活用に関する施策を設定します。

なお、その財源については市費・県費・国費（文化庁の補助金や地方創生推進交付金等）、基金およびメセナ¹等の民間資金の活用をはかることとします。

¹メセナ：企業が行う、直接的な見返りを求めない文化・芸術活動への支援活動のこと。

4-1 基本的な考え方

前章では、文化財の保存・活用の現状を整理し、基本目標の実現に向けた課題を抽出しました。本章では、これらを踏まえ、基本目標を実現するために、今後継続して取り組む経常的施策と、特に力を入れて取り組む重点施策を設定します。

4-2 経常的な文化財の保存・活用

(1) 方針

基本目標の実現に向けて、現在日常的に取り組んでいる施策を、取組主体間の連携を強化しつつ、今後も継続して確実に推進します。

(2) 施策

今後も継続して日常的に取り組む文化財の保存・活用を、経常的施策として以下に設定します。

基本目標の実現に向けた経常的施策の一覧

		取組内容	取組主体					
			地域 コミュニ ティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究 機関	行政
知る	調査 研究	埋蔵文化財の発掘調査、および調査成果の公開・活用					○	○
		文化財の調査および調査成果の公開・活用	○	○	○		○	○
		文化財台帳等の作成・整備		○	○			○
守る	保存 管理	文化財の指定・登録	○		○		○	○
		文化財保護審議会の運営						○
		指定等文化財の現状変更等にかかる調整			○			○
		文化財の適切な保存・維持管理	○	○	○	○	○	○
		文化財の適切な保存・維持管理への支援	○	○	○	○	○	○
		埋蔵文化財の保護に関する調整						○
		文化財関連施設（博物館・ガイダンス施設等）の維持管理	○	○	○	○	○	○
	修理 復旧	文化財の修理復旧および修理復旧事業・成果の公開			○		○	○
		文化財の修理復旧への支援				○	○	○
		文化財の修理技術および修理技術者に関する情報の収集						○
活かす	公開	文化財の公開および公開に向けた環境の整備	○	○	○		○	○
		文化財の閲覧および貸出への対応		○	○		○	○
		文化財・文化財関連施設の利用に関する調整			○		○	○
		文化財の公開に関する支援				○		○
	観光 振興	歴史文化に係る観光商品開発	○	○	○	○		○
		歴史文化を活かした観光プログラムの実施	○	○	○	○		○
		歴史文化を活かした観光振興	○			○	○	○
		文化財・文化財関連施設のユニークベニュー活用			○			○
		歴史文化を解説するガイドの育成		○				○
	地域 振興	歴史文化を活かしたにぎわいづくりや魅力発信等	○	○	○	○	○	○
		歴史文化を活かしたにぎわいづくりや魅力発信等の支援				○		○
	学び 教育	歴史文化に係る情報発信	○	○	○	○	○	○
		歴史文化を活かした出前授業等の提供					○	○
		歴史文化を活かした生涯学習プログラム等の開催	○	○	○	○	○	○
		歴史文化を活かした生涯学習プログラム等の開催の支援				○	○	○
学芸員実習等を通じた担い手の育成						○	○	

4-3 重点的な文化財の保存・活用

(1) 方針

第3章で整理した文化財を「知る」・「守る」・「活かす」課題に対応し、基本目標を実現するために計画期間内に力を入れて取り組む、保存・活用の方針を設定します。

【「知る」取組に関する方針】

1) 調査研究：地域の新たな魅力の発見と情報共有



埋蔵文化財については発掘調査の件数が増加し、円滑な調査・整理報告の推進と精度の向上が課題となっています。埋蔵文化財以外の文化財は、調査が行われず存在や価値が明らかでないものも多数存在します。また、各種の調査で蓄積された情報の共有が進んでいないことも課題となっています。

今後は、未だ知られていない文化財を把握し地域の新たな魅力とするため、発掘調査体制の充実と計画的・戦略的な調査研究の推進を図り、地域の歴史文化を明らかにする取組を進めます。また、調査研究の成果を、誰でも簡単に入手できる情報として整理し、データベースの構築を目指します。

【「守る」取組に関する方針】

2) 保存管理：保存管理のレジリエンス¹の強化



文化財収蔵施設の老朽化やスペースの不足が生じています。また、市内に残る文化財の中には、所有者の世代交代等を背景として、手入れや管理が不十分となり、その価値が評価されず失われるものもあります。さらに、近年、国内外で文化財や文化財関係施設の火災が相次ぎ、頻発する自然災害や人為的災害（盗難やいたづら等）への対応と合わせ、防災・防犯が重要な課題となっています。

今後は、文化財を確実に未来に継承していくため、日常的には保存状態の変化を把握しながら適切な保存管理に努めるとともに、その体制の充実に取り組みます。また、歴史的建造物等や史跡については、所有者等や地域コミュニティ、文化財関連団体と連携しながら、次世代への継承や適切な管理を推進します。あわせて、国が示したガイドライン等を踏まえ、まずは災害時に備えた対策を強化します。

3) 修理復旧：持続可能な修理復旧の推進



文化財の修理復旧には、多くの所有者等が、費用や手法の検討等に問題を抱えています。また、行政が所有者等に対して行う補助や所有者自身が準備する財源の確保には、市民の理解と支援が不可欠です。

今後は、文化財の所有者等だけでなく、行政や地域が一体となって、適切に文化財の修理復旧を行っていくため、事業の公開・情報発信等を進め、地域に伝わる文化財の保護への理解の醸成に取り組みます。

¹レジリエンス：困難や脅威に直面する状況に対し、適応する過程や適応する能力、適応した結果のこと。一般的に「復元力」、「回復力」、「弾力」などと訳される。近年では、個人だけでなく、企業や行政などの組織・システム等も使用され、備えておくべきリスク対応能力・危機管理能力として注目を集めている。

【「活かす」取組に関する方針】

4) 公開：多様な交流が育んだ歴史文化のストーリーの発信



本市には、2000年にわたって都市として発展を続けてきた歴史を示す魅力的なストーリーが各所に潜在しています。一方、情報の受け手となる人々は、比較的歴史文化に関心の高い層に限られる傾向にあります。

今後は、市内外のより多くの人々に福岡ならではの歴史文化の魅力を伝えるため、文化財をつなぐ歴史文化のストーリーを中心に、分かりやすく親しみやすい情報発信を推進します。あわせて、歴史文化に関心の高い層だけではなく幅広い層をひきつけることができるよう、魅力的な文化財の公開手法の検討に取り組みます。

5) 観光振興：文化観光の推進



本市は、豊かな歴史文化や自然を魅力として、来訪者に地域を周遊してもらう観光施策とMICE誘致に力を入れ、地域経済の振興に取り組んでいます。そうした中で観光分野でも文化財に対する関心が高まっています。

今後は、ポストコロナ社会を見据え、地域に伝えられてきた歴史文化を活かしたマイクロツーリズムや長期滞在型観光等といった、より多くの人々が楽しみながら理解を深めることができる文化観光の推進に取り組めます。また、MICE振興に向けて、日本や福岡の歴史文化を味わうことのできる空間として、文化財関連施設の受け入れ環境や条件整備等を行います。

6) 地域振興：歴史文化を活かした共創による地域づくり



新型コロナウイルス感染症の感染拡大は地域のにぎわいや交流に大きな影響を及ぼしました。また、少子高齢化により地域コミュニティの弱体化が指摘されるなか、文化財による地域コミュニティ活性化に対する期待も高まっています。

今後は、多様な人々と地域の未来を共に創るため、交流や協力のネットワークづくりを通して、地域に根差した「もの」(建物)、「ばしょ」(跡地等)、「いとなみ」(伝統行事、祭り・芸能、伝統技術、食文化等)の文化財の保存・活用を進めます。これにより、地域に住む人々の交流の機会を増やし、地域の絆や新たな担い手づくりにつなぎます。

7) 学び・教育：学び合いを通じたコミュニケーションの活性化



地域の歴史文化を学ぶことは、地域と自分と結びつきを認識することにつながり、心の充実(ウェルビーイングの向上)や郷土への愛着・誇りの醸成のために重要ですが、現状では、地域の歴史文化を学ぶ機会は減少する傾向にあります。

今後は、地域の歴史文化を通じて地域住民や多世代間の交流を活性化し、地域に愛着を持って未来を考えるきっかけとするため、より多くの人々が参加できる多様な学びの場の充実を図るとともに、地域の歴史文化のストーリーについて共有を進め、多様な主体が自ら地域の歴史文化を発信したくなるような環境づくりに取り組みます。

(2) 施策

市民と行政の連携により、計画期間内に特に力をいれて取り組む文化財の保存・活用を、重点施策として以下に設定します。これら施策は、取組主体間、そして関連主体との連携を強化しつつ、推進します。

重点施策の設定にあたっては、歴史文化の継承への寄与や、人々の心の充実（ウェルビーイングの向上）および都市の魅力向上への貢献を重視しています。

なお、これらの重点施策は、「歴史文化基本構想」で市内全域を歴史文化の観点から区分した15の「歴史文化エリア」を対象としています。

文化財を「知る」重点施策

重点施策1 [調査研究]	地域の新たな魅力の発見と情報共有
	取組 1-① 発掘調査体制の充実
	取組 1-② 寺社資料調査の推進
	取組 1-③ 文化財データベースの構築

文化財を「守る」重点施策

重点施策2 [保存管理]	保存管理のレジリエンスの強化
	取組 2-① 歴史的建造物等の保存・継承
	取組 2-② 史跡の持続可能な管理
	取組 2-③ 文化財を未来へ継承するための保存管理体制の充実
取組 2-④ 災害等への対策の強化	
重点施策3 [修理復旧]	持続可能な修理復旧の推進
	取組 3-① 修理復旧と公開の推進

文化財を「活かす」重点施策

重点施策4 [公開]	多様な交流が育んだ歴史文化のストーリーの発信
	取組 4-① 歴史文化のストーリーの発信強化
	取組 4-② 福岡市博物館・美術館を中心とした文化財の公開
取組 4-③ 史跡等の公開推進	
重点施策5 [観光振興]	文化観光の推進
	取組 5-① 文化財の地域観光への活用推進
	取組 5-② 祭り・行事の継承支援
取組 5-③ MICEの受け入れ環境整備	
重点施策6 [地域振興]	歴史文化を活かした共創による地域づくり
	取組 6-① 文化財の連携による地域の魅力の創出
取組 6-② 地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承支援	
重点施策7 [学び・教育]	学び合いを通じたコミュニケーションの活性化
	取組 7-① 地域の文化財を活かした多様な学びの強化
取組 7-② 歴史文化を通じた交流を促す環境づくり	

1) 調査研究：地域の新たな魅力の発見と情報共有

取組 1- ①発掘調査体制の充実

本市は、2000年にわたってアジアとの交流を通じて都市として成長してきた歴史をもち、現在も発展を続けています。市内におよそ1,000箇所ある周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）においても、遺跡を記録保存するための発掘調査を必要とする開発等が増加しており、円滑な調査・整理報告の推進と精度の向上が課題となっています。

今後は、調査・整理報告にかかる業務の効率化を目指し、体制の見直しや、遺跡情報の記録作成のデジタル化等を積極的に検討し、発掘調査の精度向上と期間の短縮を図ります。

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	企業等						

取組 1- ②寺社資料調査の推進

市内に所在する寺社には、中近世の仏像や工芸品などの美術工芸品を中心としたさまざまな種類の文化財が多く集積されており、未調査の文化財を対象とする戦略的な「調査研究」に適しています。



寺社資料調査

今後は、調査成果を保存管理や修理復旧、公開や地域振興等の施策に活用することを見据えて、寺社が所蔵する資料を中心に調査を進めます。調査にあたっては、文化財の所有者等とのコミュニケーションを大切に取り組みます。

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	文化財の所有者等 大学等教育研究機関						

取組 1- ③文化財データベースの構築

行政が所有している調査研究の成果や管理・所蔵する文化財の情報等は、紙媒体の資料を順次データ化しながら、統一的なプラットフォーム¹に集約し、文化財データベースを構築します。このデータベースは、文化財の所有者等への配慮等を含め、公開や利用に関するルールを十分検討した上で公開を目指します。

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	文化財の所有者等				■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■

¹プラットフォーム：ソフトウェアやハードウェア、サービスを動かすための基盤となる環境のこと。

2) 保存管理：保存管理のレジリエンスの強化

取組 2- ①歴史的建造物等の保存・継承

市内には、旧街道沿いを中心に、築 50 年を超える建造物(町家や寺社など)や工作物(石碑や門柱、塀など)が残されていますが、文化財の所有者の世代交代や文化財の老朽化により更新され、文化財としての価値評価を受けないまま失われるものもあります。

これらの文化財を地域のなかで活用しながら保存を図るために、行政は、文化財の所有者等に対して、国と市の登録制度や修理・公開活用等に対する国の支援制度の利活用を含めた助言、ヘリテージマネージャーをはじめとする技術者の紹介等を行います。また、文化財の所有者等が行う公開事業等の広報への協力や所有者同士が情報交換できる場の設置など、保存と活用にかかわる人々の連携の支援に取り組みます。

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署) 文化財の所有者等	行政 (関連部署)						

取組 2- ②史跡の持続可能な管理

これまで、開発から遺跡を守る取組に力を入れ、重要な遺跡については適宜、史跡に指定するなどして保存を図ってきました。その成果として、本市には、2000 年にわたるアジアとの交流の歴史を示す貴重な史跡が多く保存されています。これらの史跡のうち半数以上は行政が管理を行っていますが、適正に管理していくためには財源や人材の確保が必要です。

今後は、それぞれの史跡の整備や活用に応じた管理の在り方を検討し、財源や人材の確保に努め、適正かつ持続可能な管理を推進します。

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	地域コミュニティ 文化財関連団体						

取組 2- ③文化財を未来へ継承するための保存管理体制の充実

博物館等に収蔵されている文化財は、基本的に、その材質や状態に合わせて、温度や湿度を調整し管理された空間で保管します。本市の文化財等を収蔵する、福岡市美術館(昭和 54(1979)年開館)、福岡市博物館(平成 2(1990)年開館)、福岡市アジア美術館(平成 11(1999)年開館)、福岡市埋蔵文化財センター(昭和 57(1982)年開館)は、開館から 20 年～40 年を経過し、寄贈や寄託、購入、遺跡からの出土等により増加した収蔵資料を適正に管理する空間が不足しています。



福岡市博物館の収蔵庫

これからも福岡市博物館・美術館等の活動を継続し、収集した文化財や資料を将来にわたって公開・活用していくために、収蔵品を適正に保管できる体制を確保していきます。

また、建設から40年を経過した福岡市埋蔵文化財センターは、収蔵スペースの不足だけでなく、施設・設備の老朽化などの多くの課題を抱えています。発掘調査の成果（出土品・記録類）の継承の在り方や次代の社会において果たすべき役割を踏まえ、福岡市埋蔵文化財センターの再整備に取り組みます。

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	—						

取組2-④災害等への対策の強化

「福岡県文化財保護大綱」および「福岡市地域強化計画」等を踏まえ、復旧復興期における文化財や文化財関連施設等にかかる災害対応マニュアルを策定します。災害対応マニュアルには、文化財等の被災状況の確認と被災した文化財等の緊急保全、修理復旧のための具体的な道筋の具体化と文化財の所有者等や関係機関との連携体制等を盛り込みます。



重要文化財の防災訓練（宮崎宮楼門ほか）

また、本市は指定を受けた建造物35件のうち11件を所有しています。これらの建造物については、国が示す「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2（2020）年12月改訂）および「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元（2019）年12月）に基づき、防火対策を見直し必要な防火設備の整備を目指します。並行して、関係機関や文化財の所有者等と連携しながら、消防訓練の実施体制の構築や文化財防火デーに合わせた防火・防災の啓発を継続し、民間が所有する建造物についても防火設備整備やその保守点検に対する支援に取り組みます。

○災害対応マニュアルの策定

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	文化財の所有者等				■	■	■

○建造物の防火対策

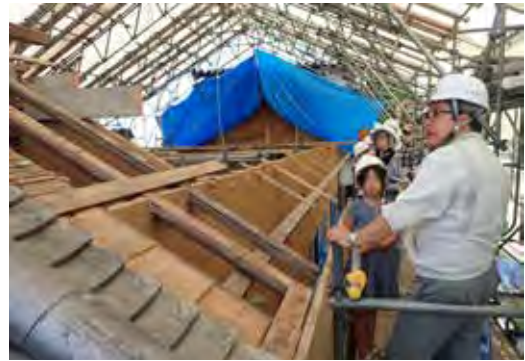
取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	文化財の所有者等						

3) 修理復旧：持続可能な修理復旧の推進

取組 3- ①修理復旧と公開の推進

指定等文化財を中心に適切な修理復旧に取り組めます。

修理を必要とする文化財の所有者等に対しては、企業等が提供する助成金やクラウドファンディング¹、情報発信による寄付の募集など、さまざまな財源の活用を提案し、その利用を支援していきます。同時に、県や関係機関等と連携しながら、修理技術等の情報を継続して収集し、必要な所有者等に対し提供します。



建造物の修理現場の公開

また、文化財の所有者等への支援の輪を広げるため、文化財の修理の現場やその成果を積極的に公開・情報発信し、文化財の所有者等と市民が直接的・間接的にふれあう機会を設けることによって、文化財の保護への理解の醸成に取り組めます。

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署) 文化財の所有者等	企業等						

4) 公開：多様な交流が育んだ歴史文化のストーリーの発信

取組 4- ①歴史文化のストーリーの発信強化

市内外の人々に本市の歴史文化の魅力を伝えるため、これまで広報誌やウェブサイト、SNS等の媒体を通じて展開してきた歴史文化に関する情報発信を強化し、その魅力をわかりやすくまとめ、ストーリーを重視したものへと充実を図ります。また、文化財の所有者等や関係者からの理解を得られた場合は、調査現場の公開も図ります。



ストーリーの発信強化 イメージ

同時に、これらの情報発信を本市の魅力の普及や本市への愛着の形成に確実につなげるため、情報の発信者（行政や文化財の所有者等、文化財関連団体など）が、歴史文化のストーリーの重要性を理解し、わかりやすく親しみやすい表現で情報を発信する技術を共有しながら、取組を進めます。

また、本市の歴史を市民にわかりやすく体系的に伝えるため、市史編さん事業の成果

¹クラウドファンディング：群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。インターネットを通して起案者が自分の活動等を発信することによって、その賛同者から資金を募る仕組みのこと。インターネット上でのコミュニケーションや決済が一般化したことを背景に普及した。途上国支援や商品開発、自伝本の制作など幅広いプロジェクトが実施されている。

をビジュアルにまとめた冊子『新修福岡市史ブックレット・シリーズ』として刊行します。
この冊子は、販売するだけでなく、公民館や学校等に配布・設置します。

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 地域コミュニティ 文化財関連団体 文化財の所有者等 企業等 大学等教育研究機関	—						

取組 4-②福岡市博物館・福岡市美術館を中心とした文化財の公開

歴史文化の魅力を、多くの人々に知ってもらうために、「もの」の文化財を多く収蔵し市民の認知度も高い福岡市博物館と福岡市美術館を中心に、文化財関連施設が連携して、常設展等で紹介しきれていない文化財の公開をすすめます。事業の実施に際しては、行政と文化財の所有者等や文化財関連団体等が相互の連携を重視し、文化財の状態に配慮しながら、参加者の満足度の向上と次の機会への参加意欲につながる、魅力的な公開方法を検討します。



福岡市博物館での展示解説

また、福岡市博物館は、常設展示として、文化財の実物を、ジオラマやレプリカ、映像等とともに公開することで、福岡の歴史文化を一貫した流れにそって紹介しています。博物館は、開館から 30 年以上を経て施設・設備全般の老朽化が著しいため大規模なリニューアルを検討しています。このなかで展示の訴求力向上にも取り組み、2000 年以上多様な文化と交流しながら進化してきた本市ならではの歴史文化が、現在の本市に結実し、未来へつながっていくストーリーをみせる内容へと刷新します。

○文化財の公開

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	文化財関連団体 文化財の所有者等 地域コミュニティ						

○福岡市博物館リニューアル事業

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	—						

取組 4- ③史跡等の公開の推進

史跡等は本市を特徴づける歴史を端的に示す文化財であり、その歴史的経緯や価値、立地、周辺環境等の特質により、市民・観光客を含めた集客への活用や、地域の憩いやにぎわいの拠点としての公開・活用等に取り組みます。それぞれの特質に応じて、その歴史をはぐくんできたまちの魅力をわかりやすく伝えることができる整備・公開等を目指します。

福岡城跡は現在の都市整備の礎として、鴻臚館跡は国際交流都市福岡の原点として、本市の発展の歴史を端的に示す史跡であり、都心部に立地していることから、市民・観光客を含めた集客に資する史跡といえます。そこで、本市を代表するこれらの史跡の整備・公開を通じて、訪れた人が、アジアのゲートウェイとしての本市の魅力を体感できる整備・公開を推進します。

また、元寇防塁は中世における国家間の緊張を示す遺跡として、鴻臚館跡・福岡城跡とは異なるかたちで「ゲートウェイ都市」としての歴史を知ることができる史跡であり、このような本市固有の歴史がもつ価値や魅力を活かした整備・公開を図ります。また、現在、本市が力を入れて取り組んでいる九州大学箱崎キャンパス跡地では、新しいまちづくりと調和した史跡の整備・活用に取り組みます。

さらに、鴻臚館跡の役割を引き継いで中世の貿易都市となった博多遺跡群では、冷泉小学校跡地の発掘調査の結果、日宋貿易にかかわる港湾施設の一部と考えられる石積み遺構が発見されました。今後、史跡に指定し保存の措置を講じることにより、将来的な公開・活用を目指します。

一方、地域のにぎわいに資する史跡として公開を行ってきたものとして、金隈遺跡（昭和 60（1985）年公開開始）や野方遺跡（平成 4（1992）年公開開始）で、それぞれのガイダンス施設を更新し、令和元（2019）年に再公開しました。ほかにも、水稻耕作の導入という日本文化の原点としての価値を有する板付遺跡では、ガイダンス施設弥生館（平成 4（1992）年開館）におけるハンズオン展示¹が、障がいの有無や年齢を超えた多様な人々に好評を得てきました。さらに今後は、整備公開が充分でない史跡のみならず既に整備を終えているものについても、史跡の歴史的価値やそれを生み出した地域の魅力の発信に効果的な公開手法等の充実について検討していきます。

また、これまで史跡や遺跡等に設置してきた文化財説明板についても、内容の更新を検討します。

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	文化財関連団体 地域コミュニティ 行政 (関連部署)						

¹ハンズオン展示：実習、実験、体感など、体を使う（Hands-on「手を置く、手を触れる」）ことによる展示手法。展示物に実際に触れることで、探究心を刺激し、理解力を深め、楽しむことで、学習内容の定着度を上げる効果が期待される。

5) 観光振興：文化観光の推進

取組 5- ①文化財の地域観光への活用推進

文化財を観光振興に積極的に活用していくため、博多旧市街や鴻臚館跡・福岡城跡、志賀島、北崎などのエリアを中心に、地域に受け継がれてきた文化財群をわかりやすく親しみやすいストーリーでまとめ、市民や観光客に知って楽しんでもらう環境の整備に取り組みます。

また、福岡市博物館が検討している大規模なりニューアルにおいては、歴史文化のストーリー発信の多言語対応、ユニークベニュー活用などの機能向上に取り組みます。

さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、教育旅行の在り方が変化し、地域の歴史文化を学ぶことができる文化財関連施設に対するニーズが高まっています。今後は、観光関連団体等が行う教育旅行誘致活動とも連携しながら、本市ならではの歴史文化を楽しく学ぶことのできる体験プログラム等を工夫し、文化財関連施設における教育旅行の受け入れを推進します。

文化財の地域観光への活用に際しては、文化財の所有者等や地域コミュニティ、文化財関連団体との橋渡しや調整を行い、観光資源として積極的な活用を進めます。



文化観光の推進（承天寺）



教育旅行の受け入れ推進（国史跡板付遺跡）

○文化財の地域観光への活用推進

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 企業等	地域コミュニティ 文化財関連団体 文化財の所有者等						

○福岡市博物館リニューアル事業 【再掲：取組 4- ②】

○教育旅行の受け入れ推進

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署) 文化財の所有者等	行政 (関連部署) 文化財関連団体 企業等						

取組 5-②祭り・行事の継承支援

博多祇園山笠行事（重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「山・鉦・屋台行事」として登録）と博多松囃子（重要無形民俗文化財）から発展した博多どんたく港まつりは、本市を代表する全国的にも著名な祭りであり、毎年多くの観光客を呼び込み、



重要無形民俗文化財 博多祇園山笠行事

本市にもたらす経済的な効果が大きい文化財です。しかし、祭り・行事の規模が大きく、開催に必要な財源の不足が課題となっています。この課題を解決していくために、情報発信や祭りの運営を通じて、担い手が財源を確保できる仕組みを構築することにより、持続可能な祭り・行事の継承を支援します。

具体的には、福岡を訪れ実際に祭りを見たいくなるような国内外への魅力発信等を通じ、得られた収益が担い手に還元され、祭り・行事の開催の財源とすることができる仕組みをつくります。さらに、祭り・行事の運営や観光客向けの情報発信をデジタル化した「祭りシステム」を構築し、博多どんたく港まつりに導入します。

最終的には、こうした地域の祭り・行事を継承しながら都市の魅力・活力の向上につなぐ仕組みを、全国各地のほかの祭りに展開させ、本市のプレゼンス¹向上を図ります。

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署) 文化財の所有者等 文化財関連団体	行政 (関連部署) 企業等 地域コミュニティ						

取組 5-③ MICE の受け入れ環境整備

文化財関連施設をユニークベニューとして利用できるよう、MICE のニーズやこれまでの多様な活用実績を踏まえ、受け入れ環境を整備します。並行して、ユニークベニューとして観光事業者や市民等が利用する際のルールも検討・整備し、スムーズな活用につなげます。

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署) 文化財の所有者等	関連部署 文化財関連団体						

6) 地域振興：歴史文化を活かした共創による地域づくり

取組 6-①文化財の連携による地域の魅力の創出

これまで、地域に根差した「ばしょ」（建造物や史跡等）の文化財や文化財関連施設

¹プレゼンス：存在感、影響力のこと。

を中心に、地域コミュニティ、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関、文化財関連団体、行政が連携しながら、ガイドツアーやイベント、環境整備等の活動を続けてきました。たとえば、東区の歴史文化を学ぶ事業（東区）、博多の魅力を発信する事業（博多区）、大学との地域連携事業（南区・城南区）および西区まるごと博物館（西区）等が挙げられます。また、史跡のある地域では、行政と地域コミュニティが協力しながら、史跡の価値や魅力を発信するイベントなどさまざまな活動に取り組んでいます。



史跡におけるイベント（国史跡板付遺跡）

今後は、このような事業に、地域の歴史文化とその魅力を学ぶことができる体験プログラムや文化財の解説等を合わせるなどにより、地域住民のさらなる参加を得られるような内容の充実や、にぎわいの拡大を目指した公開手法の充実に取り組めます。これらの「ばしょ」の文化財（建造物や史跡等）と周辺の有形・無形の文化財やその関連施設等との連携を図り、回遊性を高めながら、エリアとしての充実もはかっています。

さらに、本市は、歴史文化を活かした景観形成を推進しており、市内5地区の歴史・伝統ゾーンにおける建築等の行為に対し、周辺環境との調和に関する助言・指導を行っているほか、地域とともに歴史文化を活かしたまちなみルールづくりの検討を進めています。

市民に身近な「ばしょ」の文化財を中心に、その周辺の文化財等を連携させて、地域コミュニティ等が主体となった保存・活用の取組を進めることにより、住民の交流や地域の歴史文化の共通理解を通じた一体感を醸成し、紐帯の回復・強化や地域コミュニティの活性化、人々の心の充実（ウェルビーイングの向上）を目指します。

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 地域コミュニティ	文化財関連団体 文化財の所有者等 企業等						

取組 6-②地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承支援

地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸は、住民が集い地域のにぎわいをもたらす「いとなみ」の文化財です。これらの文化財が地域で継承されることは、地域コミュニティの紐帯の回復・強化や地域の活性化につながります。



福岡市に伝わる民俗芸能の公演会

本市はこれまで、これらの文化財の公開・披露を行う担い手に対し、財政的な支援を

行ってきました。今後は、この取組を継続するだけでなく、自主財源を確保するためのさまざまな手法について、積極的な助言を行います。また、地域コミュニティや文化財関連団体、担い手と連携しながら、福岡市に伝わる民俗芸能の公演会を定期的を開催することにより、地域に根差した祭り・行事、伝統芸能等の継承に対する理解の醸成や未来の担い手の育成につなげます。

また、博多祇園山笠行事（重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「山・鉦・屋台行事」として登録）および博多松囃子（重要無形民俗文化財）から発展した博多どんたく港まつりは、本市を代表する全国的にも著名な祭りであり、本市にもたらす経済的な効果が大きい文化財です。しかし、祭り・行事の規模が大きく、開催に必要な財源の不足が課題となっています。この課題を解決していくために、情報発信や祭りの運営を通じて、担い手が財源を確保できる仕組みを構築することにより、持続可能な祭り・行事の継承を支援します。

具体的には、福岡を訪れ実際に祭りが見たくなるような国内外への魅力発信等を通じて、得られた収益が担い手に還元され、祭り・行事の開催の財源とすることができる仕組みをつくります。さらに、祭り・行事の運営や観光客向けの情報発信をデジタル化した「祭りシステム」を構築し、博多どんたく港まつりに導入します。

最終的には、こうした地域の祭り・行事を継承しながら都市の魅力・活力の向上につなぐ仕組みを、全国各地のほかの祭りに展開させ、本市のプレゼンス向上を図ります（再掲：取組5-②）。



博多人形の絵付け体験

他方、本市の歴史ある「いとなみ」を反映する伝統工芸（無形文化財）は、生活様式の変化により、暮らしの中で使われる機会が少なくなり、販路も縮小の一途をたどってきました。伝統工芸を、現代社会において本市の魅力のひとつとして残していくために、現代の生活様式に調和した新商品の開発やPRを支援し、販路の拡大をはかっていきます。これと並行して、福岡市博物館や福岡市埋蔵文化財センター等に蓄積された調査研究の成果や文化財等を利用し、公民館や学校等で実演や体験教室を実施し、工芸品の認知度の向上を図り、伝統工芸の継承に対する理解の醸成と後継者育成に繋げていきます。

○祭り・行事等の公開・披露への支援

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署) 文化財の所有者等	企業等 地域コミュニティ						

○祭り・行事の継承支援 【再掲：取組5-②】

○伝統工芸の継承支援

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署) 文化財の所有者等 文化財関連団体	企業等 行政 (関連部署)						

7) 学び・教育：学び合いを通じたコミュニケーションの活性化

取組 7-①地域の文化財を活かした多様な学びの強化

福岡市博物館と福岡市埋蔵文化財センターが実施する小学校や公民館への出前授業について、それぞれの長所を活かしながら統合し内容を拡充することにより、双方向の学びへ磨き上げを図ります。

具体的には、これまで活用してきた出土品やその複製品・復元品に加えて、民俗資料や美術工芸品、古文書などの多様な文化財の情報を素材とすることにより、さらに地域に根差した内容とし、講師と受講者、受講者と受講者のコミュニケーションのある授業を目指します。

また、地域の歴史文化の学びについて、学校教育や地域コミュニティとの連携の強化にも取り組みます。たとえば、学校の西側に国史跡比恵遺跡が隣接する博多区春住小学校では、学校と連携し、地域の歴史を児童と地域住民が交流しながら学ぶことができる環境づくりを進めます。また、体験学習等のプログラムの充実にも取り組みます。

さらに、福岡市博物館や福岡市埋蔵文化財センターがそれぞれ培ってきた高齢者や障がい者への体験プログラムの知識や経験を共有することにより、多様な主体への適切かつ効果的なアプローチ¹についても研究を進めます。



小学校での出前授業（銅鏡づくり）



祓い獅子行事の獅子頭 製作ワークショップ

取組 主体	関連 主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 (文化財所管部署)	小中学校 行政（関連部署） 企業等 地域コミュニティ 文化財関連団体 大学等教育研究機関						

¹アプローチ：対象へ働きかける方法。

取組 7-② 歴史文化を通じた交流を促す環境づくり

歴史文化を通じた地域住民や世代間の交流を活性化するために、地域の歴史文化の魅力をわかりやすくまとめた、ストーリーを重視した情報発信に取り組みます。行政や地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者等が連携を密にしながら、情報の受け取り手が地域と自分自身とのつながりを感じ、地域の歴史文化について自ら語りたくなるよう



歴史文化を通じたコミュニケーションイメージ

に、発信する内容の充実を図ります。同時に、文化財にかかわる情報発信の状況を把握してそのフォローを継続することで、情報の受け取り手による情報の発信を促します。

また、本市の歴史を市民にわかりやすく体系的に伝えることで、歴史文化を通じたコミュニケーションを促すため、市史編さん事業の成果をビジュアルにまとめた冊子『新修福岡市史ブックレット・シリーズ』として刊行します。この冊子は、販売するだけでなく、公民館や学校等に配布・設置します（再掲：取組 4-①）。



「新修福岡市史ブックレット・シリーズ」



「市史だより Fukuoka」をきっかけとした地域の歴史地図づくり

取組主体	関連主体	期間					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
行政 地域コミュニティ 文化財関連団体 文化財の所有者等 企業等 大学等教育研究機関	—						

(3) 本市のプロジェクトと連携した重点施策の展開

1) 基本的な考え方

アジアのゲートウェイとし発展を続け、九州島で最大規模の都市へと成長した本市は、都市の発展の歴史を伝える豊富な文化財が、市民や行政により守り継がれ、利便性の高

い都市機能と共存しています。現在、本市が『総合計画』に基づき推進しているさまざまなプロジェクトにおいても、文化財をまちづくりに活用する取組が行われています。

ここからは、本市のプロジェクトに沿って、今後展開していく文化財を「知る」・「守る」・「活かす」重点施策について、2つのプロジェクトを示します。

2) 博多旧市街プロジェクトと連携した重点施策の展開

博多部は、本市の歴史文化の特徴「海を通じた交流を軸にアジアの交流拠点都市として発展を遂げた2000年を超える歴史文化の重層性」が色濃く感じられる地域です。住吉神社や櫛田神社といった由緒ある神社や、聖福寺や承天寺に代表される寺町が景観を形成し、中世に由緒をさかのぼることのできる博多祇園山笠行事や博多松囃子など、本市を代表する祭りが町ににぎわいと活気を与えています。また、この地域では博多遺跡群の発掘調査によって、多くの出土品とともに中世貿易都市の解明が進んでいます。同時に、市内外からアクセスしやすい鉄道駅や港があり、文化施設や商業施設等も整備されており、現在でも多くの人々をひきつけています。

本市は、このような恵まれた条件がそろった地域の魅力を活用して、市内外からの集客を促進し地域経済を活性化する「博多旧市街プロジェクト」に代表される事業を官民が連携して展開しています（第3次『政策推進プラン』施策5-1「福岡の歴史資源の観光活用」）。また、地域の歴史文化に関心の高い、地域コミュニティや文化財関連団体も文化財の所有者等と連携して主体的にまちづくりに取り組んでいます。

以下に、博多旧市街プロジェクトと連携して、今後展開していく文化財を「知る」・「守る」・「活かす」重点施策を紹介します。



博多旧市街プロジェクト 施策イメージ

写真上段（左から）：文化観光（承天寺） 博多旧市街プロジェクトロゴ 博多ライトアップウォーク（東長寺）
写真下段（左から）：文化観光（承天寺通り） 町家で楽しむ日本の伝統美 和の博多2018 オープニングイベント
（提供：博多まちづくり推進協議会）

[現状と課題]

- ・由緒ある寺社仏閣をはじめ、福岡ならではの歴史文化が多く集積しており、いまだに調査が及んでおらず、価値が明らかでない文化財が存在しています。
- ・都市化が進んでいるだけでなく地域内外から訪れる人も多いため、文化財の周辺環境における人の活動が活発であるため、防災・防犯対策が必要です。
- ・アジアの交流拠点都市としての歴史文化の重層性を体感できる環境づくりが求められています。
- ・博多祇園山笠行事や博多松囃子、博多織や博多人形等を代表とする、地域に伝わる祭り・行事や伝統芸能、伝統工芸が集積しており、地域の歴史文化を構成する重要な要素としても、地域の魅力としても、確実な継承が必要です。

もの	博多遺跡群出土資料、「ういろう伝来之地」の碑、「鯉鮎蕎麦発祥之地」の碑、「御饅頭所」の碑、「山笠発祥之地」の碑、満田弥三右衛門の碑、蒙古碓石、吉住家住宅、高橋家住宅、博多堀、旧三浦家住宅（「博多町家」ふるさと館）、石蔵酒造、博多町家寄進高灯笼、住吉神社本殿・能楽殿・唐門、承天寺開山堂・唐門、一行寺のシダレイチョウ
ばしよ	博多遺跡群、聖福寺、承天寺、太閤町割、謝国明の墓、嶋井宗室屋敷跡、萬四郎神社、神屋宗湛屋敷跡、鏡天満宮、渡唐口跡、博多小石壘遺構展示室、櫛田神社、東長寺、西光寺、萬行寺、大乘寺跡、祥勝院、若八幡宮
いとなみ	粉食文化、喫茶文化、博多祇園山笠、博多松囃子、博多おくんち、大浜流灌頂、櫛田神社節分大祭、一朝軒伝法竹

[方針]

- ・博多旧市街の歴史・伝統文化などの価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、福岡観光の定番化を図る「博多旧市街プロジェクト」と連携し、博多部の歴史文化を確実に継承しながら、より多くの人々にその価値・魅力を普及していきます。

[重点施策の展開]



[重点施策の展開]

「知る」重点施策

取組1 - ②寺社資料調査の推進



寺社資料調査状況

取組主体：行政（文化財関連部署）
関連主体：文化財の所有者等、大学等教育研究機関
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

「守る」重点施策

取組2 - ④災害等への対策の強化



住吉神社本殿 防火対策

取組主体：行政（文化財関連部署）
関連主体：文化財の所有者等
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

「活かす」重点施策

取組5 - ①文化財の地域観光への活用推進



寺社における
ユニークベニュー



承天寺の文化財の
特別公開の拡充



観光プログラムの
開発・実装

取組主体：行政（関連部署）、企業等
関連主体：地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者等
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

取組4 - ③史跡等の公開推進



博多遺跡群
石積み遺構

取組主体：行政（文化財関連部署）
関連主体：行政（関連部署）、文化財関連団体、
地域コミュニティ
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

取組5 - ② MICE の受け入れ環境整備



住吉神社能楽殿

取組主体：行政（文化財関連部署）、
文化財の所有者等
関連主体：地域コミュニティ、文化財関連団体、
文化財の所有者等
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

取組5 - ③祭り・行事の継承支援



博多松囃子（博多どんたく港まつり）

取組主体：行政（文化財所管部署）、
文化財の所有者等、文化財関連団体
関連主体：行政（関連部署）、企業等、
地域コミュニティ
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

取組6 - ②地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、
伝統工芸の継承支援



博多人形絵付け

取組主体：行政（文化財所管部署）、
文化財の所有者等、文化財関連団体
関連主体：行政（関連部署）、企業等
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

各重点施策の詳細は、76 頁から 87 頁に記載しています。

3) 「鴻臚館・福岡城の整備」に関する事業と連携した重点施策の展開

古代には鴻臚館、江戸時代には福岡城が存在した舞鶴公園一帯は、海・陸の交通の要衝として発展してきたところです。菅原道真ゆかりの水鏡天満宮に由来する「天神」の街は、現在九州一の繁華街となっていますが、舞鶴・大濠公園に残された鴻臚館・福岡城の痕跡、街中にたたずむ近代建築、古い町割などから、往時のにぎわいに想いを馳せることができます。市街地にあり現在でも市内外の多くの人々をひきつけているにもかかわらず、歴史文化を感じることができる恵まれた条件がそろった地域であるといえます。

本市は、このような魅力を活用して、市内外からの集客を促進し地域経済を活性化するため、「鴻臚館・福岡城の整備」に代表される事業を官民が連携して展開しています（第3次『政策推進プラン』施策1-4「地域の歴史文化等の保存・継承」・施策5-1「福岡の歴史資源の観光活用」）。また、地域の歴史文化に関心の高い文化財関連団体等も、ガイド等の活動を通じてまちづくりに取り組んでいます。

以下に、「鴻臚館・福岡城の整備」に関する事業と連携して、今後展開していく文化財を「知る」・「守る」・「活かす」重点施策を紹介します。

[現状と課題]

- ・鴻臚館跡や福岡城跡に関する文化財の情報は公開されていますが、管理する文化財関係施設ごとに分かれており、利便性が高いとはいえません。
- ・文化財の周辺環境における人の活動が活発であり、防災・防犯対策が必要です。
- ・この地域の特徴である、海・陸の交通の要衝としての歴史文化の重層性を体感できる環境づくりが求められています。

もの	鴻臚館跡出土資料（中国産陶磁器、イスラム陶器・ガラスほか）、万葉歌碑 黒田家資料、南丸多聞櫓、下之橋御門、旧母里太兵衛邸長屋門、祈念櫓、名島門、旧日本生命保険株式会社九州支店、旧福岡県公会堂貴賓館、松村家住宅、ジョーキュー醤油、大濠公園観月橋ほか、住吉神社の力石、亀井家の墓、旧岩田屋本館、浄満寺山門、筑紫女学園洗心庵ほか、木造東照権現坐像、東光院仏教美術資料
ばしょ	鴻臚館跡、福岡城跡、旧県庁跡地、東学問所跡、西学問所跡、大濠公園 平尾山荘、元寇防塁、須崎台場跡、水鏡天満宮、警固神社、浄満寺、鳥飼八幡宮
その他	福岡市美術館、鴻臚館跡展示館、三の丸スクエア、福岡城むかし探訪館



福岡城跡

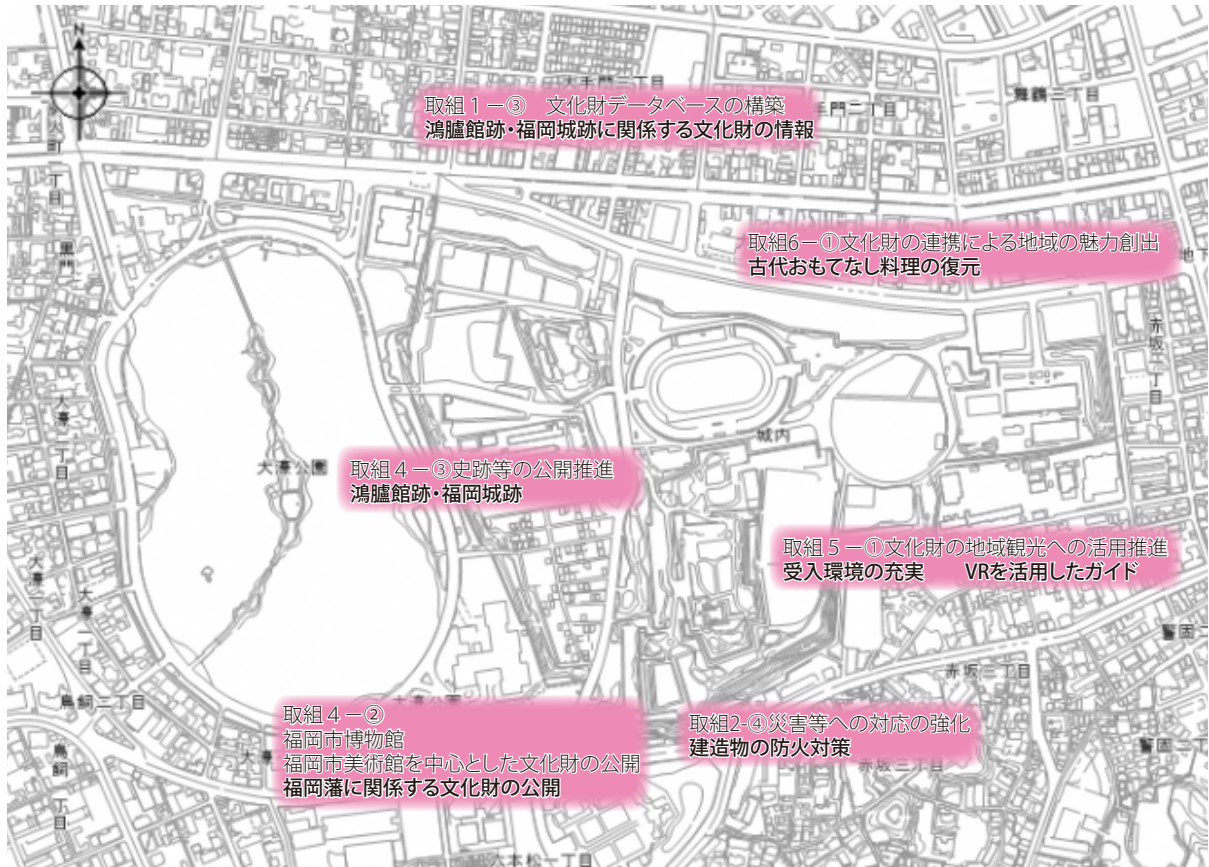


鴻臚館跡展示館内部

[方針]

・鴻臚館跡・福岡城跡の本質的価値や両者の歴史の重層性などの特徴を活かし、人をひきつけるまちづくりを目指す「鴻臚館・福岡城の整備」に代表される各種事業と連携しながら、地域の歴史文化を確実に継承し、より多くの人々にその価値・魅力を普及していきます。

[重点施策の展開]



「知る」重点施策

取組1-③文化財データベースの構築



鴻臚館跡・福岡城跡に関する文化財データベースの公開

取組主体：行政（文化財関連部署）
関連主体：文化財の所有者等
期 間：令和4（2022）～6（2024）年度

「守る」重点施策

取組2-④災害等への対策の強化



福岡城跡建造物 防火対策

取組主体：行政（文化財関連部署）
関連主体：文化財の所有者等
期 間：令和4（2022）～9（2027）年度

各重点施策の詳細は、76頁から87頁に記載しています。

[重点施策の展開]

「活かす」重点施策

取組 4 - ③史跡等の公開推進



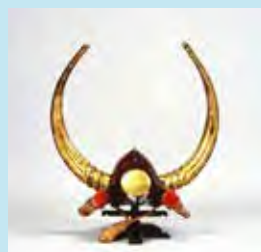
福岡城跡石垣の解説



潮見櫓 建物復元イメージ

取組主体：行政
関連主体：地域コミュニティ、文化財関連団体、
期 間：令和 4（2022）～ 9（2027）年度

取組 4 - ②福岡市博物館・福岡市美術館を中心とした文化財の公開



黒漆塗桃形大水牛脇立兜 春屋宗園 賛「如水居士像」
福岡藩に関する文化財

取組主体：行政（文化財所管部署）
関連団体：—
期 間：令和 4（2022）～ 9（2027）年度

取組 5 - ①文化財の地域観光への活用推進



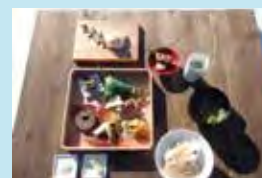
夜間の受入環境や
電源設備の整備



VRを使った史跡の
復元・ガイドの拡充

取組主体：行政、企業等
関連主体：地域コミュニティ、文化財関連団体、
文化財の所有者等
期 間：令和 4（2022）～ 9（2027）年度

取組 6 - ①文化財の連携による地域の魅力創出



「鴻臚館遺響」 古代おもてなし料理

取組主体：行政、地域コミュニティ
関連主体：文化財関連団体、文化財の所有者等、
企業等
期 間：令和 4（2022）～ 9（2027）年度

各重点施策の詳細は、76 頁から 87 頁に記載しています。

第4章

基本目標を実現するために

第 5 章

文化財の保存・活用の体制

序章でも述べたように、国が本計画の作成を推奨する背景には、社会構造の変化や価値観の多様化による、文化財をとりまく環境の変化が挙げられます。

歴史文化を未来に継承しながら「生活の質の向上」や「都市の成長」の好循環を創出するためには、地域コミュニティや文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関、そして文化財所管部署と関連部署の連携の強化が必要です。

本章では、市民と行政の連携による文化財の保存・活用の推進に向けて、計画に関わる主体に期待する役割、および本計画の推進体制と進捗管理に関する成果指標を設定します。

5-1 基本的な考え方

序章において、国が本計画の作成を推奨する背景には、社会構造の変化や価値観の多様化による、文化財を取り巻く環境の変化があることを述べました。これから将来にわたって、文化財を継承しながらまちづくりに活かし、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創出するためには、地域コミュニティや文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関など、多様な主体による文化財の保存・活用をすすめていく必要があります。

前章までに、序章で掲げた本計画の基本目標をふまえ、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環の創出を実現するための、文化財の保存・活用の取組を、重点施策として設定しました。これらの施策に取り組む主体、関連する主体を整理すると、下記の表のとおりとなります。

重点施策の取組		取組主体 (◎) 関連主体 (○)		地域 コミュニティ	文化財 関連団体	文化財の 所有者等	企業等	大学等 教育研究機関	行政 (文化財所 管部署)	行政 (関係部署)
		◎	○							
1-①	発掘調査体制の充実						○		◎	
1-②	寺社資料調査の推進					○		○	◎	
1-③	文化財データベースの構築					○			◎	
2-①	歴史的建造物等の保存・継承					◎			◎	○
2-②	史跡の適正かつ持続可能な管理		○	○					◎	
2-③	文化財を未来へ継承するための保存管理体制の充実								◎	
2-④	災害等への対策の強化					○			◎	
3-①	修理復旧と公開の推進					◎	○		◎	
4-①	歴史文化のストーリーの発信の強化	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4-②	福岡市の博物館・美術館を中心とした文化財の公開	○	○	○					◎	
4-③	史跡等の公開推進	○	○						◎	○
5-①	文化財の地域観光への活用推進	○	○	○	◎				◎	◎
5-②	祭り・行事の継承支援	○	◎	◎	○				◎	○
5-③	MICE の受け入れ環境整備		○	◎					◎	○
6-①	文化財の連携による地域の魅力の創出	◎	○	○	○				◎	◎
6-②	地域に伝わる祭り・行事、伝統工芸の継承支援	○		◎	○				◎	○
7-①	地域の文化財を活かした多様な学びの強化	○	○		○	○		○	◎	○
7-②	歴史文化を通じた交流を促す環境づくり	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

重点施策の取組主体と関連主体

5-2 施策の取組主体とその役割

本計画に沿って施策を推進するためには、前節で整理した施策・事業の取組主体・関連主体に、以下のような役割を期待します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●住んでいる地域の歴史文化に興味・関心を持つ。 ●文化財の保存・活用の取組に参画する。
地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の文化財の価値や課題について住民と共有し、地域活動等を通じて文化財の保存・継承へ積極的に関わる。 ●地域コミュニティの活性化に文化財を積極的に活用する。
文化財関連団体	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保存・活用に関して、それぞれの創意工夫により自律的な活動を展開する。 ●文化財を保存・活用する活動の牽引役として、文化財の価値や魅力を発信する。
文化財の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財を適切に管理し、文化財に関する様々な課題を行政等の関係機関や周辺住民と共有する。 ●文化財の公開・活用を通じて、その価値や魅力を積極的に情報発信する。 ●関係機関と連携しながら、担い手の育成や確保を行う。
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護の社会的意義を理解する。 ●文化財を活かした商品の開発や文化財に関係する団体等への支援等の企業活動を通じて、文化財の保護に貢献する。
大学等教育研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保存・活用に関わる人材育成を行う。 ●文化財に関する調査研究を行い、その成果を積極的に情報発信する。 ●地域の文化財の保存・活用に関する多様な活動に対して、学術的知見から助言・支援を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護法をはじめとした関連法令を適切に執行し、「歴史文化基本構想」や本計画に基づいて、文化財の保存・活用を推進する。 ●文化財と関係者との間を積極的にとりもち、多様な主体による文化財の保存・活用を促進する。 ●文化財の保存・活用にかかわる各主体がそれぞれの役割を果たせるように積極的に支援する。 ●市民が文化財の保存・活用の取組に参加しやすい環境を整える。 ●上記の役割を果たすことのできる専門職員を育成・確保する。

5-3 本計画の推進体制と進捗管理

本市は、多様な文化との交流を背景として、2000年にわたって都市として発展を続けてきました。今に伝わる文化財は、このような本市固有の歴史文化を示す大切な財産です。本計画を確実に推進し、文化財を市民とともに継承しながら、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環の創出を実現するためには、前節で掲げた施策に取り組む主体がそれぞれ期待される役割を果たしつつ、各主体の長所を活かし、情報や意見を交換し、協力しあいながら有機的に施策を推進することが求められます。

以下、推進体制の構築、市民と行政の連携強化および進捗管理について定めます。

(1) 推進体制

本計画は、本市の文化財所管部署が、福岡県教育委員会文化財保護課と連携しながら進めていきます。

文化財所管部署

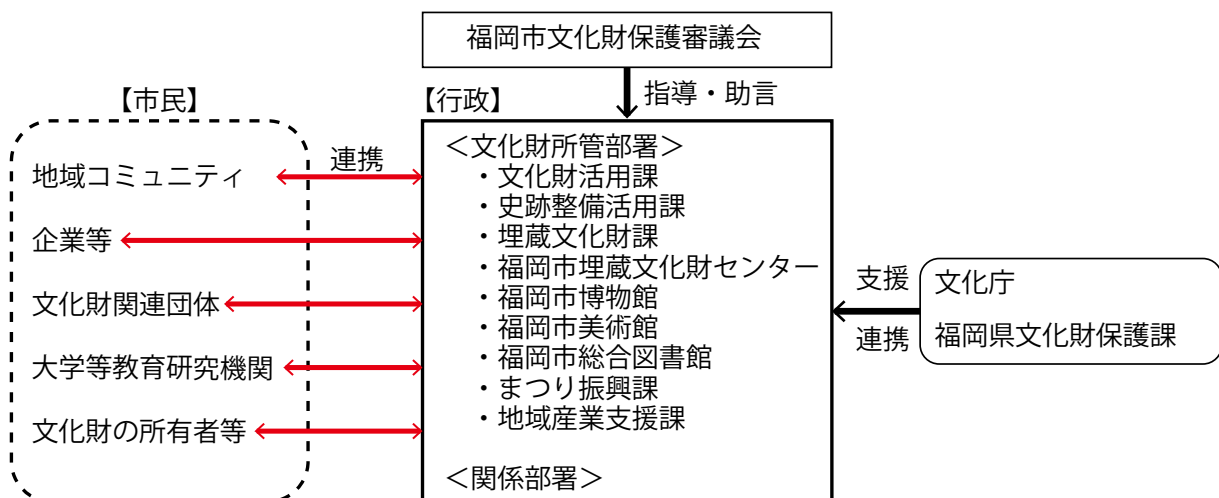
文化財活用課	<ul style="list-style-type: none"> ○有形文化財、無形文化財、民俗文化財、名勝、天然記念物等の調査および普及 ○文化財の指定、登録 ○市が所有する文化財（史跡、建造物等）の維持管理 ○文化財の総合的把握、悉皆調査
	職員 10 名（うち埋蔵文化財の専門職 4 名、古文書の専門職 1 名）
史跡整備活用課	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の調査、整備、活用
	職員 9 名（うち埋蔵文化財専門職 7 名）
埋蔵文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ○埋蔵文化財の事前審査、周知、発掘調査、保存
	職員 26 名（うち埋蔵文化財の専門職 26 名）
福岡市埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ○調査成果や出土遺物の収蔵、分析、展示公開、教育普及
	職員 6 名（うち埋蔵文化財の専門職 5 名）
福岡市博物館	<ul style="list-style-type: none"> ○資料収集とそれにかかる調査 ○市史編さんとそれにかかる調査 ○収集資料の展示公開、教育普及
	職員 22 名（うち美術史の専門職 2 名、美術工芸の専門職 1 名、中世史の専門職 1 名、古代史の専門職 1 名、近世の専門職 3 名、近現代史の専門職 2 名、民俗の専門職 3 名、埋蔵文化財の専門職 4 名）
福岡市美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○作品収集とそれにかかる調査 ○収集作品の展示公開、教育普及
	職員 13 名（うち美術史の専門職 3 名）
福岡市総合図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○文書資料や映像資料の収集、保存、展示公開、教育普及
	職員 12 名（うち古文書の専門職 1 名、文学の専門職 1 名、映像の専門職 1 名）
まつり振興課	○無形文化財・無形民俗文化財の継承・公開への支援
地域産業支援課	

（令和 4（2022）年 5 月現在）

文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、必要な調査及び研究を行う（福岡市文化財保護条例第42条第2項）。

氏名	専門等	役職名
井手 誠之輔	美術史	九州大学大学院 教授
岩崎 義則	歴史学（近世史）	九州大学大学院 准教授
岩永 省三	考古学	九州大学 名誉教授
○ 上原 誠一郎	鉱物学	前九州大学大学院 助教
玉泉 幸一郎	植物学	前九州大学大学院 准教授
◎ 佐伯 弘次	歴史学（中世史）	九州大学 名誉教授
坂上 康俊	歴史学（古代史）	九州大学 名誉教授
佐藤 佳代	美術史	前九州産業大学 准教授
須永 敬	民俗学	九州産業大学 教授
田坂 順子	国文学	前福岡大学 教授
福田 千鶴	歴史学（近世史）	九州大学 教授
藤岡 健太郎	歴史学（近代史）	九州大学 教授
松岡 高弘	建築史	有明工業高等専門学校 教授
宮岡 真央子	文化人類学	福岡大学 教授
○ 宮本 一夫	考古学	九州大学大学院 教授

（敬称略、五十音順、◎は委員長、○は副委員長）



市民と行政の連携

文化財の保存・活用の体制

(2) 市民と行政の連携強化

多様な主体の間を取り持って円滑に本計画を進めていくために、以下のことに取り組みます。

1) 各主体の活動の情報発信・顕彰

地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者、企業、大学等教育研究機関等が、市内各所で積極的に文化財を保存し活用する活動を行っています。このような活動をより多くの市民に知ってもらい、より多くの市民の参加意欲の向上を図るため、情報発信や顕彰などの周知活動を進めていきます。

【関連する施策】

取組 4- ① 歴史文化のストーリーの発信強化

取組 7- ② 歴史文化を通じた交流を促す環境づくり

2) 各主体の人材育成支援

文化財の保存・活用にかかわる各主体は、それぞれの活動の内容に応じて必要となる知識やスキルが異なります。たとえば、史跡等で活動する保存会では文化財の管理や活用に関する基礎的な知識、文化財をまちあるきに活用する市民団体においては地域の歴史文化に関する知識やわかりやすく伝えるためのスキルなどが求められます。各主体の活動の幅を広げるために、人材育成に関する助言等を積極的に行っていきます。

【関連する施策】

取組 5- ① 文化財の地域観光への活用推進

取組 6- ② 地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承支援

取組 7- ① 地域の文化財を活かした多様な学びの強化



ボランティアガイドの勉強会 (承天寺)



ボランティアガイドの勉強会 (国史跡今宿大塚古墳)

3) 各主体間のネットワークづくり

行政において、文化財所管部署と、教育、観光などの関連部署との連携の強化はもちろん、各主体が活動のなかで蓄積した、文化財の保存・活用にかかわる知識や経験や人材を、本計画の施策に最大限に活かしていくためには、主体間・人材間の情報共有を促進することが重要です。各主体の取組を把握し、積極的な情報提供によって活動する人々の間をとりもち、情報共有のネットワークの構築を後押ししていきます。



文化財にかかわるさまざまな主体による意見交換会

【関連する施策】

- 取組 2- ① 歴史的建造物等の保存・継承
- 取組 2- ④ 災害等への対策の強化
- 取組 3- ① 修理復旧と公開の推進
- 取組 4- ② 福岡市博物館・福岡市美術館を中心とした文化財の公開
- 取組 5- ① 文化財の地域観光への活用推進
- 取組 6- ① 文化財の連携による地域の魅力の創出
- 取組 6- ② 地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承支援
- 取組 7- ① 地域の文化財を活かした多様な学びの強化
- 取組 7- ② 歴史文化を通じた交流を促す環境づくり

(3) 進捗管理

以上のような推進体制を通じて、本市の文化財所管部署が本計画の進捗状況の管理・調整を行います。進捗状況をはかる成果指標としては、下記の項目を設定します。

歴史文化の継承 に関する成果指標	市民意向調査において 「歴史や文化財に関心がある」と答えた割合 【目標値】令和10(2028)年 80% 【参考値】平成29(2017)年 65.9%
人々の心の充実 に関する成果指標	市民意向調査において 「文化財保護活動への参加意欲がある」と答えた割合 【目標値】令和10(2028)年 30% 【参考値】平成29(2017)年 23.9%
都市の魅力向上 に関する成果指標	文化財関連施設等(※)の入館者数 【目標値】令和10(2028)年 300,000人 【参考値】平成29(2017)年 226,877人

(※) 福岡市赤煉瓦文化館、金隈遺跡甕棺展示館、野方遺跡住居跡展示館、平尾山荘、福岡城堀石垣保存施設、博多小学校石塁遺構展示室、東光院、福岡藩主黒田家墓所、福岡城むかし探訪館、福岡城・鴻臚館案内処三の丸スクエア

用語解説

頁	用語	解説
2	SDGs	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミット採択) に記載された国際目標。 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すとしており、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。
3	ポストコロナ社会	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、変化をとげた社会を示す概念。
3	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。「幸福」などと訳される。 SDGs のゴール 3 でも言及されており、企業や組織等のあり方を考える際の概念の 1 つとして使用されることも多い。人間的に豊かな生活の実現に対する支援や人権の保障などにより達成される。本計画では、特に精神的、社会的に良好な状態を意味する言葉として用いる。
3	サステナビリティ	「持続可能性」と訳される。人間活動が将来にわたって持続できるかどうかを表す概念。 経済や社会など人間活動全般に用いられるが、特に環境問題やエネルギー問題について使用されることが多い。
4	MICE	多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。 企業などの会議 (Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとったもの。
4	スタートアップ	新しい行動や事業を起こすこと。
5	有形文化財	建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。
5	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものの総称。人間の「わざ」そのものであり、具体的にはわざを体得した個人または個人の集団によって体現される。
5	民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものの総称。

用語解説

頁	用語	解説
5	記念物	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの）、名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの）、動物・植物・地質鉱物（動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの）の総称。
5	文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。
5	伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの。
5	文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能。
5	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財。
6	指定等文化財	国や地方自治体が、文化財保護法や文化財保護条例に基づき、重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録した文化財。 指定等をうけた文化財の現状を変更する場合は、法に基づき許可や届出が必要となる。一方で、保存修理や防災施設の設置、公開施設の整備などについては、補助制度を活用することができる。
8	ユニークベニュー	歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。
16	条里遺構	条里制に基づく地割の痕跡のこと。古代の律令体制下で徴税を目的に導入された土地区画の制度を「条里制」いい、これに基づく地割は変容をとげながら中世まで機能した。一部地域では、その痕跡が現在まで残っている。
24	転入超過	人口動態において、ある特定の期間における、転入数が転出数を上回っている状態。
24	社会増減	地方自治体や地域ブロック単位の人口における住民の転入数と転出数の差を表す。
27	グローバル創業・雇用創出特区	福岡市に設けられた「国家戦略特区」。福岡市では創業の支援と雇用の創出に取り組んでいる。 「国家戦略特区」とは、日本の経済活性化を目的として、国が、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定する特別な区域のこと。

用語解説

頁	用語	解説
27	開業率	ある特定の期間における、既に存在していた事業所（または企業）に対する新規に開設された事業所（または企業）数の割合。
29	NPO 法人	医療・福祉、環境、国際協力・交流などの社会貢献活動を行う、民間非営利組織・団体（NPO）のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。
35	ユネスコ 無形文化遺産	「無形文化遺産の保護に関する条約」第2条において、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」と定義されている。 条約には、締約国が自国内で目録を作成し、保護措置をとること、また、国際的な保護の措置として、「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、国際的な援助などが定められている。
47	ゲートウェイ	玄関口、入り口。
65	SNS	Social Network Service（ソーシャルネットワークサービス）の略。 人と人との現実の関係をインターネットを使って補助するコミュニケーション・サービス。
67	マイクロ ツーリズム	自宅から1～2時間程度の移動時間で行くことのできる近距離旅行のこと。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、人の移動と密を避け、安心・安全に過ごしながら地域の魅力を知ることのできる旅行として、注目を集めている。
67	長期滞在型観光	同じ場所に長く滞在し、日常生活を通じて現地の人や文化、慣習に触れる旅行形態の1つ。
67	インバウンド	外国人が日本に訪問する旅行。
69	ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などのこと。
70	カリキュラム	学校教育などで、学習活動のために準備された教育の内容を、目的や段階に応じて計画したもの。教育課程。
71	メセナ	企業が行う、直接的な見返りを求めない文化・芸術活動への支援活動のこと。

用語解説

頁	用語	解説
73	レジリエンス	困難や脅威に直面する状況に対し、適応する過程や適応する能力、適応した結果のこと。一般的に「復元力」、「回復力」、「弾力」などと訳される。近年では、個人だけでなく、企業や行政などの組織・システム等も使用され、備えておくべきリスク対応能力・危機管理能力として注目を集めている。
76	プラットフォーム	ソフトウェアやハードウェア、サービスを動かすための基盤となる環境のこと。
79	クラウドファンディング	群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。インターネットを通して起案者が自分の活動等を発信することによって、その賛同者から資金を募る仕組みのこと。インターネット上でのコミュニケーションや決済が一般化したことを背景に普及した。途上国支援や商品開発、自伝本の制作など幅広いプロジェクトが実施されている。
81	ハンズオン展示	実習、実験、体感など、体を使う（Hands-on「手を置く、手を触れる」）ことによる展示手法。展示物に実際に触れることで、探究心を刺激し、理解力を深め、楽しむことで、学習内容の定着度を上げる効果が期待される。
83	プレゼンス	存在感、影響力のこと。
86	アプローチ	対象へ働きかける方法。

福岡市文化財保存活用地域計画

編集・発行 福岡市
福岡市中央区天神一丁目8番1号

令和4年〇月